

平成25年第1回大多喜町議会定例会

## 6月会議会議録

平成25年 6月9日 開会

平成25年 6月10日 散会

大多喜町議会

## 平成25年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録目次

### 第 1 号 (6月9日)

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 出席議員                  | 1  |
| 欠席議員                  | 1  |
| 地方自治法第121条の規定による出席説明者 | 1  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名    | 1  |
| 議事日程                  | 1  |
| 開会及び開議の宣告             | 2  |
| 行政報告                  | 2  |
| 諸般の報告                 | 4  |
| 会議録署名議員の指名            | 6  |
| 報告第1号の上程、説明           | 6  |
| 報告第2号の上程、説明           | 8  |
| 承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 8  |
| 承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 11 |
| 一般質問                  | 14 |
| 吉 野 一 男 君             | 14 |
| 根 本 年 生 君             | 24 |
| 山 田 久 子 君             | 34 |
| 答弁保留の答弁               | 41 |
| 野 中 眞 弓 君             | 42 |
| 渡 辺 泰 宣 君             | 48 |
| 麻 生 勇 君               | 53 |
| 散会の宣告                 | 61 |

### 第 2 号 (6月10日)

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 出席議員                  | 63 |
| 欠席議員                  | 63 |
| 地方自治法第121条の規定による出席説明者 | 63 |

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名           | 63  |
| 議事日程                         | 63  |
| 開議の宣告                        | 65  |
| 議事日程の報告                      | 65  |
| 同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 65  |
| 一般質問                         | 67  |
| 山田久子君                        | 67  |
| 渡辺泰宣君                        | 75  |
| 野中眞弓君                        | 83  |
| 吉野一男君                        | 91  |
| 根本年生君                        | 100 |
| 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 110 |
| 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 133 |
| 日程の追加                        | 135 |
| 請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 136 |
| 請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 137 |
| 請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 139 |
| 日程の追加                        | 139 |
| 発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 140 |
| 発議第2号～発議第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決 | 143 |
| 休会について                       | 147 |
| 散会の宣告                        | 147 |
| 署名議員                         | 149 |

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

( 第 1 号 )

平成25年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

平成25年6月9日（日）

午前 9時58分 開会

出席議員（12名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 根本年生君  | 2番  | 正木武君  |
| 3番  | 吉野一男君  | 4番  | 麻生勇君  |
| 5番  | 野村賢一君  | 6番  | 江澤勝美君 |
| 7番  | 志関武良夫君 | 8番  | 渡辺泰宣君 |
| 9番  | 吉野僖一君  | 10番 | 山田久子君 |
| 11番 | 野中眞弓君  | 12番 | 小高芳一君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

|        |        |             |        |
|--------|--------|-------------|--------|
| 町長     | 飯島勝美君  | 副町長         | 鈴木朋美君  |
| 教育長    | 石井信代君  | 総務課長        | 花崎喜好君  |
| 企画財政課長 | 小野田光利君 | 税務住民課長      | 市原和男君  |
| 健康福祉課長 | 関晴夫君   | 子育て支援課長     | 石井政一君  |
| 建設課長   | 野口彰君   | 産業振興課長      | 末吉昭男君  |
| 環境水道課長 | 川寄照恭君  | 特別養護老人ホーム所長 | 齋藤健二君  |
| 会計室長   | 高橋啓一郎君 | 教育課長        | 加曾利英男君 |
| 生涯学習課長 | 渡辺八寿雄君 |             |        |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋謙周 書記 大竹義弘

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 一般質問

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（小高芳一君） おはようございます。

第1回の議会定例会6月議会をご出席いただきまして、大変ご苦労さまでございます。また、本日は町長さん初め町執行部職員の皆様、そして議員各位には、この日曜議会が皆様のご理解ご協力を得て開催されますことを心より感謝を申し上げる次第でございます。

大多喜町議会では、町民の負託に応えるためにこれまで同様、議会の改革を進めるとともに、議員と議会の活動原則を定めた議会基本条例に基づきまして、いろいろと取り組んでまいりたいと思っております。通年議会あるいは本日の日曜議会、それもその一つでありますけれども、これから住民との懇談会、さらにはいろいろな政策提言をしていくと、こういう考えも持っております。

町民とともに進めるまちづくりを目指しながら、一步一步着実に進めてまいりたいと思いますので、各位にはご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、第1回議会定例会6月議会の再開に当たっての挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は12名です。したがって、会議は成立いたしました。

本日6月9日は休会の日ですが、議事の都合により、平成25年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより、6月会議を開きます。

（午前 9時58分）

---

### ◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成25年第1回議会定例会6月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議会定例会6月会議を開催させていただきましたところ、議長さんを初め議員の皆様方には公私ともにご多忙の中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

また、議員各位におかれましては、日頃より行政運営には何かとご支援ご協力を賜りますことを、心から御礼を申し上げる次第でございます。

まず、行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました第1回議会定例会

3月会議以降につきましたの報告書により、ご了承をいただきたいと思います。

さて、本日は、本年度の初めの定例議会でございますので、本年度の町の事業推進方針等の一部を紹介させていただきたいと思います。

最近の経済情勢は、景気の明るい兆しが少し見えるものの、まだまだ実感としてあらわれてこないのが現状であります。円安による輸入品の高騰等が消費にどう影響するか、不透明なところでもございます。

このような中で、本年4月末に首都圏中央自動車連絡道市原鶴舞インターが開通して1カ月余りが経過しますが、この開通によりまして、本町への経済効果や交通形態は大きく変わってきているところであります。町の活性化に向けてさらに牽引してくれるものと期待をしているところでございます。

また、本町から東京、横浜方面へ1時間程度で通勤通学が可能となり、定住化対策等に今後の見通しはかなり明るいものと思われまます。これにより、本町の最大の課題であります人口の減少を抑える施策として、宅地分譲や高速バスの支援等を積極的に推進し、都心に働く方々が安価で住みやすい土地を求めて転入されることや、本町から都心に通勤通学が可能になることにより、人口の流出もとめることができると期待をしているところであります。

また、逆に都心から本町を訪れる観光客の増加も予想されることから、町内の交通体系の見直しをあわせて図ってまいりたいと考えております。

次に、農業関係でございますが、野生動物の被害は年々増加をしておりますので、この対策に努め、農地の耕作放棄地等を積極的に活用する事業や、自然を生かした観光地づくりなどに取り組み、移住希望者や体験農業者等の募集も図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも議員皆様のご理解ご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、最後に本日の定例議会でございますが、議員各位のご努力により、議会改革の一環で住民に開かれた議会として日曜議会が昨年度より開催をされてまいりましたが、本日は報告案件が2件、承認案件が2件、そして6名の議員から一般質問が行われ、あすの通常議会では同意案件が1件、補正予算等の議案が2件、そして残された一般質問が予定をされております。

以上、よろしくご審議の上お願いを申し上げ、会議冒頭のご挨拶とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります、第1回議会定例会3月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願います。

このうち、5月23日開催されました夷隅郡市広域ごみ処理施設建設推進委員会の関係につきまして、委員であります正木武君から会議の内容を報告する旨の申し出がありましたので、お聞き願います。

2番正木武君。

○2番（正木 武君） 夷隅郡市広域ごみ処理施設建設推進委員会会議結果の報告をいたします。

夷隅郡市広域ごみ処理施設建設推進委員会が5月23日に招集されましたが、都合により出席できませんでしたので、後日会議の結果について聞き取りしてまいりました。その概要について、要約したものを議員各位のお手元に配付してございますので、簡略に報告をいたします。

議題は、構成市町村の課長等で構成されております幹事会へ協議を付託しておりましたごみ処理建設の排ガス公害防止基準についての外、3件の答申結果について審議したものであります。

議題1は排ガス公害防止基準について、議題2はごみ処理建設での発電設備の設置について、議題3は小型家電リサイクル法の制定に伴う対応について、議題4はごみ処理施設建設工事請負業者への発注方法について、であります、個々の議題について協議した結果、幹事会から答申のあった結果は妥当であるという結論に達し、その結果については記載のとおりであります。そして、結果を管理する管理者に報告することになりました。

なお、その他として、管理者からの諮問事項は、これまで建設推進委員会を開催して幹事会に諮問事項を付託するかどうかを協議してまいりましたが、事務の効率化を図るため、今後は委員会を開催しないで委員長からすぐに幹事会に付託し、その答申をもとに委員会で協議し、管理者に報告をすることになりました。

以上で、報告とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、4月25日及び5月23日に実施いたしました月例出納検査結果の報告がありました。

お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

さらに、法律の規定に基づきまして、有限会社たけゆらの里の経営状況を説明する書類が

町長から提出されました。議員各位には、その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

また、T P P 交渉参加に関する意見書の提出を求める請願外 2 件が提出されておりますが、本日本会議終了後に議会運営委員会でその対応を協議願うことになっておりますので、あらかじめ承知願います。

なお、記録及び議会報掲載のため、職員による写真撮りを許可しておりますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小高芳一君）　これから日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

8 番 渡 辺 泰 宣 議員

9 番 吉 野 僖 一 議員

を指名します。よろしくお願いします。

---

#### ◎報告第 1 号の上程、説明

○議長（小高芳一君）　これより、日程に入ります。

日程第 2、報告第 1 号　繰越明許費繰越計算書について、報告を願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君）　それでは、報告第 1 号　繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたしますので、1 ページをお開きください。

平成24年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告します。

2 ページ、3 ページに繰越計算書がございますので、こちらをごらんください。

繰越明許費事業として 8 事業でございます。

まず、款 2 総務費、項 2 徴税費、税務総務事務費39万8,000円ではありますが、固定資産税不服申し立てによる訴訟に係る弁護士費用であります。判決の申し渡し日が年度を越えたことから、平成25年度へ繰り越しました。

次に、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、農業総務事務費16万8,000円は、隣接の土地所有者、境界確認証明書の訂正の申し出による訴訟に係る弁護士費用であります。同じく、判決の申し渡し日が年度を越えることから、平成25年度へ繰り越しいたしました。

同じく、農林振興事業1,000万円は、平成24年度国の経済対策で補正した過疎集落自立再生緊急対策事業で行う、養老溪谷観光センターを中心とした老川地区活性化プロジェクトの事業費であり、年度内完成が見込めないことから平成25年度へ繰り越しいたしました。

同じく、農業基盤整備促進事業 1 億4,984万4,000円は、暗渠排水工事や用水路、排水路の改修工事等で、国の経済対策補正予算により急遽事業化した国庫補助金交付金事業であり、年度内の事業完成が見込めないことから繰り越しいたしました。

次の、款 6 商工費、項 1 商工費、遊歩道整備事業1,514万7,000円は、面白峡遊歩道の設計及び測量調査業務であります。現在実施中の環境影響調査終了後、千葉県環境審議会に諮問し、意見内容を設計に反映しなくてはならず、ルートにも影響があるが、審議会の開催が年度を越えてしまい、年度内の完成が見込めないことから繰り越したものであります。

次の、款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、道路維持管理事業150万円は、1、2 級町道の舗装路面の性状調査で、国の経済対策補正予算により急遽事業化した交付金事業であり、年度内の事業完了が見込めないことから繰り越しいたしました。

同じく、町道改良事業7,994万6,000円は、町道宇野辺当月川線改良工事に伴う設計業務、また増田小土呂線歩道設置工事に伴う用地買収、また物件移転補償等で、用地交渉の遅れや他の工事の遅れ、詳細設計が必要になったことによる遅れが内容であります。

また、中野大多喜線、大多喜高校線改良工事については、国の経済対策補正予算により急遽事業化した交付金事業であります。それぞれ年度内の事業完了が見込めないことから繰り越しいたしました。

次に、款10災害復旧費、項 1 公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業1,979万3,000円は、町道小倉野線及び小田代線の道路災害復旧工事で、工法協議や工事材料選定に日数を要し、年度内の事業完了が見込めないことから繰り越しをいたしました。

以上が、繰越明許費の内容で、繰越事業費総額 2 億7,676万7,000円を平成25年度へ繰り越しいたしました。

すみません、説明の訂正をお願いいたします。

（「総務徴税费だよ、数字が違う」の声あり）

申しわけありません、一番最初に説明させていただきました総務費の徴税费でございます

が、36万8,000円でした。申しわけありません、訂正させていただきます。

以上で、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（小高芳一君） これで、報告第1号を終わります。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（小高芳一君） 日程第3、報告第2号 事故繰越し繰越計算書について、報告を願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてご説明をいたしますので、5ページをお開きください。

地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、平成24年度一般会計において、別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告します。

6ページ、7ページに繰越計算書がございますので、こちらをごらんください。

事故繰越し事業、1事業であります。款7 土木費、項2 道路橋梁費、町道改良事業301万8,524円は、町道増田小土呂線歩道整備工事であり、地権者との交渉が難航し契約までに日数を要したため、平成25年度に繰り越したものであります。

以上で、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（小高芳一君） これで、報告第2号を終わります。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいま議題となりました、承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、本文に入ります前に提案理由のご説明を申し上げます。9ページをお開きいただきたいと存じます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日公布されたことにより、大多喜町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年3月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告

し、承認を求めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、住宅ローン控除期間の延長、延滞金利率の引き下げ、東日本大震災により被害を受けた宅地等を譲渡する場合の特例措置となります。

それでは、本文に入らせていただきます。改正条文の読み上げではわかりづらいと思われるので、条文の内容につきましてご説明をさせていただきます。11ページをお開きいただきたいと思います。

大多喜町税条例（昭和30年条例第61号）の一部を次のように改正する。第54条第5項の改正につきましては、独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良事業が廃止されたことに伴う、固定資産税の納税義務者の規定から削るものでございます。

次の、第131条の第4項でございますけれども、同じく森林総合研究所が行っておりました土地改良事業が廃止されたことに伴う、特別土地保有税の納税義務者の規定を削るものでございます。

続きまして、附則第3条の2につきましては、延滞金の利率の改正となります。納付期限から1カ月を越えたものにつきましては、特例基準割合、国内銀行の貸出平均金利に1パーセントを加算したものでございますけれども、特例基準割合に7.3パーセント、1カ月以内は特例基準割合に1パーセントを加算した利率を延滞金とするものでございます。

現行の延滞金14.6パーセントから9.3パーセント、1カ月以内のものは現行の4.3パーセントから3.0パーセントに、それぞれ引き下げとなります。

続きまして、12ページの上から6行目をごらんいただきたいと思います。

第2項の、第52条の規定の関係でございますけれども、徴収の猶予がされている場合の延滞金につきましては、特例基準割合とするものでございます。

改正後の延滞金の利率につきましては、現行の4.3パーセントから2.0パーセントに引き下げとなります。

続きまして、附則第4条第1項につきましては、地方税法等の改正に伴う字句及び条項の整理となります。

次の、附則第4条の2につきましても、地方税法の改正に伴う条項の整理となります。

続きまして、附則第7条の3の2第1項につきましては、住宅ローン控除を4年間延長するものでございます。控除の対象となる住宅の取得年を、平成25年から4年間延長し平成29年までとし、控除期間は10年間とされておりますので、平成35年を平成39年まで延長するものでございます。

次に、附則第10条の2につきましては、条項の整理及び都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫等に係る固定資産税の課税標準を5年間、3分の2とする特例措置となります。

続きまして、附則の第17条の2第3項につきましては、租税特別措置法の改正に伴う条項の整理となります。

続きまして、12ページ、附則第22条の2の見出し中、延長を延長等に改め、同条第1項を次のように改める。内容につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡の延長の特例となります。

13ページ、14ページの表につきましては、関係法令の一部改正に伴う条項を整理したものでございます。

続きまして、14ページの中ほどの、第2項を加える内容につきましては、東日本大震災により消滅した土地、相続人の規定がありませんでしたので、この条文で相続人が譲渡する場合の特例措置を追加したものでございます。

次に、15ページ上段でございますけれども、附則第23条の1につきましては、地方税法等の改正に伴う条項の整理となります。

附則につきましては、それぞれ改正条項の施行期日を記載されたものでございます。

以上でございます。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

---

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいま議題となりました、承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきまして、本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。17ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地方税法を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことにより、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月30日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容といたしましては、特定世帯における世帯別平等割額の軽減期間を現行の5年間から8年間に、3年間延長するものでございます。

軽減割合は、1年目から5年間は現行の2分の1とし、軽減期間を延長しました3年間、6年目から8年目までにつきましては、4分の1を軽減するものでございます。

なお、特定世帯のうち軽減期間の延長の対象となる世帯を特定継続世帯と規定をしております。

それでは、本文に入らせていただきます。19ページをお開きいただきたいと思います。

第5条の2につきましては、平等割額の軽減期間を現行の5年間から3年間延長し、8年間とするものでございます。

特定世帯の定義といたしましては、国保加入世帯が2名で、うち1人が後期高齢者医療制度に移行することにより、国保加入者が1人となった世帯となります。

特定世帯のうち、3年間軽減期間の延長の対象となった世帯を特定継続世帯と規定をし、延長となった3年間の平等割額を1万8,750円とするものでございます。4分の1の減額措置となります。

第7条の3第1項につきましては、特定継続世帯のうち後期高齢者支援金分の平等割額を6,000円に定めるものでございます。

第23条第1号イ（ア）につきましては、特定継続世帯のうち医療費分の平等割額が7割軽

減となる額、1万3,125円に定めるものでございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

第23条第1号エ（ア）につきましては、特定継続世帯のうち後期高齢者支援金分の平等割額が7割軽減となる額を示すもので、4,200円となります。

第23条第2号イ（ア）につきましては、特定継続世帯のうち医療費分の平等割額が5割軽減となる額を、9,375円とするものです。

第23条第2号エ（ア）につきましては、特定継続世帯のうち後期高齢者支援金分の平等割額が5割軽減となる額を、3,000円に定めるものでございます。

第23条第3号イ（ア）につきましては、特定継続世帯のうち医療費分の平等割額が2割軽減となる額を、3,750円に定めるものでございます。

第23条第3号エ（ア）につきましては、特定継続世帯のうち後期高齢者支援金分の平等割額が2割軽減となる額を、1,200円に定めるものでございます。

附則の第15項につきましては、条文の整理となります。

以上でございます。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番志関武良夫君

○7番（志関武良夫君） この専決処分の問題についてですが、私のほうではこの問題については反対するというような趣旨の問題ではございませんが、先日も議会運営委員会の中でいろいろ皆さんから意見を出していただきまして議論したものの中で、余り期間の先が長いもの、そういうものについては通年議会を今やっているんで、余り長いものについてはその都度、適時にそういう、適正に処理していっても十分間に合う問題であるし、余り1年半、2年先のものについては、そういうものも出てきておりますので、そういうものについては適当な時期に適当に議会を招集していただいて、その中で処理していただくことがいいのではないかというようなことを、そういうことをやる上において、確実性と信頼性を得る上においても必要ではないかなというふうに思いますが、執行部のご意見はどういう考えを持っておられますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの志関議員さんのご質問につきましては、通年議会でございますので、期間のあるものにつきましては今、おっしゃるとおりでございます。

ただ、今回の件につきましては、4月1日施行でございますので30日に国のほうからの変更がございまして、4月1日変更ということになりますと1日で議会招集というのはなかなか難しいものでございますので、今回はそういうことで専決処分をさせていただいたところでございます。

○議長（小高芳一君） 7番志関武良夫君

○7番（志関武良夫君） 年度切り替えとかそういうときには、期間がない、そういう問題については緊急なそういう会議が必要だというふうな認識はっております。

しかしながら、この専決の問題については全体的に見て、余り長い問題については、早く専決をしても期間の長い中で状況が変わってくる場合も当然出てくるものもあると思うんです。そういったときにまたその再度のそういうものを議論しなければいけない。

そういう問題が生じないように、適時な対応をしていったほうが、ここは通年議会がありますので、いつでも必要とすれば議会を招集することはできるわけですから、その都度やっていったほうが適正かなと、そういうふうな考えを持つんですが、どうでしょうかね。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、今お話し申し上げましたように、専決処分は極力直すということの方針に、町としては変わりはありませんが、今回の場合にはもう本当に1日しか日にちがございませんでしたので、そういうことで専決処分をさせていただいたということでございまして、期間のあるものにつきましてはできるだけ専決処分は避けたいと思います。

○議長（小高芳一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから、承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

---

◎一般質問

○議長（小高芳一君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、さきの議会運営委員会で決定した順番で行います。

なお、この議会での一般質問の時間は、答弁を含め30分以内とします。

---

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（小高芳一君） 初めに、3番吉野一男君の一般質問を行います。

○3番（吉野一男君） 議長の指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問をする前に一言、議長にお礼を申し上げたいと思います。

今回の日曜議会は、議長がくじを引いて質問の順番を決定いたしました。おかげさまで、議長が1番を引いていただきましたので、大変感謝を申し上げます。ありがとうございました。なにしろ私、あんまりくじは弱いものですから、議長のおかげでこういう栄誉をいただいたことに対して、感謝申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、6項目につきまして一般質問をさせていただきます。執行部の明快なる回答をよろしくお願い申し上げます。

最初に、塩渕橋の架け替えについてでございます。

町道部田堀之内線塩渕橋は、昭和36年に架橋以来52年が経過をしております。また、老朽化しており、現状は欄干や橋脚等の破損やモルタル等の崩落が激しく、地域の利用者にとっては常に不安な状態であります。

この路線は、国道297号と国道465号を結ぶ重要な生活路線でもあり、また当地域の中では唯一の通学路として重要な橋でありますので、今後の町当局の方針をお伺いいたします。

1番目としまして、最初に、今年度修繕工事が計上されておりますが、その工事内容についてお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） ただいまのご質問にありました塩渕橋でございますけれども、小さいころ、しょっぱち橋というようなことで呼んできましたけれども、補修工事の内容につきましては、本年度橋脚、橋台の下部工を予定しておるところでございます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 橋脚の下部工ということですが、下部工というのはどのところですか。一番、欄干という解釈でよろしいんですか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 橋脚につきましては、読んでそのとおりの脚の部分、下の部分でございます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 国県の補助はあるのかということ、その割合についてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 割合と言いますと。

○3番（吉野一男君） 補助の割合があればですね。

○建設課長（野口 彰君） 補助の割合、補助の割合は55パーセントを予定しておりますけれども。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 55パーセントというと、国県とありますけれども、その割合については。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 合わせて55パーセントでございます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 合わせてということは、結局国と県は合わせて55パーセントということなんですけれども、国が何パーセントか、県が何パーセントか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） そこまでちょっと、手元の資料にございませんので、後ほどご返答したいと思います。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 続きまして、地方債の予算上、1,000万円ですか、借り入れはあるようなんですけれども、その借り入れの返済につきまして何年返済かちょっとお伺いしたい、起債についてですね、お伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それはあれですか、その今の、今回の工事についての返済はどのぐらいかという、こういうことですか。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 返済金額ですね、あくまでも借り入れる、一般財源からと起債は借りますよね。

その起債の返済期間ですね。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この辺につきましては、それぞれその工事内容とかそういうものによって、実はやはり補助率も違いますし返済期間もちょうと違いますので、ちょっとその辺を担当のほうとしては恐らくきょう細かく調べてなかったと思います。資料は当然ありますので、後日の答弁ということでよろしいでしょうか。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） では一応そういうことで、後日ということで、よろしくお願いします。

続きまして、耐震補強工事または耐震計画の考えがあるのかをお伺いしたいと思います。担当課長、よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 耐震橋脚、耐震補強工事につきましては、現在予定をしておりますが、今後、町地域防災計画にも記載されていますように、災害時道路ネットワークを形成するための道路に架かる橋梁については、耐震補強工事を実施していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 仮に、一般家庭の住宅であれば、一応基礎部分を改修いたしまして工事を行うということなんですが、橋については、当然耐震補強工事は済まないと実際には意味がないと思うんですよ。形として、基礎部分をきちっと決めた段階で、あと上物を補強するという形でないと、結局土台が崩れれば当然その上も全部崩れてしまうものですから、当然土台はしっかりした中で計画を立ててやらないと、そういう工事関係はいけないと思うんですけれども、そういう点で最初に耐震補強工事をしっかりやった中で、そういう補修工事をやるのがベストではないかと、そういう考えであるんですけれども、その点、町長、よろしいですか、町長、答弁お願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大多喜町には86橋ございます。それで、まず今、進めておりますのは、それぞれ86橋の耐震強度に問題はあるかないかという、実は調査を進めております。まず、それが前段でございます。

それで、それぞれ86橋の耐震強度の状況が出てから、それから今度は耐震補強につきましては、これは当然国の施策の中にあるわけでございます。国の施策として、まず耐震強度を調査しなさいということが出ておりまして、現在その調査を進めているところでございます。

その調査が終わり次第、今度は、それは当然報告になるわけでございますが、それから国の施策としてこの補強についてのまた補助事業等もございますので、そういったことも加味しながらまた進めなければいけないと思いますので、一つ一つ順番を決めて進めてまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 一応、笹子トンネルの事故のようなものが起きないとも限りませんので、しっかりとしたそういう耐震補強工事をやるように進めていっていただきたいと思います。

また、塩渕橋につきましては、特に台風や集中豪雨には危険で当然通行できない状態があります。橋梁がいつ流されるか心配でたまりません。また、橋の現況が台風や集中豪雨のときに、町長、現場の状況を見ていただきたいと思いますが、またそういう点で答弁を、町長のほうにお願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私のほうも、できるだけ担当課とともに現場の状況は見たいと思います。先ほど申し上げましたように、今、耐震強度の調査もしているところでございますので、できるだけそういう機会に私のほうも現場を見たいと思います。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 町長、よろしくお願いします。

続きまして、3番目の問題に移ります。

架け替えした場合の工事費について、お伺いをいたします。担当課長。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 架け替えの場合の工事費につきましては、規模にもよりますけれ

ども同程度の橋梁とした場合、約7億円程度の工事費になるものと思われます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 7億円という大変な金額でありますので、そういう点を踏まえましてまたよろしくお願ひしたいと思います。

4項目めといたしまして、橋梁の基金の積立金は考えがあるかお伺ひします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 橋梁の基金の積み立てについては、考えておらないところでございます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 橋梁をつくる場合には、何億円と言いましたか、7億円ぐらいかかるわけです。大変お金が必要となってきますので、財政上特に厳しいと思いますが、幾らかでも少しずつでも橋梁の架け替え用に基金の積み立て、そういうものをやっていただければ、特に老朽化している危険な箇所について、順次工事が進められるのではないかと考えますので、一応その点も町長にお伺ひしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほどもお話をしたんですが、86橋あります。そこで耐震診断をいたしまして、それぞれその橋にどれぐらいかかるかというのはそれぞれ違うと思いますが、多分その金額としてはとてつもない金額になります。当然、国、県の補助金がなければできないものではないわけでございます。

そういうことで、いろいろ町としても目的税としてはいろいろ積んではおりますが、当然我々この橋補強につきましては、国、県の補助率の非常に高いもの、そういったものをなるべく利用しながらやりたいと思いますので、基金を積んでおくことでそれが解決できるものではございませんので、まず補助率のいいものを探すということが前提になろうかと思ひます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その点、あくまでも金額が大きくなるものですので、橋の場合はですね、特に。その場合、多少なりとも一般財源を繰り入れた中でやれば、多少その基金という形で乗っけておけばそこから、例えば緊急の場合ですね、橋の緊急性についても対応できると思うんですけれども、少しでもそういうものを、結局86橋ですか、橋があるわけですので、そういう点を踏まえた中で多少なりとも、財政上大変厳しいと思ひますけれども、それをや

はり基金という形で少しでも積んでいただければ、今度橋をつくる場合に特に、安くなるんじゃないかと思いますので、その点ちょっと要望等入れて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小高芳一君） 答弁、いりますか。

○3番（吉野一男君） いや、よろしいです。

（「言ひますよ」の声あり）

○3番（吉野一男君） では。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 基金はいろいろ、さっき申しましたように、目的の基金もござひますが、そういう場合、町も財政調整基金もありますので、そういう柔軟な、できる基金も積んでござひます。

そういうことで、余りにも高額なのでそれを目的、橋梁に向けての目的だけの基金という考えは、今、申しましたように持ちませんが、逆に言えば財政調整基金等を利用できると思ひますので、その辺で対応したいと思ひてひます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その点であります、それはそれで財政調整基金等の関係でやるということでもありますので、そういう点であればよろしくお願ひしたいと思ひます。

5問目ですね、要望書の取り扱ひ及び保存年数について、お伺ひいたします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 要望書の取り扱ひ及び保存年数についてのご質問であります、まず取り扱ひについてお答えをします。

現在、陳情書、要望書は町長に直接手渡されるもの、また各課に陳情要望されるもの、また郵送や、中には電話や来庁されての口頭で要望されるもの等各種あり、取り扱ひもさまざまあります。保管も担当課であったり、全体計画の策定課である企画財政課であったりで統一されていないのが実情であります。

しかし、町では答弁書、要望書等のように書面ではない口頭の要望でも、書面で残すことで後の計画策定時に役立ち、また職員の引き継ぎ時、さらに記録として残すことの重要性から、現在も要望内容や要望者、町の取り扱ひ者を記載した要望確認書を残すこととしております。

さらに、ことしの5月から、その取り扱ひを統一するため、ごく簡易なもの以外の陳情要

望等は必ず企画財政課を通して受領し、回答の取りまとめ及び要望者への回答も企画財政課から書面で回答することといたしました。

また、口頭での要望についても、要望受付書として様式を統一したところであります。そして、この要望受付書の写しを要望者本人にその場で手渡すことも必ず行うことといたしました。

さらに、電話での要望でも、簡易なもの以外基本的に区役員を通し、書面で要望いただくようお願いしております。

次に、保存年数についてお答えいたします。

現在、請願要望等は大多喜町文書管理規程第44条では、保存期間10年と定めておりますので、10年を経過したものから順次廃棄をいたします。また、陳情書、要望書等の取り扱いで答弁したとおり、ほとんどのものは企画財政課を通すことから、要望書、陳情書等の原本は企画財政課で保管し、写しを担当課で保管することといたします。2つの課で保管することから、10年以内に所在不明となることはなくなると考えております。

先ほどにも答弁いたしましたが、今後区長さんを初め町民の皆さんには、陳情要望等なるべく書面でいただくか、来庁して詳細をお話いただき、要望受付書として保管していただくことをお願いしていきたいと考えております。

さらに、区役員交代の際には、要望等の引き継ぎもお願いするとともに、町においても財政状況や国県補助金の新設、また重点施策等状況の変化もありますので、再度の要望もご検討いただきたいと考えております。

町においては、いただいた要望等をさまざまな観点から総合的に判断し、可能なものから町の計画に反映してまいります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 一応、要望書につきましては、保存年数が10年ということでありまして、けれども、そういう文書管理規程に決まっておりますが、それは納得いかない話なので、結局要望して、事業が完成したらそれはもう廃棄するとか、10年ではなくてそういうことを、規定ではそういう形で10年となってますけれども、工事が完了した時点でそれを廃棄するという形でないと、実際に経過が全然わからなくなってしまうですね。そういう関係がありますので、完成するまで、保存期間は10年であっても、そのまま残していただければと思います。

また、例の塩渕橋の架け替えについての当初要望書は、平成8年11月11日、これは私も部田の区長だったんですけれども、堀之内の区長さんと私、部田の区長で、連名で出しました。これが平成8年です。その要望書が保存されていないということで、軽易なことであります。軽易な要望であれば保存しなくても納得いくところでありますけれども、あくまでも、軽易な要望であれば保存が納得いくわけでございますけれども、工事が着手とか完了した要望書については、完了するまで保存するべきだと思います。

また、その後、平成18年と平成22年ですか、それについても堀之内区長と八声区長、部田区長、3者連名で要望書も提出してあります。今まで、数回にわたり要望書を提出しておると聞いております。そういう関係ですね、最近のものは要望は残っておるわけですが、平成8年11月11日に提出した要望書については、保存期間10年ということであればないわけでありますけれども、そういう点で、特にそういうものは、まだ工事の着工も何もしておりませんので、そうやってあくまでも要望しないと、結局それが進まないということになりますので、一応その過程を調べた中で、地域住民が重要なものであれば特にそういうものを、何回も要望すると思いますので、そういうものを踏まえた中で要望書を継続してとっておいていただければ、それは一番、後のためにいろいろな対応ができるんじゃないかと思いますので、その点、ちょっとよろしくお願ひしたいと思いますけれども。

答弁、ちょっとお願ひします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 町の文書管理規程でございますが、やはり町には非常に文書も多く、また中には要望等についても非常に多い文書量でございます。

そういった点におきましては、やはり10年を経過したものから順次廃棄をしたいということとは、この規定をつくる際においていろいろな文書量を把握して決定したものでございますので、その点につきましては廃棄はしたいと考えております。

ただし、先ほどの要望の中でも、必ず要望をいただいた際においては、町においては回答をさせていただいているはずでございます。要望については、例えば先ほど建設課のほうで答えをしたように今回は補修工事で今後対応していくとか、国の方針や町の方針、また補助金の新設等々いろいろ、そういったものも踏まえて地域へ回答させていただいております。

そういった中では、町だけに要望書をとっておけということではなくて、先ほどちょっとお答えさせていただいたとおり、区役員が交代の際には要望の引き継ぎもお願ひしますとい

うのは、町もいろいろな情勢が変わりますので、新しい補助金等ができた場合においてはそういうものも可能になる可能性もございます。

そういった点では、毎年毎年くださいよということではないんですが、一度町のほうで回答させていただいたものを踏まえて、1年おいてまた要望するとか、町のほうの回答の年数が来ているのにまだ施工しないとか、そういう際には再度要望をいただくとかしていただければ、非常に町のほうとしてもありがたいところでございます。

今後においても、なるべく重要なものについては当然その計画のほうも上げていきますし、そのように回答させていただきますので、その辺でご了承いただければと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 吉野議員に申し上げます。質問時間、残り5分です。簡潔に質問のほうをお願いします。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 実際に地区においては、あくまでも区長は1年で交代しますので、結局申し送りというのはなかなか、いろいろな関係でできない場合もあります。数年そういう区長に携わっておりまして、いろいろな関係がわかるわけですがけれども、だいたい今、どこの地区も1年という形で、まあ総元地区においては1年交代で全部やっております。

そういう関係で、特に申し送りとかやる区もあればやらない区もありますので、そういう点を踏まえた中で、やはり町としてそういうものをきちっとした文書管理をしていただいて、できれば要望はなくても重要なものについては、町のほうからこういうものがあるということで、経過はこういう状態だということを各区のほうへ報告していただければ、また区のほうとしても納得するし、要望したからといって回答がないからそういう形で何回も要望するんだと思いますので、そういう点を特に、地区においてはそういう点がありますので、できればそういうものを逆に町のほうからこういうものが要望が出ているから、これを今こういう状況で進んでいる、対応していますからということを区長に話していただければ、区長も安心するし、区長もそれでわかっていて要望するとかしないとかではなく、やはりそういう点でこういう要望が出ているんだなという形をとれますので、できれば、事務的に煩雑になると思いますけれども、とりあえずそういう重要なものについては、できるだけ区長さんを通しまして経過的なものを話していただければよろしいのではないかと思います、その点、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） お答えいただきました区役員の交代ですね、そういったものについては、町のほうも当然その職員間で引き継ぎもいたしますし、そういった引き継ぎ書の中に要望等についても、重要なものは計画に反映してあるとか、そういった引き継ぎは現在もしております。

先ほどもお答えしたとおり、区役員の交代の際には町だけに頼ることなく、やはり引き継ぎをしていただきたいと思います。また、町ではいろいろな町政懇談会とか出前行政講座とかそういった際もございますので、全ての職員が全て要望を把握しているわけではございませんので、大きな要望につきましては、その際においてご要望いただくとか発言をしていただくとか、そういう機会をなるべく捉えていきますので、そういった際にまたご要望いただければと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 時間がないようですけれども、答弁をもう一点だけお願いしたいと思います。

残っているんですけれどもとりあえず、今の要望の関係なんですけれども、要望書は各課、ときによって議長である、企画課である、総務課であると、いろいろな関係で担当課でやるということになるんですけれども、やはり要望書というのは各担当課へ回すのではなく、あくまでも一本化ですね。企画財政課であるなら企画財政課で一本で要望書を取りまとめて、それで永久的に残すような対応はとらないとやはり、担当課だけではまた、まあ担当課がずっと持っていればいいんでしょうけれども、そうではなくて今、企画財政課でやるということであれば、企画財政課でずっと要望書を取りまとめておいたほうが、いずれにしたってそういう関係もわかるし、いろいろな経緯もすぐわかる関係もありますので、そういうものを統一した見解をぜひお願いしたいと思うんですけれども、町長、どうでしょう。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 統一したほうがいいというお話、今、いただきました。

実は、先ほど課長も答弁しております。今年度から、窓口は企画財政課一本化ということで、そこで全部まとめて、その要望書については取りまとめします。

しかし、それぞれ窓口はございますが、窓口でもその資料としては残します。そして両方で保存をいたします。そういうことで、窓口としては企画財政課が一本化ということで、も

う今年度は進めるということで先ほど答弁したとおりでございます。

また、もう一つは10年で一つの区切りといいますのは、10年の間にはやはりできることとできないことが当然出てきます。そういう中で、恐らくその都度答弁をしてお答えをして区長さん方にご返事をしてございますが、それらを踏まえまして、先ほど課長の答弁にありましたように、今度はそのことからいろいろとまた要望等をしていただければと思いますので、これは双方がその辺に気を配ることが重要だと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 吉野一男君に申し上げます。

持ち時間30分は終了しました。一般質問を終了してください。

○3番（吉野一男君） はい。一応、町長、またそういう点はよろしくお願いします。

もう一点残っておりますけれども、また次回に回したいと思います。よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここで11時10分まで休憩します。

（午前11時06分）

---

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

---

#### ◇ 根 本 年 生 君

○議長（小高芳一君） 次に、1番根本年生君の一般質問を行います。

○1番（根本年生君） 今、指名されました根本でございます。

何分不慣れでございます、マイクの前に立つとつい感情が高ぶってしまいまして、失礼な発言等あるかとは思いますが、大多喜町に対する熱い思いが感情を高ぶらせているんだということで、ご容赦願えればと思います。

それでは、質問させていただきます。

町民参加の町づくりについて。

地域のことは地域で決めるという地方分権の時代が進められています。大多喜町としても自主的なまちづくりができるとともに、みずからの決定と責任でまちづくりを続けるという責任も増しています。

しかし、高齢化、厳しい経済情勢、町民ニーズの多様化などにより、個性豊かなまちづく

りを進めていくには行政主体のまちづくりでは難しくなっており、そこに暮らす人々が本当に望むまちづくりを行っていくためには町民参加のまちづくりがどうしても必要になってきています。

その件について、幾つかご質問したいと思います。

1、町民参加の基本目標について。

大多喜町でも新第3次計画の中で、みんなでつくる喜びのまち、ともに築く大多喜町をテーマに、新たな時代の参加と連携のまちづくりと称し、性別や年齢等にかかわらず、全ての町民が意欲と責任を持って、まちづくりのあらゆる分野に積極的に参画し、町民主役のもとにまちづくりが効果的に推進されるよう、町民の参画と連携のための環境や土壌づくり、それを支える柔軟で効果的な行財政の体制づくり、さらには広域的な連携の一層の強化など、新たなパートナーシップの確立を図り、本町にかかわる全ての人々の英知とパワーが結集された参加と連携による協働のまちづくりを目指します、と提唱しております。

このことが、まさにそのとおりに行われれば、厳しい現在の大多喜町の情勢も少しずつよくなるのではなかろうかと期待しております。

その中で、この基本目標を強力に推進していく必要があると思いますが、その意思に変わりはないか、確認させていただきます。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま根本議員さんのご質問でございますが、今、私ども町も、ともに築くということで今、いろいろと進めているところでございます。これは、私も町長になりましてから3年間、ともに築く大多喜町ということで、このテーマのもとに進めております。特に、協働のまちづくりということで進めてまいりました。

これは、私どもの基本の目標でございますので、この姿勢に変わりはありませんし、これからまたさらにこれを強力に推進してまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。今の力強い発言、大変うれしく思います。

すみません、議長、私、何分までですかね。

○議長（小高芳一君） 16分からです。46分。

○1番（根本年生君） 46分、すみません。

私も町議になりましてまだわずかなんですけれども、町政に携わらせていただいて、町長初め町の職員の方々が一生懸命町のためにやっている努力、夜遅くまで、日曜日も、事ある

ごとに出て一生懸命やっけていただいています。本当に頭の下がる思いです。

しかし、町民一人一人の小さな力なんですけれども、熱い思いを持っております。大多喜町のために何かできないかということを生懸命考えておりますので、少しでもそのお手伝いを一緒にやらせていただければ幸いですと思っております。

続きまして、町民の意見を取り入れるには公募可能な委員を選出すべきと思っております。

現在、各種委員会についた法的根拠がなければできるだけ公募による選出する旨の答弁も前回ありましたが、各種委員会の中で公募による選出が可能なものは何があるか、また現在公募の委員はいらっしゃるのか、またこれから委員を公募する委員会等があったら教えてください。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 公募による選出可能な委員会及び現在公募による委員さんがいらっしゃるかというふうなご質問でございますが、現在のところ、現在の非常勤の特別職の公選以外の委員で報酬をお支払いしている委員会が28ほどございます。このうち、公募による選出が可能な委員会が5つほどございます。

その委員会の内容でございますけれども、国民健康保険の運営協議会の委員さん、これを被保険者代表で3名の委員さんが可能と思われます。そして、消防委員の住民代表の2名の方、これも可能かと思えます。それと、水道事業の運営委員会の受益者代表、これが5名いらっしゃいます。これも可能かと思えます。総合開発審議委員の一般の住民の方3名、これも可能かと思えます。そして、歴史的景観審議会委員の代表3名。それぞれがそれなりの要件は必要となりますけれども、公募は可能と思われます。

また、現在この中には公募の委員さんがいらっしゃいませんけれども、議員ご承知のとおり、本町の住民の気質といいますか、行政への信頼性ということかわかりませんが、委員等の公募をしても実際には応募がなかなかないのが現状でございます。その辺はご理解をいただきたいと思います。

しかし、昨年まで役場の庁舎の建設検討委員会というものを設けました。ここでもやはり公募の委員を設けましたけれども、その際には、この中にもその委員さんがいらっしゃいますけれども、公募で2名の委員さんを募集しましたところ、応募いただきました。

このように、広く住民の意見を聞く必要がある場合には、今後とも積極的に公募の委員を募集してまいりたいと思えます。これは、前回答弁をさせていただいた現状とは変わってはおりません。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 現在、公募の委員がないということでしたけれども、どうして委員がないのか。それは、町民の意見を広く聞く必要がないから、ないから委員会に公募の委員を選ばないんだと。選ぶのであれば、条例なり要綱なり何でも変えてやれば、私はできるんじゃないかと思うんですよね。

要は、町だけでやっていけばそれは楽だと思います。申しわけないですけどもね。町民はいろいろな方がいますから、いろいろな意見を持ってこられると困るということもよくわかります。しかし、町だけでは、どうしても今の状況を打破することは絶対できないと思っています。

これから、1 人でも多くの町民の意見を聞くために、条例等要綱それから規則、そういうものを改正して公募の委員を1 人でも2 人でもふやすよう努力してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 根本議員ご指摘のとおりでございます。

私ども、行政改革推進をしております。その中で、その行政改革の一環として、この5 月から指針をつくりましたけれども、大多喜町附属機関等の設置及び運営に関する指針ということで、それを5 月1 日から施行したわけでございますけれども、その中に幾つかの公募の委員あるいは女性の委員、女性の意見を取り入れようというふうなことで、女性の委員の割合、あるいは逆に議員さんが委員になっている委員会がかなり多くあります。そういう中で議員さんの数、原則的には何人以内とそういう数まで入れて、一応指針をつくってございます。

今後、そのような形で、先ほど私が申し上げました委員会等あるいは大きく言いますと、総合開発審議委員会等はまさにそういう住民の意見を必要とするものでございますので、積極的に今後公募をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） ただいま答弁のありました大多喜町附属機関等の設置及び運営に関する指針、これも私、見させていただきました。これを見たときに、ああ、少し進んだのかなと思う反面、なぜこういった大切なものが町民参加のもとにつくれないのか。あくまでもこ

これは、この指針を見ると行政側だけでつくっていると。町民が参加できるシステム、町民の意見が参加しやすい指針になっていない、あくまでも行政側だけでつくっていく。

どうしてこういった公募に関する指針を、選ぶ側と選ばれる側の人たちが出てつくれないんですか。選ばれる側も選ぶ側も、非常に不安なんですよ、公募で手を挙げるにしても、では私、何をやったらいいんだ、どんな立場で発言したらいいんだ、そういったことを、不安がたくさんあるんです。ですから、公募で選ばれる側の意見も取り入れて、これはつくるべきではないかと思います。

あともう一つ、これはどこでどのような形で、誰が決定したのか。私もちょっと調べさせていただきましたところ、この指針があることを知らない方も結構いらっしゃいました。

ですから、こういった大切なものが、どのような形で町民の意見も聞かずにつくられたのか。その辺をちょっと聞かせてください。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） あくまでも町の行政運営上の指針ということは、町長が町の行政を運営していく上で必要であるものですので、町のほうで定めさせていただきました。これは、確かに議員さんおっしゃるとおり、住民の意見を取り入れてやるという考え方もあろうかとは思いますが、町が行政を進めていく上で必要な指針ということでございますので、町のほうでこの指針を、町といいますか、町側でこの指針をつくらせていただきました。これが第1でございます。

そして、なぜこの指針をつくったのかといいますと、行財政改革を今、町が進めています、その中の一環として委員に、こういう各附属機関の委員あるいは協議会、そういう中に女性の登用、男女雇用均等という法が施行されておりますので、女性の委員も、女性の方の意見も必要であろう、あるいは本当に町が指名する委員さんだけではなくて、本当に公募をして委員会協議会等に必要な意見を一般から公募してもらおうではないかというふうな意見もございましたので、こういう改めて、今までもそういう、先ほど5つほどの委員会の中で選出されることがありますよというふうな話をしましたけれども、改めてその選出方法についてはその委員会協議会等の決まり等にはないものですから、改めてこういう指針を設けさせていただいたのが現状でございます。

確かに、これは5月1日に発効したばかりですが、やはり職員全員にまだ周知もされていないのが現状でございます。今後、こういうことのないように、またこういう方法も、各委員さんにも任期がございます。任期満了になる前に一読していただいて、職員にも理解して

いただくように、また住民の方々にも、公募する場合には広く広報あるいはインターネット等のホームページ等で公開して、募集をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、次の質問もあるので、もう一つこの件について、質問で終わらせたいと思います。

今、町の規則はですね、公募しないことが原則になっていると。公募するのを選んでいると。これは逆だと思うんです。公募するのが原則、その中で公募できないものは仕方ないからしない、公募するのが原則だと思います。町民が主役です、町民がまちづくりの意見の中に加わらなくて何のまちづくりができるんでしょうか。町政だけでやっていけば安心だと、町民は黙っていると、後からついてくればいいよと、そういったふうに思えてなりません。そういったふうに思っている町民の方もいます。

ですから、ぜひ公募が原則なんだと、公募しないのがイレギュラーなんだという形で今後は進めていっていただきたいと思います。

この件のあれは結構です、次またありますので。

続きまして、あとそれに伴って、町民参加のルールづくりについて。

先ほど言いましたように、指針できました。これはあくまでも行政側が判断してつくったもので、選ばれる町民側には一切立っていません。文言も難しすぎて、町民にはわかりません。これでは町民が参加しようと思っても参加できないと思います。手が挙がらないと思います。

ですから、再度町民参加のルールづくりをしていただきたい。今は各担当課が個人で判断してやっている。指針ができましたけれども、それだと難しすぎて町民にはわかりません。

ですから、町民を入れた懇話会みたいなのをつくって、いかに町民が参加しやすい形になるのか。町民も無関心でいることはいけないことだと思います。無関心である町民を少しでも町政のほうに目を向けさせる、そのような施策と同時に、町民参加の基本ルールの調査検討を行う懇話会のようなものを立ち上げて進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 町民参加のルールづくり、また懇話会のご質問でございま

すが、先ほど町側のほうの方針、指針といたしまして、大多喜町附属機関等の設置及び運営に関する指針について、総務課長のほうから答弁をさせていただいたとおり、町側の方針は出ております。

あとは、住民の方にご参加いただける公募できる組織とか会議、どのくらい町の中にあるのかどうか、その辺を調査してご参加いただける会議を拾い上げてみた上で、公募可能な会議におきましては、先ほどの指針にのっとりまして、委員を公募していくように努めていきたいと考えております。

逆に、もし町民の方が自分たちでルールをつくりたいということであれば、町の職員を除いて皆さんでおつくりになっていただいて、ではこれでどうなんだということを町に提言していただく、そういった方法もあろうかと思います。なまじそこに町の職員がいて、いやそれはだめですよとか、その会議は専門家だけですよということなく、逆にそういったご提言をいただく、私たちはこんなルールをつくったんだけど、どうなんだろうということをご提言いただくのも一つの方法かと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今、最後に町民だけでつくったらどうかと、本当、ありがたい意見です。しかし、町民だけでいざつくろうと思っても、実務的に無理です。

町がこういった方向性を示していただいて、町民の意見を聞くために、ぜひ町民側で町民参加のルールをつくってくれと、幾ら町民がつくっても町がそれを取り上げなければ何なりませんので、町は、必ず取り上げるからぜひつくってくれと、そういった強いメッセージを出さない限り、これはできません。申しわけないですけども、まだ住民にそこまでのパワーはないと思います。

それでですね、あとその中で公募をできない理由の中に、行政処分や個人情報を取り扱うものがあると、これは確かにそうかもわかりません。しかし、裁判員制度ができましたですね、これは我々も選ばれれば参加するわけです。そこはまさに個人情報とか行政処分、その領域なんですね。ですから、これも何とか工夫次第でできるのではなかろうかと。まあ無理なものは言いません。

あと、中に専門的な知識を有するからだめだと。一般市民の中にも専門的知識を有する人はたくさんいると思いますよ。一般公募する際に、こういった知識が必要だと、そういった条件をつけてやればこれも可能だと思います。

それで、多種多様な会議があるから非常に難しいと、これもわかります。多種多様な会議、多種多様なニーズがあるから、町民の意見を取り入れるべきなんです。昔みたいにある程度方向性が決まっていて、国でやることを県がやって町がやるということでは、何らつくる必要はないんです。今、町民のニーズが多様化しているから、町民一人一人の意見をくみ取るには、議員も一生懸命やるけれどもそれだけでは町民のニーズを把握できないと思っております。ですから、その辺も考えてできるだけ公募の委員をつくってもらいたいと思います。

それで、再度お願いですけれども、町民参加まちづくり条例策定懇話会、これは私がちょっと考えたあれですけれども、このような会をぜひ町主導で立ち上げていただきたい。その意見を尊重して町民参加のルールづくりをするということを明言していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員さんの、町民参加という熱い思いはよくわかりました。

まさにこういう懇話会を通じまして意見を吸い上げる、全ての意見を入れられるものではございませんが、ただ多種多様な意見というのは町の発展にとって欠かせないものでございます。そういうことで、意見というのはたくさん私どもも必要としていますし、これからもまた求めていかなければいけないと思っています。

そういうことで、この懇話会、こういう形のものがいいのかどうかはまた検討しますが、町民の皆さんの意見を吸い上げられるようなそういうものは検討したいと思っています。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。

ちょっと言い忘れましたけれども、その懇話会の中には、町民が参加する意識、目的、当然町民も参加したからには、言葉には責任を持たなければいけません。要は、いいかげんな気持ちで参加されては困るわけですが、その会議の目的とかいろいろ周知して、町民も責任を持って参加できる、そういった指針等をつけて懇話会をやっていただきたいと思います。

では次に行きます。

次、働く世代、子育ての町政の参加について。

大多喜町では子育て世代の町政の参加が、非常に少ない。さっきと連携しますけれども。私たち、私はもう60歳になりますけれども、恐らくここにいる多くの方々はまだお子さんが成長して独立している方が多々、本当にたくさんだと思います。

一番悩み苦しんでいるのは、これから結婚し子供を持って生活をしていく若い世代が一番不安を抱えて悩んでいると思います。大多喜町にこのまま住んでいいのか、大多喜町で結婚

して子供を産んでも少子化、人口減少で果たしてうまくやっていけるんだか、非常に不安いっぱいな世代だと思います。

その人たちの意見が町政に反映されていない。聞く場がない。言おうと思ってもなかなか言える雰囲気にならない。こういったことは、ぜひ、働く世代、若い世代、この人たちの意見を聞く場を設けていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 答弁は。

○1番（根本年生君） 町長で。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど、考え方は似通っておると思います。要は、町民の皆さんいろいろな世代がございます。高齢者からまた今、言いましたように子育ての世代と、いろいろございます。そういう幅広い世代から意見を聞くということは、町にとって決してマイナスではなくプラスでございます。これがまちづくりにとって、やはり一番重要なものであることは確かでございます。

そういうことで、幅広くいろいろな世代からいろいろなご意見をいただきながら、町政に反映できるようなそういう対話のできる、また皆さんのご意見が反映できるような場をつくり上げていきたいと思います。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。

それで、その一環としてですね、改めてここで若い人たちの意見を聞くというのは、経費もかかりますし時間もかかりますので、何か意見を聞く機会があったら、そのときに一緒に聞くと。

その中でちょっと私が考えたのは、子ども・子育て支援事業計画調査書の策定業務というのが今後予定されております。その中に、子育て中の町民のニーズ調査を行うことになっております。それを、多分アンケートによる方法でやると考えているのかと思いますけれども、これを聞き取り調査なりインタビューなりヒアリングなり、その席上で若い人たちの意見を聞くと。さっき言ったように改めて設けるというのは大変なことです。そうして、若い世代の意見を聞き、町政に反映させるべきと考えます。

また、子ども・子育て会議も予定されておりますけれども、その委員については、積極的にできるだけ公募で委員を1人でも2人でも選んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 初めに、ニーズ調査で直接子育て中の保護者から意見を聞き取り、また若い世代の意見を町政に反映すべきということだと思いますけれども、今回のニーズ調査は、国が共通設問を示すことから、保育、教育における量の把握、そして質の向上を図るためのアンケートによるニーズ調査でございまして、そして必要量を事業計画に反映するための調査であることから、直接意見を聞き取るということは考えておりません。

次に、子ども・子育て審議会委員を町民の中から公募できないかというようなことだと思いますけれども、子ども・子育て支援会議委員条例第3条で、委員構成について示しています。その中の、働く世代、子育て世代については、学校のPTA組織や保育園の保護者会組織を委員としたほうが、多くの意見を聞くことができると思われることから、子ども・子育て審議会委員については、公募によらない選考のほうがよろしいかなというような、今、考えをしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 確かに、国からいろいろな指針が出ていまして、こういったことについてニーズ調査をなささいという各項目が示されているようです。

しかし、それ以外に、町独自でこういったニーズ調査もしたいということが拒まれているわけではございません。町独自でそれに付随していろいろなことを聞くことを妨げているわけではございませんので、町独自として、それ以外にもいろいろなことを聞く項目を設けると同時に、直接本当に聞いていただきたいと思います。

それと、ニーズ調査の方法によりまして、これは国はアンケートということは明示しておりません。アンケートでもいいしヒアリングでもいいしインタビューでもいいし、これもある程度町のほうに任されているはずでございます。インターネットで調べたところですね。

そういった形でやろうとしているところも多数あります。恐らく業者委託とかになると思いますが、その業者委託の仕様書の中に、ニーズ調査についてはアンケート、ヒアリング、インタビュー、それらを兼ねて行くと。それ以外にも有効なニーズ調査の方法があれば提案しなさいというような項目もあるはずでございますので、できるだけやっていただきたいと思います。

それと、先ほどの公募の委員、確かに規程で10人以内となっていました。それで、各項目を見ると（7）まであつて7人、これはこういったふうに7人選びなさいとあります。残り3、まだ余裕があるわけですね。この3については、できるだけ公募で選んでいただきたい

と思います。

ちなみに、公募で委員を選んでいるところは茂原市、一宮町、今、子育て委員を公募しております。もう既に終わったところもありますけれども。これから大多喜町がやろうとすればできないことではないと思います。やろうと思えばできると思いますので、その辺、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） ただいまの、10人の中で残り2名になるか3名になるかということで、その辺を公募というご質問でございますけれども、先ほども申し上げたとおり、先ほど言った組織に事前に申し上げて、その辺で意見を吸い上げて集約できれば、1人公募したよりもより多くの意見が出るのではなかろうかと、このような考えでおります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 子育ての委員、公募による方法、あとニーズ調査、このアンケートも並行してもいいと思いますけれども、聞き取り調査も行うという形で行っていただきたいと思いますけれども、見解はいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 国の考え方というのは、基本的には我々も尊重しなければいけないので、その方向でいます。

ただ、今、根本議員の言われましたように、町独自でやってはいかんということではございませんので、もちろん職員の配置等いろいろ人員の問題もございますが、でき得る限り、先ほどから申し上げておりますように、やはり町民の皆さんの意見を吸い上げるということは、町にとってプラスでございます。そういうことで、できるだけそういう時間がとれて、そういう状況ができれば、やってまいりたいと思います。

○1番（根本年生君） ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

終わります。

---

#### ◇ 山 田 久 子 君

○議長（小高芳一君） 次に、10番山田久子君の一般質問を行います。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 10番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

現在、長期の景気低迷や人口減少、少子高齢化問題により、地域経済は大きな局面を迎えております。そのような状況下、2010年6月に国の成長戦略の一つとして、観光立国、地域活性化戦略が掲げられました。それは、観光の地域に対する経済波及効果、雇用創出効果が期待されているからにはほかならないと思います。観光産業は、観光産業従事者のみならず農業、製造業、運輸業、商業、歴史文化、地域等、幅の広い産業に寄与し、雇用を創出していくことが可能であると考えます。

現在、いすみ鉄道を初め、各種関係者の皆様の多大なるご努力により、大多喜町の観光客数は増加傾向にあります。圏央道も開通し、さらなる観光客の増に期待をしたいところでございます。

そのような中、いすみ鉄道をご利用されるお客様、特に団体でお越しいただいている方々から、大多喜駅、上総中野駅のトイレが足りないとのお声が聞かれております。

そこで、2点ご質問をさせていただきます。

初めに、大多喜駅の乗車人員ですが、年間で平成21年が12万4,814名、平成22年が13万3,583名、平成23年が13万9,124名、平成24年が13万529名と、増減はございますものの増加傾向にあると思います。団体客のご利用も、城下案内人の皆様のご案内実績を見るだけでも、平成15年度は3団体77人であられましたが、平成21年度、60団体1,977人、平成22年度、65団体2,055人、平成23年度、51団体1,605人、平成24年度、58団体1,794人と、多くの皆様にご利用をいただいております。このほかに、グループや団体でお越しいただいております方はさらに多いのではないかと推察するところでございます。

現在、観光協会にて施設内のトイレ利用を呼びかけ、対応をしてくださっておりますが、駅前の女性用トイレは和式2室、洋式1室です。どんなにすばらしい観光地でも、トイレが不快ですと全てが台なしになってしまう場合も多いのではないかと思います。観光地トイレは、観光客に旅の安心と快適性を提供することが求められていると申し上げては言いすぎでしょうか。

観光地として、満足度の向上とリピーターをふやす上で、グループや団体でお見えいただきましたお客様はもちろんのこと、観光会社や観光ガイドさんに安心して団体のお客様をお連れいただくためにも、トイレは必要ではないかと考えます。

久保の駐車場には、大型観光バスもとまります。いすみ鉄道利用のお客様とあわせて、増設が必要ではないかと考えます。また、ご年配のお客様や小さいお子様連れのご家族も多い

ことから、手すりの設置や洋式をふやすなどの改修も必要ではないかと考えますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいまのご質問で、大多喜駅におきましてのトイレの増設の件でありますけれども、ただいま駅前にございます観光本陣のトイレも以前よりも皆様方に入りやすく案内等看板を設置しまして、開放しております。鉄道で来られたお客様にも十分配慮をいたしまして、ご利用できるようにしております。

中には、トイレ渋滞を起こすことも、ご指摘のとおりしばしばございます。とはいいいましても、皆さんもやはり高速道路とか行かれた場合に当然トイレの渋滞も見受けられると思いますけれども、利用者全員が本当にスムーズに待ち時間なしでトイレをご利用いただけることがまことにいいことだと思うんですけれども、施設を管理する上から考えますとちょっと不合理かなというふうに考えますので、現在のところ、ちょっと増設については考えておりません。

しかしながら、先ほど議員さんがおっしゃられました和式のトイレですけれども、1基のみ洋式へと改修は一応考えてまいりたいと思います。1基を残すというのは、お客様の中にどうしても洋式だと公衆トイレの場合は使いづらいという懸念をされる方がいらっしゃいますので、その1基だけは残させていただいて、1基のみは洋式へ改修へと努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

そういうものの関連で、質問させていただきたいと思うんですけれども、確かにおっしゃるとおり、いろいろな便宜上管理をするということで、増設をしますと非常にいろいろな問題もあるかと思うんですが、今現在、例えば、大量にというか、多くの皆様が一度にお見えになりましたときに、大多喜の駅に関しましては単独浄化槽の16人槽が設置されているということで伺っているんですけれども、一度に多くの皆様がお使いいただきましたときに、こちらの放流水のほうの環境への問題というのは、余り心配をしなくてよろしいものなのでしょうか。お聞きしたいと思うんですが。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいまご指摘の浄化槽の問題ですけれども、駅の利用者数

に一定の、0.008という係数がございます、それを掛けたのが浄化槽の大きさになるので、その基準には一応適合はしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

それで、今、お手洗いのほうの一部を洋式化していただけるということで、和式も残す必要があるということは、本当にお考えとして私も理解できるところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

その際にですが、手すりの設置等というのはお考えがございますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） あわせて手すりのほうも設置させていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうしますと、そういう事業をしていただきます場合に、県の観光地魅力アップ整備事業というのでお手洗いの増設改修に補助金が出るというようなお話をちょっと伺ったことがあるんですが、こちらのほうの助成というのは使うことが可能でしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 観光地魅力アップにつきましては、今回はちょっと該当しないので無理なんですけれども、それにはちょっと条件がありまして、女性のトイレの数が男性のトイレの1.5倍にならないとだめですよという制限がございますので、そういう条件に合うものを設置する場合にはどんどん使っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

それと、先ほどトイレの維持管理費ということでお話があったんですけれども、トイレの広告による収入の可能性というのは、いかがでしょうか。トイレに広告を出す、そこを応募するとか公募するとか、そういう形で若干の収入を得るというのは、こういうものを考えるというのはいかがでしょう。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） トイレを有料にする。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） トイレを有料にするのではなくて、トイレに広告を出していただいて、その広告料をいただくというような、そういう感じです。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 失礼いたしました。

現在のところ、トイレに有料広告をとすることは考えておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 増設といいますか、改修ということでお話をいただいたんですが、実際に町も今、非常に観光に力をいただいております、お客様が本当に大量にお見えになれるというところもあると思うんですが、そういう場合には何か、一時的な対応とかそういうものはお考えでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 大量にお客様がトイレに来られたということの対応ということではよろしいですか。

○10番（山田久子君） はい、イベントとかがあったときに。

○産業振興課長（末吉昭男君） イベントとかの場合は臨時といいますか、仮設のトイレを借用しております。というのは、養老溪谷の紅葉が結構有名になっておりますので、秋の紅葉の時期には養老溪谷方面に数カ所、場所によって数は違いますが、利用客の人数に応じて現在ある公衆トイレに対しても一応仮設で増設というような形で、もう実施しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私どもやはり女性といいますのは、旅行に行きましたときにどうしてもお手洗いの心配をしてしまいますし、できるだけきれいなところとか、使いやすいところとか、待たないところとかっていうところもございます。

今、養老溪谷とかそちらのほう、確かに仮設をしていただいておりますが、町なかの皆様も本当に最近は頑張ってもらっておりまして、多くの方がお見えいただいているときもございまして、そういった部分の仮設のほうも今後ご検討いただけるとありがたいかと思えます。

続きまして、上総中野駅のトイレについて、ご質問をさせていただきます。

上総中野駅の女性トイレは、和式1室洋式が1室でございます。いすみ鉄道を団体でご利用くださいました際、お客様が一度に降りられるため、不足であるとお声をいただいております。特に、大原駅からご利用いただきました場合に、利用頻度があると伺っております。観光客の利便性の向上のために、改修、増設が必要ではないかと思っております。

しかしながら、上総中野駅の乗車人員は、平成21年4万7,476人、平成22年5万1,538人、平成23年4万4,507人、平成24年5万2,776人と、ふえてはおりますものの、大多喜駅の乗車人員からしますと少ない状況です。

そこで、上総中野駅に（仮称）コンビニ型複合コミュニティショップの設置をし、管理委託にて運営を行う中で、トイレの不足にも対応してはどうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいま複合型のコミュニティショップというお尋ねでございますけれども、現在中野の商店街を見ていただけるとおわかりかと思いますが、廃業されているところはかなり多くなってきております。

ということで、中野駅で現状のままあそこにコミュニティショップを置かれましても、経営上非常に困難になるのではなかろうかという判断ができますので、現状のところではちょっと難しいかと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今の、（仮称）コンビニ型複合コミュニティショップということで、これは私の案なのでございますけれども、7点ほど、活用の方法ということで考えさせていただいたんですが、1つとしまして、コンビニ的形態のお店とし、観光客の方にお店のトイレをご利用していただきます。

2つ目に、店内または店外でも結構なんですが、そこに飲食スペースを設け、観光客の方の休憩所、時間待ちの場として使っていただきます。

3番目に、観光案内所の役目も担っていただいてはどうかと思っております。西畑地域、老川地域を中心に、町全体の観光案内所としての機能も持っていただいたらいかがではないかと考えております。

4番目としまして、ここで観光のお土産も取り扱っていただいたらどうかと思っております。

す。いすみ鉄道、小湊鉄道両方の乗り合い駅でございまして、お客様がここからお帰りになるということもございますので、こちらにお土産というものも置かせていただいたらどうかと思っております。

5番目に、地域の買い物対策として、地域住民の生活に関する商品を置かせていただくというお考えはどうでしょうか。その場合には当然のことながら、中野商店街の既存のお店の皆様には特に配慮をしていただきながら、そこで用の足りないもの、なかなか入手できないものを置かせていただき、地域の商店街の不足分をここで補わせていただく、そういったことにご利用していただければどうかと思います。

6番目としまして、店内または店外で結構なんですけど、この飲食スペースには地域の皆様のお茶飲み場としての、コミュニティスペースとしてもご利用していただければどうかと思います。その中で、地域の皆様と場合によりましては観光客の皆様との触れ合いの場という、そういったものも生まれるのではないかと考えます。

7番目といたしまして、いすみ鉄道、小湊鉄道、双方の乗り入れ駅でもございます。地元学生さんの利便性の向上や、中房総観光として、さらなる観光客の増加に寄与できるのではないかなと思うのですが、この辺の考え方につきまして、どう思われますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今の、いろいろご提案いただきました件につきまして、この今のご提案は、コンビニ型といいますか、最近新しいビジネスモデルとして若干注目をされているところでございます。確かに、テーマを含めまして、非常におもしろいビジネスモデルかなという気がいたします。

先ほど課長が答弁いたしましたように、なかなか地域の人口減少ということの中で、非常に衰退をしているところでございますが、小湊鉄道あるいはいすみ鉄道を活用した中で、またその地域の資源を活用した中で、比較的このビジネスモデルというのは案外おもしろいものかなと思っています。

私ども、実は町のほうも一つプロジェクトを立ち上げて、今、進めているところでございます。まだこれはこれからどういう形でやるかというのは、これからの問題であります、今お話にありましたようなこのモデルというものを一つは念頭におきながら今、進めているところでございます。

これからどうなるかわかりませんが、一つのプロジェクトとして今、立ち上げたところでございますので、これからそういったこともご意見をいただきながら、また進めてまいりたい

いと思っています。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

大変前向きなご答弁をいただきまして、本当にありがたいと思っております。

そうしますと、中野駅のトイレにつきましてなんですけれども、今回はトイレということ  
を主に質問させていただいておりますので、トイレというところでもう一度、ご質問させて  
いただくんですけれども、こちらのほうも手すりとかそういったものに対しましては、設置  
というものはいかがでしょうか。お考えはございませんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 手すり等につきましては、現場等を確認し、ないものであれ  
ば設置してまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

圏央道も開通いたしました。車でのお客様はもちろんのこと、いすみ鉄道に乗りますと昭  
和の元気だったころを思い出すと話されるご年配の皆様や、ムーミンを求めてみえる若いご  
家族、鉄道ファンの皆様、いすみ鉄道、小湊鉄道を初め、中房総観光としての観光発展を大  
いに期待するところでございます。

トイレに求められるニーズも、一層多様化してくるのではないかととも思われます。今後と  
も、観光対策の一つとして位置づけていただき、ご検討いただきたいと強く要望して、一般  
質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午後 零時05分）

---

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時59分）

---

#### ◎答弁保留の答弁

○議長（小高芳一君） 先ほど、吉野一男議員の地方債借り入れについての質問がありました  
けれども、企画財政課長より回答したいということでありますので、お聞き願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議長のお許しをいただきましたので、午前中の吉野議員の一般質問でお答えできなかったものにつきまして、お答えをさせていただきます。

塩湊橋の改修工事の際に起こす起債の償還年数でございますが、起債のほうが過疎債でございます。過疎債で、償還期間は12年ということでございます。うち、据え置き期間が3年でございますので、実質の償還期間は9年でございます。

なお、利率につきましては、0.5パーセントでございます。

以上です。

---

#### ◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（小高芳一君） 次に、一般質問を続けます。

11番野中眞弓君の一般質問を行います。

○11番（野中眞弓君） 11番野中でございます。

私は、高齢者福祉サービスの充実について、一般質問を行いたいと思います。

一般質問をする前に、きょう3人の方が午前中一般質問をおやりになりました。根本議員の、まちづくりでぜひ町民の力を公募の委員を、それから観光地のトイレは顔なんだという山田議員の一般質問を聞きまして、私もことしで13年目になりますが、今まで時折、触れていたことが引き継がれているという思いで、心から応援していました。実現を願っております。

私は、高齢者の福祉サービスの充実ということですが、本町では高齢化率が34パーセント、住民の3分の1が高齢者という高齢化がかなり進んでいます。また、地域コミュニティの希薄化や世代間の交流の断絶でも、全国的にも懸念される中で、住民の孤立といいますか、孤立化とかが進んでおります。最近も若いお母さんと子供が餓死していて、長いこと発見されなかった。こういうことが1度2度ではないわけです。それで、お年寄りの場合は特に孤立化しやすくなっております。こういう中で、高齢者が住み慣れたこの町で安心して自立した生活を続けられるよう、高齢者福祉サービスの充実を改めて求めたいと思います。

1点目は、見守り活動の推進についてです。現在、本町の見守り安否確認等では、行政から地域包括センターの職員が75歳以上のひとり暮らしの方に対して、年1回訪問していろいろな状況調査をする。それから、民生委員の方が、多い方では月に一遍は回ってきてくださるという地域もあります。これは大変なことだと思うんですけども、民生委員の方々のご

尽力で適時訪問が行われています。

けれども、行政の見守り活動だけではなくて、民間事業者の協力を仰ぎ、きめ細かく、しかもさりげなく、高齢者を見守る体制を整える必要があると思うのですが、そういう考えはありませんか。伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） それでは、ただいまの野中議員さんの見守り活動の推進についてというご質問でございますが、地域で暮らす高齢者の方々の自立を支えるための民間との連携による見守り活動の推進についてということですが、地域において高齢者の方々が安心して生活を送れるようにするためには、地域の方々のフォローが最も大切なことだと考えておりますが、少子化、昼間の人口の減少などからそれもだんだん難しくなっております。また、議員さんがおっしゃられたように、行政のかかわりにも限界があるのもまた事実でございます。

今後は、地域、行政だけでなく、民間事業者であります郵便局、新聞販売店、ガス店、水道の検針員の方などにも協力を求めまして、新聞が何日分かたまったお宅とか、洗濯物が干しっぱなしになっているお宅とか、また雨戸が何日も閉まったままになっているなど、不自然な様子のお宅がありましたら、健康福祉課のほうへ連絡いただけるよう協力を仰いでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） それは、いつぐらいから始められる計画ですか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 町内の業者さんはほかにもたくさんあるんですが、今、言った郵便局、新聞販売店等のお店の方につきましては、早急にといいですか早目に協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） これは、直接担当がその事業者のところを訪問して、やられるんですか。

いすみ市では、ことしの1月ぐらいからやっていっちゃと思うんですけれども、先ほど根本議員が、公募で委員会でどんどん住民の知恵を引き出してと言いましたでしょう。そ

れと同じではないんですが、公募ではないんですけれども、いすみ市はいすみ市見守り活動検討委員会というものをつくって、社協の会長だとか民生児童委員長とか、充て職には違いありません、行政協力委員これ区長ですね、それから女性の会連絡協議会、介護サービス業者、郵便局、老人クラブ、ボランティア連絡協議会、要するに住民組織、住民組織の長なりかわりのある方を集めて3回ほど会議を開いて意思統一をして、それから行政が頼みに行くということをやっている。住民の意識を熟成させるということはとても大事だと思うんです。

そういうことに、早くやることも大事、それから住民の気持ちを高めることも大事、その両方の、ウサギを2匹とれないものでしょうかね。できるだけ易しいところから、住民の気持ちを引き出すということをやったらいいいんではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 先ほど、議員さんのほうからいすみ市のほうでは3回ぐらいの会議でということであったんですが、自分がいただいた資料だと延べ19回協議して、それでやっているということの資料があるんですが、ああ、その後2、3回ということですか。はい。

ただ、大多喜町としましては、協賛していただけたところをまずお願いして、そこから徐々に広げていきたいというふうに考えておりますので、その辺でご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） できるだけ早い時期に、では始めてください。当面ウサギは1匹で結構です。

その次なんですけれども、2点目は、緊急通報システムの改善について、伺います。

今、緊急通報システム、50台弱の機械が住民に利用されております。これは、ボタンを押すとセンターに行って、それでセンターはご近所の方に通報が行って、ご近所の方が見に行くというようなシステムになっていると聞いております。この方法ですと、夜中にご近所の人を起こしてしまう。それは大変心苦しい、別のやり方というのはないでしょうか、ご近所にご迷惑がかからない方法とはないものではないでしょうか、というような声を伺いました。

近隣の自治体では、ご近所の方ではなくて、ボタンを押すとAEDの操作ができる警備員

というんでしょうか、警備員が来てくれ、あるいは状況によっては救急車を連絡してくれる。それで、話を聞いて大したことがなさそうだったら、やはり健康面で不安だろうから24時間対応のヘルスケアセンターに電話を回してくれて、その不安を解消してくれる。

そのほか、天井にセンサーをつけておいて、24時間人影が動かなければ安否確認でやはり人が来る。それから、火災報知機も台所に設置してあって、自動的にセンターに行く、というふうなシステムを採用しているところがありますけれども、本町でもこういう、こちらのほうのシステムに切り替えて、利用者の利便、それからご近所にご迷惑になるなあという心配りというか、そういうものから解放してあげられるような考えはありませんか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） ただいまの緊急通報システムの改善についてのご質問でございますけれども、現在の本町の緊急通報システムでございますけれども、緊急事態の場合、緊急ボタンを押しますと安心センターというところにつながるようになっております。そうしますと、状況に応じ、安心センターのほうから協力員とか親族の方へ連絡をとったり、また救急車の要請をしてくれることになっております。また、相談ボタンを押しますと、安心センターの看護師が365日24時間対応する相談事業も行っております。そして、月に1回ですけれども、安心センターから定期的に健康状況の確認やシステムの説明を行っております。

なお、火災報知機につきましては、老人日常生活用具給付事業によって、希望者宅に火災報知機ではないんですが、火災警報器を設置しております。

このようなことから、現在の緊急通報システムで十分対応していると考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） スケールも違うんですけれども、いすみ市の場合、年間の維持費が1台当たり2万円を切っております。御宿町の場合もほぼ同じ、ちょっと超える、月の維持費が1,785円、いすみ市は教えていただけませんでした。でも、630台で年間の予算が1,450万円ということなので、2万円を優に切っているんですね。それを割ると1万7,000円以下ではないかと思います。勝浦市の場合は、2種類維持費がありまして、1,575円と2,525円とあります。それに対して、大多喜町の緊急通報システムは相談と緊急、それからバックして知人とかご近所に電話を折り返すというのもありますけれども、課長、3,000、お幾ら、3,500、1台の維持費。

（「3,570円です」の声あり）

○11番（野中眞弓君） 御宿町の約2倍なんですね。でも、それでもって火災報知機も安否確認もそれから緊急通報もヘルスケア、健康相談もやってもらえる。町の、ただスケールが違うからスケールメリットでどうやって高くなっていくのかわからないんですけども、火災報知機で言えば、この前船子で火災報知機があったときに、誤報だった。火事ですよ火事ですよと言ったんですけども、煙も何にもないんですけども火事ですよと言われて、どういうふうに扱っていいのかわからない、天井裏で何か火事の元が発生しているかもしれないと思って電話してしまったという誤報があったんですけども、今回はそういうことなく、報知機が直接センターのほうに連絡してくれる。サービスの内容が格段に違うんじゃないかと思うんです。

スケールメリットを考えてどうなるかわからないけれども、維持管理費も高くはない。そうしたら切り替えることを検討したほうが、住民のためではないかなと思うんですけども、その考えはありませんか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 切り替えのお話なんですけど、今年度はもう既に契約しておりますので、平成26年度以降につきまして、まず利用者の方のご意見を伺ったりまた業者を呼んでプロポーザルを行ったりして、今後どのようなシステムにしていくか、協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（野中眞弓君） 期待をしております。よろしくお願いします。

3点目なんですけど。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 済みません、申しわけありません。

3点目ですが、高齢者サービス案内の作成と配布について、お伺いいたします。

高齢になるといろいろな情報に疎くなります。高齢者が安心して暮らせるための行政サービスや、医療、介護、生活支援、買い物、外出などの官民のサービスの内容や手続、連絡先などを冊子化して配布する考えはありませんか、ということです。

ここに、勝浦市の高齢者向けの冊子があります。ホームページから引き出したものです。生活するのに必要な医療とか、介護が必要になったらどこへ連絡すればいいのかや、役場の高齢者関係の電話番号はどこかとか、タクシーはどうかとか、お医者さんはどうかとか、買い物はどこが配達をしてくれるのか、出張で散髪をしてくれる床屋さんはどこなのかとか、

そういうのが載っているんですね。で、いいなと。しかも、大きい字で書いてありまして、これ1冊あれば老人にとっては生活できると。

それから、うちのほう、あと行政のほうで、大多喜町の窓口にはちょっと見ないんですけども、花崎総務課長が担当課のときにつくってくださって脈々と受け継がれているものですが、こういうものがありながら窓口においてありません。

それと、これはいすみ市のものなんですけれども、高齢者関係の窓口に置いてありまして、なくなるとパソコンから出して、いつでも何部か用意してあると。こういう官民のサービスがありますよということを、大多喜町でも住民の手元に届くような形でやっていただけないでしょうか。

パソコンにあるよ、生活便利帳だってパソコンに入れてあるよと言いますが、私も前期高齢者で年金生活者ですが、私も含めて私より上の方はパソコン難民が圧倒的に多いのではないかと思います。やはりまだまだ、こういうものによる周知が必要だと思うので、手間もかかります、これは若干の、こんなふうにすると費用もかかります。更新はどうするんだという問題もあります。配るといのはとても課題が多いんですけれども、とりあえず取り組んでいただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 高齢者サービスの案内の作成と配布についてのご質問でございますけれども、毎年高齢者、障害者等へのサービスということで、健康福祉課、税務住民課、子育て支援課の事業をまとめました福祉のあらましというものを作成しております。

民生委員さんのほうにも配布し、今後、健康福祉課のカウンター、福祉センター、出張所にも置くようにしたいと考えております。

また、住民の方の周知といたしましては、町のホームページに掲載してございます。暮らしの便利帳の中にもございます。ただ、この福祉のあらましを住民全ての方に配布というのは考えておりませんので、広報等で周知して、希望される方には配布したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 野中議員に申し上げます。質問の持ち時間は残り5分です。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 自分が年をとってみると、若いときには気がつかなかった困難さがだんだん出てきます。だから、職員の方々は皆さん60歳前で、お年寄りの立場をわかり切る

はずはないと思うんです。その分私どもがこちらのほうで伝えますので、どうか、そんな簡単な、パソコンで、今も課長がホームページの便利帳にあるとおっしゃいましたけれども、やはり年をとると、年とった困難さがあります。私どもが先に整備をしますので、いろいろご協力をしていただいて、誰でもこの町で安心して年をとれる、そういう大多喜町にしていってほしいと思います。

きょう提案したことは、かなり限りなくゼロ予算のものも含まれておりますので、早急に実現お願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◇ 渡 辺 泰 宣 君

○議長（小高芳一君） 次に、8番渡辺泰宣君の一般質問を行います。

○8番（渡辺泰宣君） 8番、渡辺でございます。

議長のお許しをいただき質問の機会を与えられましたので、通告に従い、順次質問したいと思います。

私の質問内容につきましては、観光客を受け入れる際の道路環境整備とトイレの設置についてということで取り上げました。

この内容につきましては、私の地元の関係することでございますが、もう始まっております、きのうあたりから見えておられるお客は大分おられました。俗に、ホタルウォッチングの関係したことで、その対応について伺いたいと思います。

圏央道がことしのゴールデンウィークに合わせ開通し、この普及効果によって大多喜町への観光客の増加もますます期待されるところであります。きのうの状態ですと、早々と関係するところに大分もう蛍が出ているとか、いろいろ問い合わせがあったようであります。

大多喜町も、東日本大震災による巨大津波による被災以降、減少していた観光客も国道や県道の交通量、さらにレンゲまつりや道の駅のイベント、そして養老溪谷観光センターのオープンの状況などを見ますと、今年は以前よりふえているような印象を受けております。

このような状況の中で、増加する観光客を迎え入れる国道や県道等は部分的に改良が進んでおりますが、道路環境も改善しつつしておりますが、町内の各観光スポットとなっている養老溪谷の一部、栗又から会所間や、板谷地先から石神までの間の県道はいまだ道路が改良されずに狭い箇所があり、一日も早い道路改良が望まれているところであります。漏れましたけれども、弓木から勝浦方面に抜けるところも一部、ごく狭いところもあります。その距離は、約100メートルぐらいですかね、そうすると、その地点は乗用車も交差できない

ようなところであります。

また、特に私たちの住んでいる押沼地先から、平沢を経由して弓木地先に通じる道路は、ゴルフ場ができたおかげでゴルフ客が、またタケノコ狩りの観光客、そして近年では、先ほど述べましたけれども、自然の中で大量発生した蛍の乱舞が話題となっており、町内外の観光客が年々増加しております。一部では、観光のツアーコースにも入れているようであります。個人の観賞客に加え、観光バスにより団体で訪れる方々が急増している状態です。

道路が狭い場所や、路側帯への不法な駐車によって、交通事故につながりかねないような危険な状態があります。昨日も来客の状態を見ますと、町のほうでも大分、駐車できないような方法とかいろいろやっていたいておりますが、その範囲内のところは駐車を守っていただいておりますけれども、その範囲外のところでやはり一部道路の脇にとめているというような状況が見受けられました。

また、唯一、平沢たけのこ村さんのほうで昨年度から駐車場を開放して、道路にとめるとやはり危険だということでありましたので開放していただきまして、昨年度は無料ということでありましたけれども、今年度からいろいろな維持費もかかるということであるし、何かトイレ側の駐車場は開放しなかったんですが、トイレを無断で利用されて扉だと思うんですが破損させられたとかそういうようなことで、大変困っておりました。

そのほかに、トイレがないと、田んぼのあぜ道とかそういうところでちょっとね、いろいろなことでありましたので、ことしから有料ということで、既にわかっている方もあると思いますけれども、そんなことで有料化ということに踏み切らざるを得ないような状態で、ことしはスタートしております。

たけのこ村さんのほうも、皆さんにいろいろな面で迷惑をかけてはいけないということで、田んぼのあぜ道も大分費用をかけて、特にヒルの被害に遭うといけないということで、あぜ道に碎石を敷いたりして、そういう目に遭わないような方法をとっておられます。

また、観賞するところを、皆さんに危険のないようにということで、既にご存じの方もあるかと思いますが、大工さんを頼んで縁台というか観賞台というか、そういうものをつくって、きのうはまだ完成していなかったんですが、きょうは完成するようなことであります。それで、安心して観賞してもらおうというようなことでございます。

また、夜間に大勢の人が来られてトイレ等使用するということは、今の状況ではたけのこ村さんのトイレでは、自分の感じではちょっと大変かなというようなことでありますので、

この沿線の周辺には公衆用のトイレもなく、また沿線に住む住民の方々にとっては、先ほど述べたように、無断でそういうところに排泄してしまうとかいうようなことで、大変迷惑が生じておりますので、また事実、苦情も出ているというのが現状であります。

その辺で、次の点について伺いたいと思います。

まず最初に、町ではこの現状をどのように認識しておられるのか。観光面とそれからいろいろな諸事情とか、私が今、述べましたように、いろいろな事情、弊害とかそういうものを含めて伺いたいと思います。

担当課長並びに町長でよろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいまの、観光客の増加と受け入れ態勢の整備についてということでございますけれども、大多喜町の年間の観光入り込み客ですけれども、去年は約88万人ということで計上してございます。

先ほど、議員さんのほうからお話ございましたけれども、市原鶴舞インターの開通によりまして、約1割程度が昨年より増加しているのではないかとということで見込まれております。

そして、町と観光協会は、できるだけ地元の方に説明をしてご理解をいただきながら、多くの観光客を呼び込んでいきたいとは考えております。そしてまた、本年もたけのこ村の駐車場とトイレの開放をしていただけることになりましたので、今年はこの開放状態で内容を見まして、また来年はその対応を考えていきたいとは思っております。

カラーコーンとか設置はしてあるんですけれども、それ以外にも、何かさっきとめられているというお話でございましたけれども、その辺も状況を見ながらまたふやしていったりとか、そういう方向で考えていきたいと思っております。

ことしから有料ということで、たけのこ村さんには大変お手数をおかけしているような形にはなっているんですけれども、照明とか観賞台、そういうものを設置したり、そういう経費を何とかその駐車料金で捻出していただきながらその辺も整備をしていただき、できるだけ地域の方々にも、せっかく来ていただいているお客様ですので、余り敬遠することのないように、地元にお金を落としていただくといいますか地元の方にもお客様を歓迎していただきながら、幾らかでも収益になるようなことを見出していただければなと思っております。

それと、先ほど水田の脇とか農道とかの排泄物のお話もございましたけれども、今回トイレの開放ということで何らかの対策にはなろうかとは思っております。たけのこ村さんのトイレも余り新しいものではないというようなお話も聞いております。また今年状況を見て、

たけのこ村さんでも、来年また改修に向けてできればということもおっしゃってありました。

そして、午前中のお話の、山田議員のお話の中で、観光地魅力アップという事業の話もございましたけれども、そういうところで活用することも可能でございますので、できるだけまた平沢たけのこ村さんのほうとも協力しながら、お客様とそして地元の方にできるだけ迷惑のかからない、心地よく蛍を観賞いただけるような態勢づくりに向けて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） ただいま蛍観賞の面でいろいろ楽しんでいただくということでありましたけれども、去年でしたか、2軒ばかりお土産ということで、お土産物を販売したというような実例があります。また、ことしも、たけのこ村さんのほうでやるのかな、何か焼きそばとかそういうものを買っていただくとかというようなことを始めるようであります。テントも張ってありましたもので、まあその辺はきのう何かやっていたように見受けられます。

そのほか、自分たちも考えをしなくてはいけないと思うんですが、そういうお土産とかあるいは時期の農産物とかそういうものの販売等も考えられないことはないと思いますけれども、その辺で町のほうでも何かひとつ、案がありましたら伺いたいと思いますし、またトイレのことにつきましても、たけのこ村さんも大分いろいろな面で相当経費をかけておりますし、その改修工事費ですか、その辺の補助とかそういうものを考えておられるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 建物の補助は、直接は考えておりません。ただし、トイレ関係につきましては、建物とトイレを含めて、先ほど申しあげましたけれども、観光地魅力アップの事業の要件に合うようであれば、そこから約2分の1の補助がございますので、利用していただければと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） それでは、たけのこ村さんのほうの負担もまた大分軽減されるんじゃないかと思いますが、2番目の、今後どのような対策を進めるかと。

特に道路、今の道路は40年ぐらい前ですかね、農免道路としてつくった道路であって、幅員も狭いし、また最近交通量が以前から思うと大分ふえてきております。特に、観光を含めて大型車両が通行するというようなことで、住民からも大分、盛り土した部分が大分陥没し

てきているというようなことで指摘があります。その辺について、どのような方法で進めるかというようなことで、ちょっと伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） ただいまのご質問でございますけれども、道路の補修でございますけれども、部分改良、部分補修、そのようなことで対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） では、部分改良ということなのですが、陥没しているというか盛り土の部分で沈んだとかそういうものを、舗装を一旦掘り上げて、それで陥没しているというようなところをもとの平らな状態にして戻すのか、それとも舗装の割れ目を補修するのか、その辺なのですが。

できればもとの状態に戻さないと、沈んだままの状態です。割れ目とかそういうものを補修するだけでは、低いところにどうしても重心がかかりますので、またどんどん傷んでしまうというようなことになりかねないので、その辺をもとの路面の状態に修復するというようなことで考えておられるかどうか、ちょっと。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） ただいまのご質問でございますけれども、現地をよく確認させていただきまして、それで対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） ちょっと質問が前後してしましますが、今、たけのこ村周辺のことについてはだいたいお答えいただいたことで内容がわかってきましたけれども、あと土地改良事業で中堀線ですか、あの辺の道路が狭いですよね、まだ町道になっていないんですが。その辺の、一般車が入っていくとその周辺の人たちも大変迷惑というか、迷惑と言うとお客さんにちょっと悪いんですが、その辺がありますのでその辺の通行状態はどういうようなお考えですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 中堀線の関係でございますけれども、今回ホテルウオッチングに関しましては、沿道に誘導員5名から6名を置きまして、一応そういうものには配慮していきたいと考えております。土日に関しては6名、平日は5名ということで、14日から18

日まで一応考えております。この14日から18日というのは、いすみ鉄道がホタルウオッチングをやる期間となっております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） 道路の、車の駐車とかそういうものについては、わかりました。

それでは、3番目の、先ほど述べましたように農免道路ということでつくった道路でありますし、道路の幅員もない、また周辺に待避所とか駐車スペースそうしたものも余りできないような状態の道路であります。この辺の道路改良等を行う見通しはあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいまのご質問で、待避所や駐車スペースを配慮した道路改良工事ということでございますけれども、現在のところは一応予定しておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） 先ほど述べましたように、今の農免道路ができてから40年ちょっとかかっているような状態なんです。今後ともやはり、できればホタルウオッチングあるいは観光タケノコ等のお客さんがいっぱい来ていただければ、それは一番喜ばしいことですが、それに伴っての車の駐車場とかそういうものをうまくしないと、また地元との事故につながりかねないと思いますので、その辺はひとつ町のほうもよろしくご考慮いただきまして、お願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

（午後 1時48分）

---

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

---

◇ 麻 生 勇 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

4番麻生勇君の一般質問を行います。

4 番麻生勇君。

○4 番（麻生 勇君） 一番最後の質問者でちょっと緊張いたしますが、地域資源を活かした産業振興と町おこしについてということで、質問させていただきます。

町の主要産業である農林業、特に孟宗竹のタケノコ生産は、農家にとっても重要な収入源であります。町の観光面でも大きく寄与していると思われます。しかしながら、伐竹による親竹の処分や従事者の高齢化により、竹林の整備が追い付かずに竹林が荒廃するだけでなく、杉などの人工林にも繁殖し、山林の荒廃にも影響している状況であります。また、孟宗竹だけではなく、河川敷にはびこります真竹や淡竹、雌竹の増殖は風光明媚な夷隅川の景観さえも悪くしております。

このため、これまでも幾度となく同様の質問が行われてきていますが、一向に解決しない状況にあります。良好な竹林整備の推進と景観の回復、さらに竹の新たな活用方法を検討するとともに、竹関連産業の新たな可能性を模索し、大多喜町特有の資源を活用した産業振興を図ることが急務であると思います。

そこで、質問いたします。

竹パウダーの製造機の導入に係る経緯について。

3 年前、農林振興センター、現在の農業事務所の担当者から、大多喜町に竹の粉をつくる機械の導入が決まったよという情報が私に入ったと記憶しております。その関連で、さきの渡辺議員の一般質問に対する町の回答では、その機械の導入の希望はなかったと。またそのときに、今後希望があれば町は補助する形で導入を予定していくということでございましたが、その経緯について伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 竹パウダーの製造機の導入に係る経緯ということでございますけれども、ただいまご質問のとおり 3 年前、2010年のときに産業まつりでデモを行ったのが最初でございまして、その後、平沢のタケノコ生産組合にお話しし、またその後に大多喜町のタケノコ生産組合のほうにお話しいたしましたけれども、双方ともに導入できなかったという状態で現在に至っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4 番麻生勇君。

○4 番（麻生 勇君） その平沢タケノコ組合、または大多喜町のタケノコ組合の両組合に P R したということでございますけれども、その両組合は余り乗り気ではなかったのでしょうか

か。また、竹パウダーの活用方法やその利用方法などのパンフレット等、興味を引くものを用意されていたのでしょうか。お伺いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいま、両組合が乗り気でなかったんでしょうかというご質問でございますけれども、平沢さんについては協議がなかなか進まなかったのが現状でございます。大多喜町の生産組合のほうは組合長さんはかなり前向きな考えを持っておられましたけれども、組合総意としてはまだ必要ないだろうという形だったと思います。

また、そのときにパンフレット等を用意したのかということでございますけれども、そのときの内容につきましては、竹チップの利用方法についてはということで、口頭でご説明を申し上げた程度でございました。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4 番麻生勇君。

○4 番（麻生 勇君） それでは、そのパウダーの製造機械なんですが、それを使ったらこんなにいいものができるよとか、そういう P R というか説明をされて、今後の機械導入に向けてやってもらえたらと思います。

では、いいです。先へ行きます。

○議長（小高芳一君） はい、続けてください。

○4 番（麻生 勇君） それから、導入計画なんですが、導入計画を進める際に、事業の採算ベースなどを試算されたのでしょうか。お伺いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 導入計画を進める際の採算ベースでございますけれども、当時は採算ということではございませんで、不要な竹をいかに処理したらいいのだろうかということが前提でございまして、あとはそれでできた副産物を利用できればということを前提に進めておりましたので、特に採算ベースでの計算はしておりませんでした。

以上です。

○4 番（麻生 勇君） はい、ありがとうございます。

○議長（小高芳一君） 4 番麻生勇君。

○4 番（麻生 勇君） それでは、次の質問なんですが、伐竹した親竹等の有効活用及びその利用製品について、伺います。

竹は、毎年ふえ続け、大多喜町では無尽蔵にあって処分に困っているところです。何とか

この天然資源を有効活用しなければならないと思います。新たな事業の展開によって、産業の振興と雇用創出あるいは拡大が生まれて、あわせて景観も保全できると思います。

そこで、パウダーの活用方法やその商品化、販路の拡大等を進めるため、大学や化学関連会社とタイアップした産官学での連携した取り組みのお考えはありますか。お伺いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいま大学、化学関連会社とタイアップした産官学での連携ということでございますけれども、現在、町内企業におきまして竹パウダーの製造販売について構想を持っておられる会社がございますので、その会社と連携を今後図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 大多喜町の天然資源の有効化、事業化についても、少しは今の話で検討されておるようですが、町長が事あるごとに町への企業誘致を進めるとおっしゃっています。町に無尽蔵にある竹を何とかすれば、起業できると思います。雇用の創出ができると思います。

たしか、四国だったと思いますが、年寄りが紅葉した葉っぱ等で収入を得ておられるというニュースもありましたが、軌道に乗れば全国的に高齢化が進んでいる大多喜町でも例外ではないと思います。町おこしのためにも、明るい情報の発信になると思います。ぜひ積極的な方向を示してくださるよう、お願いいたします。

何かありますか。何かあれば。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） なかなか難しい質問でございますけれども、竹は確かに本町の特産であります。今、現在はタケノコにつきましては、いろいろ加工品等製品化を進めるということで、企業間でいろいろ、今、製品を出していただいております。

また、最近ではいわゆるタケノコのシーズンが終わったといいますが、後半になって安くなったタケノコを、何て言うんですかね、パックに詰めてそれを売り出すとかいろいろ工夫をしております。あるいは、タケノコを使った料理とかいろいろ、本町の独特なものでございますから、そういうことでできるだけ今、進めているところでございますが、ただ、竹で起業を興すというのはなかなか至難の業かなと思っています。

また、先ほど言いましたように竹パウダー、これは今、大多喜町の企業も含めまして、実

は大手の企業さんもそれに一緒に加わって、今、研究をしていただいているところでございますけれども、これとても、販路ということになりますとなかなか厳しいものがございます。ただ、これらも一つ一つ地道に研究し、また実施しながら実現ができればと思っておりますけれども、なかなか道のりは険しいと思っております。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 農業関連雑誌等では、既に竹パウダーを原料としてすぐれた肥料をつくったと、その製法事例もございます。本町でも、周りを見れば竹ばかりです。ぜひ、何か取り組むべきかなと思いますが、産業振興課長、何かありますか。私はそう思いますけれども。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 竹を使ったということで、先ほども町長のほうでも申し上げましたけれども、本当に自然の業かなと思いますけれども、せっかく数限りなくある竹、そして不要な竹がございますので、それを利用いたしまして、できるだけこれが収益に結びつけるあるいはいい作物が収穫できるような方法へと結びつけられればいいかなと思いますので、その辺については努力してまいりたいと思います。

以上です

○4番（麻生 勇君） ぜひお願いいたします。

それから、竹パウダーをつくった、これだけ本気でやったらいっぱいできて、どうしようもなくなってくると思います。その竹パウダーを活用して、カブトムシの養殖あるいはそのカブトムシの販売、それからそのカブトムシが生まれ育ったパウダーを堆肥として売ると。そういうようなことができるのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいま、カブトムシというような、竹パウダーを利用して生かしたらどうかということでございますけれども、その竹チップを山積みにおくとカブトムシが産卵して、そこに芋虫がはびこってくるというようなことも聞いておりますけれども、新たに産業ということではなくて、できた副産物の中で不要になったものを山にしておけば、そこで販売できるということで、各戸の中でそういうものを販売のほうへ結びつけていただければ、なおいいものになるかなと思いますので、それは個人的に努力いただければと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4 番麻生勇君。

○4 番（麻生 勇君） 先ほど、渡辺議員が蛍の話をしましたがけれども、隣の長柄町ではダムの近所にカブトムシを放してカブトムシ狩り、蛍狩りではなくてカブトムシ狩りをやっているんですね。ぜひ、そんなことで観光資源になるのかなと私は思いますので、その辺も考えていただきたいと思います。

続きまして、親竹を活用した竹工芸品化の推進を図るため、技術指導支援のお考えはありますか。お伺いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 親竹を活用した竹工芸品の推進でありますけれども、現在、県民の森のほうででも竹かご教室と称しまして教室を実施しております。これにつきましても、やはり非常に熟練しないとなかなか商品化へと結びつけるのは非常に難しいということで、本当の趣味の世界で高齢者の方々がやっている程度でございますけれども、この辺につきましては、今後も継続して県民の森のほうで竹細工教室という形で進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4 番麻生勇君。

○4 番（麻生 勇君） 確かに、竹工芸は技術が要りまして、おいそれとかごをつくったりものをつくったりするのは大変だと思いますけれども、この竹を皆さんの気持ちが向くように、趣味がそちらにいくようになれば、もう少し竹が減ってくるのではないかなと、またきれいになってくるのかなと思いますので、ぜひとも趣味の範囲でPRしていただきたいと、そう思います。

それから、タケノコ加工品を開拓して、付加価値と年間を通じた消費拡大を目指すお考えはありますか。お伺いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） タケノコの加工品ということでありまして、本年もタケノコの水煮を7トンほど業者の方につくっていただきました。もう少しつくりたいというお話もございましたけれども、ちょっとことしの場合は材料が不足でできなかったということ聞いておりますが、これは今後もこの販売について支援していきたいというふうに考えております。

そうすることによって、大多喜のタケノコの付加価値もさらに上がってきて、生産者の意

欲も上がってくればなというふうに考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4 番麻生勇君。

○4 番（麻生 勇君） タケノコの加工品についての民間で今、今月末タケノコ本体が足りなかったという話でございますけれども、これはある人の受け入れなんですけれども、水煮をつくって、例えば今、大多喜ショッピングセンターオリブや吉田屋でしたっけ、そこのチェーン店を利用して、大多喜のタケノコの水煮を販売してもらえるように依頼して、タケノコの消費拡大できないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 町内の、オリブとか吉田屋さんという話でございますけれども、今、販売している水煮が充実してくれば、その辺も検討してまいりたいと思います。

ちなみに、駅前の観光本陣のほうでは最近、数日前から一応取り扱うような形で試験的に販売を始めました。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4 番麻生勇君。

○4 番（麻生 勇君） タケノコの加工なんですけれども、60トンでしたか、不足は。

（「7 トン」の声あり）

○4 番（麻生 勇君） 7 トン、7 トンしかできなかったということですか。7 トン不足だったということですか。

（「いや、2 トン」の声あり）

○4 番（麻生 勇君） 2 トンですか。その加工する場所なんですけれども、それはどちらでやられているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） それは、たけゆらの里の裏の加工場が一部と、あと町外の企業さんに大多喜のタケノコをトラックで搬送しまして、そこで加工していただいております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4 番麻生勇君。

○4 番（麻生 勇君） 今の、町外で加工する、たけゆらの里だけではタケノコの加工は間に合わないということで、よそでやっているわけですね。

これは、せっかく町の産品ですので、できれば大多喜町内でやれることを考えてもらって、

設備はちょっとわかりませんが、町でやって町内の人がある加工に携われるように、要するに雇用の創出を考えられませんか。質問します。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 加工において雇用の創出ということでございますけれども、やはりある程度の技術も必要だと思いますけれども、以前に農協さんで山菜加工場というのがありまして、やった結果余りよくなかったということだと思ふんですね、現在残っていないということは。

現在の販売している水煮がある程度軌道に乗って、それが全部販売可能である程度流通に乗るようになってから、町内のほうへ持ってきて遅くはないのかなという気がいたしておりますので、現状では町外企業さんがタケノコのシーズンだけ、結局シーズンだけの加工になってしまいますので年間を通しての作業になりませんので、その辺を考えた上で、残りの時期、オフといいますか、に雇用ができるような仕組みに持っていけないといけませんので、その辺を踏まえて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） では、ぜひいっぱいタケノコをとって、町で働ける場所をぜひつくってもらって、今度観光センターではなかったか、駅前にできましたよね、そこで大いにPRしてやれるような体制をとっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、モデル的に竹パウダーの製造機械を導入して、今のパウダーの普及を図る余地はないのか、お伺いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 竹パウダーの機械の導入ということでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、タケノコ生産組合のほうでは導入に至らなかったという経緯もございますので、今後町のほうで1台購入し、竹パウダーの検証をしていく方向で考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） その竹パウダーの機械を町のほうで導入していただけると、そういう考えであるということなのですが、その機械の仕様なんですけれども、どのような仕様で考えられているのか、お伺いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 竹パウダー製造機の仕様でございますけれども、汎用性の高い、結局、軽トラぐらいに乗せて移動ができるぐらいの大きさで、山々を移動できる自走可能なキャタピラですね、ゴムキャタのついた形のものを現在考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 竹パウダー製造機の仕様なんですけれども、やはり効率がいい機械で、リースですからどなたが使っても使用可能、簡単に使えると、能率が上がると、そのような機械をぜひ選定してもらいたいと思うんですけれども、聞くところによりますと、あんまり安い機械はだめだという話が聞こえるんですけれども、どのぐらいの金額のパウダー製造機を導入する計画なんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 現在考えておるのは、だいたい150万円ぐらいのものでどうかなというふうに考えておまして、それで効率のよいものをという話でございましたけれども、アタッチメントのスクリーンで、網の目ですね、で、ある程度大きさを自由に変えられる、大きめのものが欲しいときには大きいスクリーンを使う、小さいパウダー状のものをつくるときには目の細かいスクリーンを使うというような形で、アタッチメントの交換で好きなものをつくれるというような形で、効率をよくするというところで考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 麻生議員に申し上げます。質問の持ち時間は、残り4分です。

○4番（麻生 勇君） はい、わかりました。

そこで、軽トラに乗る機械ということで進められているようですけれども、今後に当たっては仕様、仕様というのは使うほうじゃなくて設備仕様のほうを、どんなものが本当にいいのかなということをよく考えてもらって、いい機械を計画していただきたいと思えます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 以上で通告のあった6名の議員の一般質問は全て終了しました。

これで一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

明日10日は午前10時から会議を開きます。

なお、人事異動によりまして職員の入れ替えがありますので、その紹介と新しい職員の紹介がございますので、皆様には午前9時45分までお集まりをいただきたいと思います。

なお、大変お疲れのところではありますが、議会運営委員会の委員の皆様にはこの後、議会運営委員会が開かれますので、議員控室にご参集いただきますようお願い申し上げます。議題は、T P P交渉参加に関する意見書の提出を求める請願の外、2件の請願書の取り扱いについてでございますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会といたします。大変お疲れさまでございました。

（午後 2時28分）

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

( 第 2 号 )

平成25年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

平成25年6月10日（月）

午前10時01分 開議

出席議員（12名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 根本年生君  | 2番  | 正木武君  |
| 3番  | 吉野一男君  | 4番  | 麻生勇君  |
| 5番  | 野村賢一君  | 6番  | 江澤勝美君 |
| 7番  | 志関武良夫君 | 8番  | 渡辺泰宣君 |
| 9番  | 吉野僖一君  | 10番 | 山田久子君 |
| 11番 | 野中眞弓君  | 12番 | 小高芳一君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

|        |        |             |        |
|--------|--------|-------------|--------|
| 町長     | 飯島勝美君  | 副町長         | 鈴木朋美君  |
| 教育長    | 石井信代君  | 総務課長        | 花崎喜好君  |
| 企画財政課長 | 小野田光利君 | 税務住民課長      | 市原和男君  |
| 健康福祉課長 | 関晴夫君   | 子育て支援課長     | 石井政一君  |
| 建設課長   | 野口彰君   | 産業振興課長      | 末吉昭男君  |
| 環境水道課長 | 川寄照恭君  | 特別養護老人ホーム所長 | 齋藤健二君  |
| 会計室長   | 高橋啓一郎君 | 教育課長        | 加曾利英男君 |
| 生涯学習課長 | 渡辺八寿雄君 |             |        |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋謙周 書記 大竹義弘

議事日程（第2号）

日程第 1 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 1 号 平成 25 年度大多喜町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 4 議案第 2 号 平成 25 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算  
（第 1 号）

追加日程第 1 請願第 1 号 T P P 交渉参加に関する意見書の提出を求める請願

追加日程第 2 請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に  
関する請願書

追加日程第 3 請願第 3 号 「国における平成 26（2014）年度教育予算拡充に  
関する意見書」採択に関する請願書

追加日程第 4 発議案第 1 号 T P P 交渉参加に関する意見書の提出について

追加日程第 5 発議案第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出に  
ついて

発議案第 3 号 国における平成 26 年度教育予算拡充に関する意見書の提出  
について

---

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） 議員各位を初め執行部の皆様には、昨日に続きましてご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名です。したがって、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

---

◎議事日程の報告

○議長（小高芳一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいりますので、ご承知願います。

---

○議長（小高芳一君） なお、昨日、吉野一男議員からの一般質問の中で、国県の補助率についての回答が建設課長からありますのでお聞き願います。

建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 昨日、吉野議員さんからご質問のございました塩渕橋の補助金の関係でございますけれども、補助率は55パーセントでございます。全額、国庫補助でございます。

以上です。

---

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第1、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明を申し上げます。

次の者を、大多喜町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、大多喜町紙敷1362番地の2、氏名、麻生文行氏、生年月日、昭和26年8月14日。

提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会 3 名のうち、君塚善利委員が、6 月 15 日をもって任期満了となります。その後任として、麻生文行氏を提案申し上げるものでございます。

麻生氏につきましては、42 年間にわたり、千葉県庁に勤務され、平成 24 年に退職、現在は再任用されております。

人格、識見ともにすぐれ、千葉県庁在職中は、県税事務所で不動産取得税等の実務経験もあり、固定資産評価審査委員として適任であると考えますので、議員皆様のご同意を賜りたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

なお、略歴につきましては、既に議員の皆様のお手元に配付してございますので、よろしくご承認を願いたいと思います。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 町長にお伺いします。

いつもこういう案件は、本人がいなくて我々が同意するわけですが、我々としては町中で出会っても、どんな人間か、会ってもわからないわけですよ。できれば、その人がもし、体があいていたらですね、来ていただければと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） そうですね。できれば、本人の時間が許せば、できればここに出席していただけるように、またお話もしてみたいと思います。

これから、そういう同様案件も、これからありますので、その辺についてはこれから、その都度、ここにご紹介できればと思っております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから同意第 1 号を採決します。

お諮りします。

本件は同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

---

#### ◎一般質問

○議長（小高芳一君） 日程第2、一般質問を行います。

なお、この議会での一般質問の時間は、答弁を含め30分以内とします。

通告順に発言を許します。

---

#### ◇ 山 田 久 子 君

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） おはようございます。

10番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、飯島町長におかれましては、日ごろより町政発展のために、多大なるご尽力を賜り心より感謝申し上げます。

早速ではございますが、町民の意見を取り入れたまちづくり推進につきましてご質問をさせていただきます。

町民の皆様のご意見をお聞きする方法の一つとして、町長への手紙がございます。町長への手紙は、町民の皆様のご意見やご提言を町政に反映させる制度であり、町民の皆様が町政に参加していただくことのできる大変よい方法であると思います。現在、年2回、7月、2月の大多喜町広報と一緒に配付がされていると伺っております。

そこで、飯島町長ご就任以来、町民の皆様からお寄せいただきました町長への手紙についてご質問をさせていただきます。

初めに、町長ご就任以来、年間何通のお手紙が届いているのか、またどのようにまちづくりに生かされているのかお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 町長就任以来、何通の町長の手紙届いているかというふうなご質

間もあわせて、その内容についてのご質問でございますけれども、平成22年度から申し上げます。平成22年度が48通、平成23年度、31通、平成24年度、17通となっております。

この手紙の活用でございますけれども、ほとんどの内容が、町政への提言というよりも町に対する要望事項でございます。ごみの収集の問題ですとか、町道の側溝のふたの設置の要望ですとか、そういう直接的、議員さんがおっしゃるように、まちづくりの提言の手紙とは、多少違っているように我々は感じております。

その手紙の中の処理でございますが、まず町長みずからが開封をして、中を見ていただいて、担当する課に配付をしまして、担当課で回答案をつくって町長に稟議をして、それを、手紙をいただいた方に回答をしております。

そして、結構匿名といいますか、宛名をなしで下さる手紙もありますので、そういうものについては役所内で回覧をして状況を確認だけしていただくようにしております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ただいまご答弁いただきました中で、必ず回答していただいているということで、本当にありがたいと思うんですけれども、この回答につきましては、お手紙をいただいてから、大体何日ぐらいでご返事をいただいているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） おおむね2週間程度、物によっては調査をしなければいけないようなものは1カ月ぐらいかかる場合がありますけれども、遅くとも1カ月以内には回答するようにしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今の、ただいまの回答の中で、匿名のものもあるということでお話をいただきまして、匿名のものに関しましては回覧をしてご確認をいただいているということなんですが、返事を出していないという、匿名ではないんですけれども返事を出していないというような、そういったお手紙というものもございますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 匿名以外、お名前、住所が書いてあるものについては、全て回答しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。お手紙の内容につきまして、ごみの収集ですとか側溝の修理とかというようなことが多いということでしたけれども、内容的に一番多いものはどういったものが、この中で側溝とか、そういったものはあると思うんですけども、実際もっとほかに、多いものとは限らないんですけども、こういったお手紙の内容というのが寄せられていて、実際、執行部の皆様のほう、また町のほうで、これは行政に生かさせていただいたんだという、そういったようなものがございましたら、こういったものがあつたのかを教えていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 数多く、先ほど言った数だけ寄せられておりますので、なかなか内容を細かく申し上げるのは難しいんですが、本当に多いのはごみ関係、道路関係のもの、あるいは保育園の関係等が多いのかなと思います。

それとあと、匿名ではありますけれども、定住化についての提案みたいなものもあります。それについては課内で、それについて検討しておるところであります。

また、直接ですね、行政がそれに対して執行していくとか、提案したことをやっていくということは、なかなか、そういう具体的な案で示されているようなものは少ないというふうに思います。あるいはいすみ鉄道の関係ですとかありますので、直接町が、議員さんおっしゃるように、この町長の手紙いただいて、その内容を執行していくということは、今までは余りされていないように思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。今現在のご回答ですと、執行されているものは少ないとか、ないということでもございましたけれども、ごみ、それから道路、保育関係、また定住化関係ということでお手紙をいただいているということの中で執行できない理由というのは、このご提言の内容というものに、何かしら問題があるといえますか、あるのかなと思うんですけども、こういった内容があるのか、こういった細かい内容というのでしょうか、もし差し支えなければ教えていただければと思います。

やはり数多くのお手紙の中に、ごみですとか道路ですとか保育ということで、上がってくるということは、町民の皆様がそこに対して、何か不便を感じていたりお困りであったりと

いうものがあるのではないかと思います。

そのご意見が、行政に反映されないということにつきまして、このお手紙の内容に、それでは問題があるのかどうかということ、ちょっとお伺いしてみたいと思うんですがよろしくをお願いします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 失礼申し上げました。執行していないというのは、提案、まちづくり提案みたいなものについては執行していないというふうに理解していただきたいと思います。そういうものは少ないというようなことです。

実際にごみの収集問題ですとか道路整備、あるいはその環境整備、そういう関係については、ほとんどのものが提案されているものについては回答をして、ほとんど実施をしております。

また、ごみ袋の色がどうだとか、そういうようなもの、あるいはさっき言った側溝がどうかというのがありますので、そういうものについては全てやっております。

あとは、個人的に、内容を、ものがありますので、そういうものについては、回答はしますけれども、そういう個人的な用件なので、行政としては、ちょっと向かない問題ですよというふうなことで回答はしているような状況でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。ありがとうございます。

そうしますと、町長への手紙という制度というのは、本当に各家庭の中において直接、家にいながら、どなたでも、ある意味で活用させていただくことのできる、また町へお声を届けさせていただくことのできる、大変いい制度ではないかとは思いますが、こちらの制度をさらに、この町長への手紙をですね、さらに活用していただくためには、どんなことを、どんな内容で書いていただいたら、町のほうとしてはそれを、本当に今まで以上に積極的に活用していただくことができるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 活用方法なんですが、今現在でも確かに、今、議員さんがおっしゃったとおり、家庭での中のことについての多少の不満といいますか、そういうものを書かれている方もいらっしゃると思いますので、そういうものの解消には多少なっているのかなというふうに思っております。

そして、昨日、根本議員さんから、まちづくりについて、いろいろと一般質問されました。そのような、まちづくりについての提言みたいなものを、こういう中で、大多喜町全体を考えて、今、人口減少の中で、どういう、定住化に向けて、こういう案があるんだけれどもというふうなことを、懇談会というような形でお話ができればいいんですが、そういうところまで出るのは億劫だというふうなこともあろうかと思います。

そういう中で、町長の手紙を利用させていただいて、私はこういうまちづくりについて考えがあるというふうなことをご提案いただければ、それは町としては有効に、その提案について検討する余地があるのかなというふうにも考えますので、そういう大きな目で見えていただいた提案がされれば、町長の手紙の中に提案されればいいのかなと。

中には、そういうものは、何通かいただくことがございます。その場合は、今直接、町長がお会いしてお話することもありますし、その提案について企画調整会議という幹部の職員の中で会議を開いて検討することもございますので、全くその意見が使われていないわけではございませんが、そういうふうなまちづくりについて提案いただければ、より一層我々の頭の中では考えられないことも結構いただきますので、そういうものについては活用していきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） まちづくり提言ということで、そういった提言をとということでございましたけれども、次の2番のほうの問いにもなってくるかと思うんですけれども、町長のお手紙をさせていただくという思いの中には、大局は本当に町を、全体を見ての提言という部分もございしますが、日常の生活の中で、また日々生活をしていく中で、非常に自分たちが困っている、また問題になっていること、なかなか町へ届いていないのではないかと、そういうお声を、やはり届けるところがない。そういう思いが届いていないというお声は、やはり町民の皆さんには多くあるのではないかと思います。

大多喜町は大変広い地域でもございますし、またそれぞれの年代といいますか年齢の中におきましても、さまざまな問題があると思います。各議員、または各行政担当の区長さんや、さまざまな機関の皆様が、そういうお声を聞きながら、それぞれお届けはしていただいているとは思いますが、それでも届いていない、聞いてもらっていないのではないかとというお声が、町民の皆様にはまだまだあるような気がいたしております。

そういう中で、やはりこの町長へのお手紙というのは、一つの、やはり自分たちの思っ

いる声を、直接届けさせていただく、そういう部分では、非常に手じかにありましてやりやすいものではないかなと思うわけです。

その中でやはり大局という、そういう提案というところまではいかないまでも、やはりそういった思いをしっかりと受けとめていただくという部分で、お手紙をぜひ活用していただきたい、またそういう声をしっかりと受けとめていただくということが大事ではないかなと、このように思うわけでございます。

そういう中で、前は年4回の配布が、やはりお手紙が届いていないということで、今は年2回の配布になっていらっしゃるということで、町民の皆様ももしかすると、手紙を出してもという、だんだんそういう思いにもなっているのではないかなと、そういうような感じもいたしております。

ぜひこのお手紙を、提言まではいかなくても、皆様の声をしっかりと受けとめるんだという、そういう場として活用していただけないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 議員さんおっしゃるとおり、町では、各行政区の区長さんを行政連絡員というふうな形で町長が委嘱をしております。それというのは、各地区、63区ございますけれども、その中で諸問題が出た場合には、その行政区の行政連絡員である区長さんを通じて、町にいろいろなことをお知らせいただければというふうなことで委嘱をしているわけでございます。そして、ここにいらっしゃる12名の議員さん、それは住民の代表でございますので、何かありましたらおっしゃっていただくことは結構でございます。

ですが、それ以外に、今、議員さんがおっしゃる、その細かいところまでのことについては、議員さんであつたり行政区の区長さんがなかなか把握して町のほうに届けられないということもあろうかと思えます。

それについては、町長の手紙でも結構でございます。あるいは電話でも結構でございます。直接、町長がいらっしゃらなければ副町長、我々や幹部職員がいますので、誰も、土曜、日曜以外は、職員はどなたか絶対にいますので、そういう面でご意見をいただくことについては、全く我々拒否するものではございませんので、ぜひ伺いたいなど。

逆に、そういう意見を伺ってからこそ、きのうから町長等がお話ししている協働のまちづくりというふうな形で、皆さんと一緒にですね、この太多喜町をよくしていこうというような気持ちが出るのではないかと思いますので、そういう面で、どういう形でも結構でございますので、お話ししていただければと思います。

また、直接、役所のほうにお出でいただくことも結構でございますので、その辺はいろいろな面を通じて住民に知らせたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。大変業務もふえるような形になるかと思いますが、ぜひよろしくお願いをいたしたいと思います。

続きまして、町長への手紙ですけれども、本当に今、私は、これを活用していただきたいということでお願いをさせていただいたわけなんですけれども、実際のところ、なかなかこの町長への手紙ということで、お手紙を書くこと自体が、なかなか今、世間一般においても少なくなってきております。また、年をとってきて文字を書くことが大変であったり、若い人たちは今申しましたように手紙離れ、そういったこともございます。

これから、町民の皆様のご意見や提言をお聞きする方法として、町長の手紙以外に何か、今、ご答弁ございましたけれども、それとは別にまた何かこういった方法もあるのではないかなというようなお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 一つ、大きなものにつきましては、大多喜町まちづくり提言事業の助成交付金交付要綱というのがあるんですが、それは、そういうまちづくりに対してご意見をいただくものでございます。

これは、町民みずからがですね、考えて、また行動する事業を実施する場合において、町でその経費の一部を出すような、あくまでも事業をやる場合というふうなことでございます。ただの意見だけというのはなかなか難しいんですが、そういう、自分たちが何か一緒にまちづくりについてやっていこうというふうな場合には、このまちづくりの提言事業というふうなものがございますので、そういうものを活用していただければなと思います。

それと、先ほども申し上げましたけれども、町長、今、飯島町長になりまして、他の役職といいますか圏外の役職については、できるだけお断りしているというか、町内で用事を済ませようと、町内の人を大切にして町内で用事を済ませようというふうなことで、町長が時間をとって、できるだけ在庁をしているように心がけておるようにしております。

ですので、時間が、もし住民の方が時間があればですね、町のほうに来ていただいて、町長に面会することもやぶさかではございませんので、その場合にはご連絡いただければ時間を調整をしてですね、町長と面談をしていただいて、その場で町長から回答を得ることもで

きると思いますので、その面では時間をつくるように、今のところ外部の役職をできるだけ避けております。

そういう意味で、町長の時間をとれることがあると思いますので、そのような方法でお願いできればと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

最初のまちづくり提言ということでございますが、大多喜町にはまだまだ元気な中・高年の皆様もいらっしやいまして、本当に自分たちが、この町をどうしようかということで、本当に真剣に考えてくださっている方もおります。

そういった中で、こういった制度があるということを、ぜひまた、以前にも何年かやっていただいたようございまして、実際そういう方たちの中で、今も元気に活動をしていただいている方々もいらっしやいます。ぜひまたこちらのほうもPRをしていただいて、まちづくりに参加をしていただけるような形を、お願いをできたらと思います。

また、町長におかれましては、本当に町のためにということで、今、日程も考えながらという、行政の活動をしていただいているということでございましたけれども、何かがありましたら町長のところへというお答えでございましたが、なかなか一般町民からしますと、町長の敷居は非常に高いものがございます。

できましたら、町長と住民の懇談会、もしくはその懇談をする日というようなものを、年何回でも結構でございますので、もうあらかじめ設けていただいて、そういった形、懇談会のようなものをしていただくようなことはいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今のご質問でございますけれども、確かに町民の皆さんの意見を聞くということは、非常に町にとって大事なことでございます。協働のまちづくりということで基本になるわけですね。町民の皆さんの意見の聞き方というのは、さまざまございまして、この組織をつくれば、全てとれるというものではないわけです。

それで今、現在やはり町には、区長会さんを通じて、区長さんそれぞれ地域に、自治会のような形で区長さんがおります。そういう形を通じて上げていただく。あるいは、それこそ今、議員の皆さん方にもお願いをする。

あるいは、私は、それぞれのいろいろな団体のところにも顔を出しております。あらゆる

団体にできるだけ顔を出しまして、それぞれ団体がありますからですね、そういった形でも顔を出すようにして、そこからも吸い上げるという形の中で。

先ほどの町長の手紙というのは、やはりなかなかそういう団体とかそういうところにも顔を出すの大変だということで、手紙で出すという方たちもおられます。また、実際に私のところに来てじかに話をしたいという方もおられまして、町民の皆さん方には、多種多様なですね、考え方があるようでございます。

そういうことで、あらゆる場からですね、町民の皆さんの意見を吸い上げるということの中で、今のご提言の懇談会というものも一つの考え方であります。

ただ、今、議員さんの皆さん方が、それぞれ地域に出前議会ということで伺っております。議員の皆さんから、私どものところへも意見をいただいておりますので、それらを含めましてですね、今ある組織というもの、あらゆる団体というものを、とにかくいろいろ使うことによってですね、町民の皆さん方の意見が吸い上げられると思います。

一つの形だけで、なかなか吸い上げられるものではございませんので、そういったことも含めて、また検討してまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。町長におかれましては、本当に多忙な状況でございますと思いますので、なかなか難しい部分もあるのかもわかりませんが、やはり町民の皆様が、町長とじかに触れ合いながら直接お話をすることができる機会があれば、また私どもに話をするのとは別に、本当に新たな場を設けなくても、例えば何かのときにちょっとお声がけをさせていただいたりとかしていただくことだけで、やはりみんなはそこで本音が出て直接町長にお話をするということで、聞いていただけたという、そういう安心感もあるのではないかと思います。

これからもぜひ町民の皆様のご意見を取り入れまして、まちづくりをさらにお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

---

#### ◇ 渡 辺 泰 宣 君

○議長（小高芳一君） 次に、8番渡辺泰宣君の一般質問を行います。

8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） 8番渡辺でございます。

議長の許しをいただきまして、通告に従い、質問をさせていただきたいと思います。

私の質問事項といたしましては、町民の意見、これ違った。失礼しました。定住化の促進についてということで取り上げさせていただきました。

最近、あらゆる会合の席上でも、町長の挨拶の中に、大多喜町の人口の問題が、まず最初に挨拶の中に入っているようなことが現状でございます。大体、今1万人そこそこということで、もう目先には1万人を切るというようなことで、何か挨拶を聞くたびに寂しい思いをするのが現状でございます。

若者の減少と少子高齢化が進む千葉県南部地域の市町村では、子育ての移住や定住化の促進のため、次から次へと施策を打ち出し懸命に取り組んでおります。

このような状況の中で、大多喜町でも、空き家バンク制度の創設や城見ヶ丘分譲地の用地取得補助金交付事業、あるいは住宅を新築した際の住宅取得奨励金の交付、さらにリフォームの助成金や下大多喜地区及び大戸地先の宅地分譲、そしてNPO法人大多喜みらい塾に委託しております定住化関連事業など、いろいろと推進をしていただいております感謝申し上げる次第であります。

このNPO法人みらい塾におかれましては、5月18日の読売新聞に掲載されておりましたが、大多喜町の久我原の古民家の改修を行って、何か大多喜町のまちおこし拠点にということで掲載されておりました。

また、この関連では、町では定住促進及び耕作放棄地に対するアンケートを実施されました。このたび、そのアンケートの集計結果が報告されましたが、回答が皆無に近い集落も7集落ある中で、全体で回答率48.6パーセントということで、この48、やや半数ですか、の回答率ということで、非常に分析やその結果を施策に結びつけていくことは難しいことと思いますが、いずれにいたしましても問い2の年代について、60代以上が59パーセントということで、やはり高齢化を物語っております。

また、問い4の農業については、専業または兼業が26パーセント、454人で、そのうち73パーセントに当たる333人が、後継者がいなく農業を続けていることに悩んでいる結果となっております。この333人のうちの1人は、私もその中に入っているということで、私も本当に後継者が家にいないので同じ深刻な状況であります。

なお、問い8の耕作放棄地を貸す意思があるかというところでは307人おり、比較的多い数字に驚いております。

この問題につきましても、なかなか自分の土地を人に貸すということは、隣近所の人に貸すということであれば気も許せるかもわかりませんが、他の地域から入ってきたとい

うような人に貸すというのは、ちょっとちゅうちょするところもあるのではないかと思います。でも307人という方々は貸してもよいということでもあります。

一方、問い12の定住化促進の項目では、町内で雇用があれば働きたいという方が589人となっており、そのうち農業を42人の方が希望しております。なかなか農業というのは、どうしても嫌われやすい職種であります。でも42人の方は希望されているという現状に、ちょっと感心いたしました。このことは、今後進める施策によっては、耕作放棄地解消と本町の基幹産業であります農業の後継者対策に、かすかな希望が持てる糸口となる期待のものであります。

過日の新聞報道によりますと、隣町の睦沢町では、若者定住化賃貸住宅建設事業により1億4,000万をかけ、町内の40歳以下の夫婦世帯などを対象に入居が、間取りを選べる戸建ての町営住宅18戸を建設を進め、近く募集を始めるということでもあります。

この入居というか、この条件も、40歳以下の夫婦世帯で5年以上住むと、住むことや、自治会に加入し地域活動に参加することも条件としておるということで、条件がありますけれども、これは定住化と促進ということではやむを得ない条件ではないかと思います。

また、白子町では、平成23年から、子供がいる40歳以下の世帯を対象に、2年以内に住宅を建て、住むことを条件に町有地の無償貸付を行い定住を進めるユニークで思い切った施策を進めておるようであります。

本町においても、このたびの定住化促進及び耕作放棄地に対するアンケートの結果をもとに、新たな定住化施策を計画していくものと思いますが、これから5年経過すると、町内の農業後継者を取り巻く環境は、一段と厳しくなることは必至であります。

そこで、私といたしましては、次の点について伺いたいと思います。

まず、定住化促進及び耕作放棄地に対するアンケートの結果をもとに、定住化施策と耕作放棄地解消を図る計画は、いつごろまでに、どのように確定していくのか、町長並びに担当課長さんにお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいま、定住促進及び耕作放棄地に対するアンケートの結果をもとにしたですね、定住化施策と耕作放棄地を解消を図る計画を、いつごろまでに作成していくのかというご質問でございましたけれども、既にこのアンケート結果をもとにですね、大多喜町に雇用があれば働きたいという方が先ほどの中で589名いらっしゃったということですが、その結果をもとに、町の広報を活用いたしまして、町内企業で募

集等をする計画がございましたら、広報等に無料で掲載できるような方法を既にとってございます。

また、今後の耕作放棄地解消の計画になるわけでございますけれども、今年度は、たまたま第3次実施計画の中間年でありまして、今回のローリングの見直しの年であることから、その見直しの中にですね、耕作放棄地解消の計画を取り込んでまいりたいと思っております。

また、企画財政課におきましてはですね、定住促進のほう、プロジェクトを、本年立ち上げる予定となっておりますので申し添えて回答とさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） ただいま、回答の中に500何名かの希望があるということですが、そのうち農業42人希望されているということ。その希望されている農業の形態ですか、その辺の内容ですか、野菜づくりとか、あるいは水田を多くやるとか、そういうこともあると思いますが、その辺の状況というのはどのようなのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいまの589人の中の42人ですか、農業希望という回答をいただいておりますけれども、その中にですね、その42人の中に、農業に主力として起業、農業で自分で主力として起業をして、起業を自分でやっていきたいという方なのか、あるいは農業で、農業で仕事をして雇用される、そのどちらかというのがはっきりアンケートの中では出てこなかったのがアンケートの結果なので、農業に関して、農業に従事して収益を得たいというだけで、自分が主力なのか、あるいは使ってもらおうのかというのがわからなかったもので、具体的にはちょっと踏み込めていないのが実情なので、これからそういうご相談があればですね、できるだけ対応してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） 耕作放棄地という言葉がありますけれども、町全体でこの耕作放棄地とされる面積というのは、どの程度あるか、また占める割合というのはどの程度の割合ですか、ちょっと伺いたい。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 耕作放棄地の面積でございますけれども、約204ヘクタールほどございまして、町の、現在、農地、優良農地として耕作されている土地が、約600ヘク

タールですね。だから約その3分の1程度がですね、この耕作放棄地となっているような状況でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） その耕作放棄地といっても、いろいろな種類があると思うんですね。すぐに農地として使える農地と、それから、もうとても難しいと、山間、山の影とか日照時間が余りよくないとか、あるいは長年放棄していると、雑草だけでなく樹木も生い茂ってしまうというようなこともありますけれども、その辺はどの程度の、すぐ使える割合というのはどの程度なのでしょう。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいま申し上げましたのは、赤判定と申しまして、ほとんどがすぐ使えない状態の、やはり木が生えてきているとかというようなのが204ヘクタールでございます。

緑判定という、いろいろ、黄色判定とか、いろいろ判定の基準がございますけれども、その中で、すぐ使えるような農地、遊休、それは遊休農地というような、保全管理とかですね、そういう形になってこようかと思えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） すぐ使えない、あるいは今、国の政策で、今盛んに騒がれております、こういう農地の集積ですか、そういうことも、今盛んに騒がれておりますけれども、この辺については町としては、どのような対応というんですか、感じ方をされておるのか、この辺を伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 農地の利用集積、いわゆる貸し借りの問題になろうかと思えますけれども、やはり高齢化というのがどうしてもありまして、だんだん国のほうとしましても、集約農業を進めて、集約農業、いわゆる大型化ですね、進めているところでございますので、町のほうもそういう形に、自然となって、どうしてもやっている人がだんだん面積がふえていく、小さい農業をやっている方は、どうしても衰退して後継者がいないというようなことございますので、どうしても大規模農家に絞られていくような形になっていくと思えますけれども、あわせて利用集積が進んでいくような形、そしてまた農協さん

もですね、そういう団体になっておりますので、国の施策の中でも、そういう集積の関係をですね、農協さんを通じて貸し借りしていますと、それに対しても補助がいただけるようなシステムもできております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） それでは、先ほど山田議員さんの中の町長への手紙ということで、中に、匿名で定住化への手紙ということが回答にありましたけれども、その辺の内容について、ちょっと伺いたいと思いますがよろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 渡辺議員に申し上げます。

関連質問については、通告はありませんので、ほかの質問に変えていただきたいと思います。

○8番（渡辺泰宣君） それでは、議長。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） それでは、1番目の内容については、以上で終わりたいと思います。

2番目の既存の定住化施策に加え、新たに若者の定住化を図る政策というものについて、何かありましたら伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 既存の定住化施策に加えて、新たに若者の定住化を図る施策があるかというご質問でございます。

人口減少また若者の定住化を図りたいというのは、全国的な規模で人口も減ってきておりますので、いろいろなところで施策があるところでございます。

議員ご質問の睦沢町とか白子町の行う若者の定住化施策については、私どもも新聞報道等で承知をしているところでございます。

大多喜町においてもですね、過去に、このような戸建ての町営住宅、将来払い下げるためには戸建てがいいのではないかとということで、そんな施策も検討したことがございました。

ところがやはり公営住宅法の補助事業では、連棟タイプの住宅でなくては補助金が出ないということから、戸建てではなかなか補助金が出ませんよという県のほうの指導もある中でですね、やはり非常に町の財源も圧迫するということで、その時点においては断念をしたところでございます。

そのために、建物と土地を、若者が買うためには、やはり土地と建物で総額幾らぐらいだ

なというのを想像しましてですね、建物は自分の好きなように建てていただくために、なるべく安い価格で土地をお譲りしたい、土地を買っていただきたいというつもりでですね、前にもお話ししました、またご質問の中でもありましたとおり、その下大多喜地区に4区画の土地、また大戸地先でも土地を用意してですね、なるべく安いお金で若い方に買っていただきたいという施策を重点的に実施をしてきました。

なおかつ、民間の力を最大限に利用します奨励金制度ですね、新築住宅に対する奨励金等についてはかなり効果を上げているところでございますが、そういったものとか、町長よく挨拶の中で申します、都会までに、都会に通学が可能となる、通勤が可能となる高速バス施策、またそのほかにですね、これはちょっとまだ実現が難しいところではありますけれども住宅団地の開発等についても、今ちょっと検討をしているところでございます。民間と協働しまして、若者の定住化に向けて、町も努力してまいらなければならないと考えております。

加えて、先ほども産業振興のほうで、課のほうで答弁をいたしましたとおり、定住化の促進プロジェクトを立ち上げましてですね、どのような施策が若者の定住化、また住民の流出をとめることができるのかを、本年度中にですね、検討会、メンバーを選びまして、農業の後継者の育成とか新規就農者等々につきまして、過疎債を活用した奨励金制度や子育ての支援制度等を、また検討しまして、今後も図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） 今、町で行っております、先ほど答弁にありました大戸地先と、それから、もう1カ所、ちょっと場所忘れ、思い浮かぶことできませんが、その分譲地については、今現在どのような進捗状況になっておりますか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） ただいまのご質問ございました大戸地先の分譲地、それからもう1カ所は下大多喜でよろしいでしょうかね。

大戸地先の分譲地につきましては、現在1区画、契約が終わりましてですね、現在、登記の途中でございます。

下大多喜地先の分譲地につきましてはですね、完売でございます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） 下大多喜地先については完売ということでありましたけれども、この

辺が若者の、40歳程度の入居であるのか、どの年代層の人が入ってきておられるのか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（野口 彰君） 下大多喜地先の分譲地でございますけれども、これはほとんど若い方でございます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） 若者がほとんどということでありましてけれども、おおむね、では40歳前後ということ、働き盛りとか、そういうことと理解してよろしいんでしょうかね。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） すみません。下大多喜地先、成約4件ということで、これはちょっと年齢まではわかりませんが、若い方ということしかわかりません。

ただ、いずれも町内の方で、流出をとめることもですね、一つの人口増対策ではないかという解釈の中ではご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） それでは、先ほど申しあげました促進のためのプロジェクトを設けるということではありますが、そのメンバー構成というのはまだ考えていないようですけれども、どういう範囲で行われるのか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 定住促進のプロジェクトでございますが、一応私どもでメンバーの案がございます。

読み上げますと、町長、副町長、総務課長、企画財政課長、企画政策係長、建設課長、産業振興課長、子育て支援課長、健康福祉課長、そしてオブザーバーとしてですね、みらい塾の理事長、観光協会の事務局長、健康福祉課、子育て支援、税務住民課、産業振興課の若い職員でですね、未婚の方とか子育て世代の方をオブザーバーとして入れて若者の意見を聞いてみたいと考えております。

その他必要に応じてですね、不動産業等を行っておられる会社の方を、できればそういう会議で意見をもらいたいなと思っております。あくまでも私の現在の案でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡辺泰宣君。

○8番（渡辺泰宣君） それでは、主に役場の幹部職員とか、そういう構成みたいなんですけれども、一般の方の、特に若い人ですか、その辺のメンバーもつけ加えて、いろいろな希望とか、そういうものも聞こえると思いますので、その辺も中に入れていただきたらと思います。

それでは、まとまりがつきませんが、私の一般質問としてののを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時56分）

---

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時08分）

---

#### ◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 11番野中でございます。

きのう高齢者福祉の拡充ということで一般質問を行いました。その4点目に当たるようなものですが、配食サービス事業の復活についてお伺いしたいと思います。

本町の配食サービスは、現在休止中です。というのは、平成13年に、3月に告示されて、平成15年から数年間行われておりました。

現在、県下で配食サービスを行っていない自治体は、本町を含めてわずか4自治体であります。本町には、配食サービスの需要がないのではありません。ある某コンビニエンスストアは、配食サービス別会社を持っておりまして、そこでの利用者、2店舗ありまして、1店舗は10数名、もう1店舗は大多喜だけでは2世帯だということでした。

民間の、こういう民間のサービスを利用していらっしゃる方がいる、高くても利用していらっしゃる方がいるというのは、需要が本当にある、逼迫した方たちがいらっしゃるということです。

高齢者の安否確認の強化、そして孤独感の緩和、経済負担の軽減などという面で、行政が配食サービスを行うということは、住民に対する貢献度、低くありません。

そこで、今後、配食サービス事業を復活する考えはあるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 配食サービス事業を復活する考えはあるかとのことご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、本町では平成13年から平成19年度まで配食サービスを実施しておりました。ところが、利用者数の減少により現在休止しております。

配食サービスは、安否確認などに確かに有効な手段と考えておりますが、町では現在、社会福祉協議会、思いやりの会で老人食事サービスを実施しており、年間600人以上の方々が利用されております。また、各地区社協におきましても、町内全地区ではございませんが、配食サービスを実施しているところもございます。

さらに、民間事業者で、高齢者向け配食サービスを実施しているところもありますので、現在は配食サービスの復活については考えておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今の答弁の中で、会食が600人ということですが、それはあくまでも延べ人数であって、12で割ればわずか50人、その中で、ダブっている方もいらっしゃるのではないと思うんですね。

そういうことを見ると、しかも月1です。例えば同じ会食による食事サービスでも、長生村は週一遍行っているんですね。会食も私は悪くないと思っているんです。集まっておしゃべりをしたり親しい顔に会ったりするというのは、閉じこもりがちな高齢者にとっては大切なことだからです。だけれども、月に一遍やっているから、延べ人数にして600人もいるからいいではないかというのは違うのではないかと思います。後でまた、子供のほうもやろうと思うんですけれども、大多喜町、いいです。

確かに、お金はかかります。県内でも、365日、1人に対して週7日間、配食サービスを行っているところもあります。補助金の額も、多いところでは、会食も含めてですけれども、1,200円くらいの補助金を1食に対して出しているところから全然出していないところもあります。全然出していないところは、お金は出していないけれども、行政が高齢者の食事に責任を持つという立場であろうと思うんです。

日々、食事って命のもとで、ただ生きていればいいというものではなくて、健康も食事によってつくられていくわけです。お医者さんに行くと、低栄養かどうかということをもまず調べられると思います。健康で元気な安心した老後を送るためにも、食事の質の保障というの

は大切だと思うんです。

そういう点で、配食サービスが住民に提供するものというのは、単なる安否確認だけではなくて健康面での栄養確保という点もありますので実現していただきたいと思います。

できない理由は何ですか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 配食サービス、今休止しておりますけれども、一度休止したものを復活させるためには、当然のことながら、どのくらいのニーズがあるかどうか把握する必要がございます。

今年度、第6期の高齢者福祉計画及び介護保険計画についてのアンケート調査を実施する予定であります。

前回の調査では、老川地区のみの調査でございましたけれども、今回につきましては町内全地区を対象に実施する予定でございます。

そのアンケート調査の中で、調査項目の一つとして配食サービスの意向調査を入れられれば入れてニーズの把握をして、その結果によって今後どうしていくのか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 住民の意識調査するというのは、私はいいことだと思います。

ただ、民間が出てくるというのは、それなりの需要がある、宣伝の中にワタミという全国レベルのそういう会社が、今盛んに広告を入れております。そういうことを考えても、復活するというのを前提にしたような内容にしていきたいと思います。

それからもう一つ、2つ目に移ります。

食事の配達にかわり、先ほど申しましたように、会食の形をとるようなサービスも、今後推進していく考えありませんか。具体的ではありませんけれども、きのうも山田さんの提案の中に、駅庁舎で、カフェじゃないけれどもお土産物もやる年寄りの憩いの場になるような、そういうのも駅の庁舎でやったらどうかとありました。

例えば、町中で、あいているところを使ってお年寄りのサロンというかカフェをつくる、あるいは老川のほうでは、もしかしたらやまびこあたりで、そういうことをやる、そのことでお年寄りが孤独ではなくなっていく、ついでに買い物もできるのではないかと、町中に出てきたり、商店のあるところに出てきたり、そういう生活改善も含めて、会食が、年寄りの生

活の利便性に貢献するとすれば、配食・会食サービス事業みたいな形で進めていくということを検討できませんか。

○議長（小高芳一君） 8番、9番議員、私語は慎んでください。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 食事の配達にかわり集まって会食会の形をとる場合も、配食サービスとして承認、推進する考えはあるかというご質問ですが、そういう事業につきましてはボランティアさんが独居あるいは高齢者の方々を集めて会食会を行う場合だと思われますけれども、その会食会を実施していただくということは、町にとりましても、高齢者の方々にとりましても、大変喜ばしいことだとは考えております。

しかし、既に区のほうで老人クラブがなくなっちゃった、何か寂しいねということで、会食会等を実施するところも、しているところもございます。どの程度のものを承認するのか、その判断基準も非常に厳しいというか難しい問題であります。生活支援のサービスの一つであることは、十分認識しておりますけれども、配食サービスの承認、推進につきましては、会食会等については、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 会食はいいことだ、老人クラブもない、ますます会食形式はやってほしいと思うんです。

配食、でもそのいろいろな条件が難しいのではないかなというようなことだと思いますが、県内54、自治体がある中で、50自治体がお金を出して、行政が予算をつけて、最低でも週一遍の配食サービスをやっている。先ほどゼロのところもあると言いましたから、ゼロ、調べればわかりますけれども、県内ほとんどのところがやっているのに、何でうちがやらないんだ、情けないではないか、そういう思いがあります。世間並みの行政をやっていただきたい。

町長にお伺いします。地方自治体の地方公共団体の役割というのは何でしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これはもう何度もお話をしておりますけれども、住民福祉に、増進にあるわけでございます。そういうことでございます。

○11番（野中眞弓君） 私もそう思います。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） すみません。地方自治法第1条の2項に、公共地方団体の役割は、

住民福祉の増進にあると。大多喜町の最近の住民福祉はどうかというと、大変おくれをとっている。恥ずかしいくらいにおくれをとっている。一つ一つ、必要なものを私は気づいていかなければならないと思うんです。配食サービスだって、千葉県内では、平成13年につくったとき、やりますよってつくったときには、早いほうの、千葉県内でも早い取り組みだったと思うんです。いろいろなことがありまして、私も見ました。これが800円かな、町の負担が500円で利用者の負担が300円で配達料も含めて、これが500円というかね、えっ、800円の食事なのかしらと思うような簡素な内容で、広げてみて、わーうれしいというようなのではなくて、これでは飽きられてしまうのではないかという感じだったんですね。

それが、だんだん利用者がなくなって業者も撤退していったと。それを業者任せにした結果だったと思いますが、町が住民の福祉、やはり真正面に据えていただきたいと思うんです。

その次の、私は質問が、子供の貧困ということなんですけれども、子供の医療費にしる準要保護にしる、おくれをとっている。老人福祉にしるおくれをとっている。それでもって、この町に住んでください、揺りかごから墓場まで粗末な施策の中で、外から新しい人が入ってくるでしょうか。住民の確保、定住化のためにも、住民の福祉の充実ということは、非常に重要なまちづくりの一環だと思います。

一時、ほかに行くと、大多喜ってすごいよね、よくやっているよねって、よその議員たちからうらやましがられました。でも今は違います。本当に前向きで、この問題についても取り組んでいただきたい。会食がいいということであれば配食と同じように、週一遍でも助成金を出してやるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 定住化のため、福祉の充実ということで、配食、会食会等でもいいから補助金を出してということですが、先ほども申し上げましたとおり、例えば3人集まるから、そこに補助金出すとか、そういうある程度の基準がないと、全てのものに補助金出すということも、大変難しいことだと思いますので、ある程度のやはり基準を、もしいたすのであれば設けて、それで出すような形で行って、もしやるのであれば、そういうふうにしていきたいと考えております。

以上です。

○11番（野中眞弓君） それは、きちんとした基準をつくって取り組みたいという答弁ととってよろしいですか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 今後、内部で協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 早急に取り組んでいただきたいと思います。

それでは2点目にいきます。

3月議会でも行いました子供の貧困の解消についてです。

子供の貧困は貧困の再生産と言われています。貧困状態になった子供たちが、ろくに学校にも行けない状態で、そして大人になったときに、また子供に同じような思いをさせて、いつまでたっても貧困から抜け出せない、そういうことがあってはなりません。それで、また再度行いたいと考えました。

生活保護の基準が、今年度の8月から引き下げられることになりました。準要保護就学援助に影響が出ます。保護基準の改正というのは、非課税の問題だって、国保の問題だって、いろいろな面で影響がある、本当に重要な問題です。

幸い本町では、24年度については4月当初のまま、そのままやっていると、8月以降も基準は変えないという答弁を、3月議会で確認したと、私は思っておりますが、来年度からが問題です。この生活保護の基準が下げられ、準要保護援助に影響が出る、この犠牲者は子供であります。

厚生省が5月1日に発表した3月の勤労統計調査では、基本給、特別給を合わせた現金給与の平均は、前年度比だったかな、0.6パーセント減になって、これは2カ月連続だと。でも、5月に発表されたのは改善されているという記事も読みました。

でも、いわゆる親の経済状況は、つい二、三週間までは株価上昇、株価上昇、円安、円安ということで騒いでおりましたけれども、こういう経済状況の中でも、親の経済状況は変わっていない。もしかしたら下がっている可能性だってあると思います。上がっているのは、大企業関係の方たちは変わっているかもしれませんが、中小で働く国民が7割と言われている中では変わらないのではないかと思います。

こういう親の経済状況は、変わらないにもかかわらず、国が勝手に生活保護の基準を切り下げるといふもとで、準要保護適用の基準も下げられるというのは、子供にとっては大変、経済的に大変な家庭のお子さんにとっては、本当にしんどいことだと思います。

子供の教育を守るために、準要保護適用の基準を、最低でも本町では現行額を継続すべきではないかと考えます。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 準要保護の認定基準に関しまして、現行額を継続すべきというご質問でございますけれども、生活保護法に規定する要保護者に準じる程度に困窮している方の子供たちが、経済的理由で義務教育を受けることが困難になることがないように、学用品費や給食費などに関して援助しております。いわゆる準要保護者ですけれども、この準要保護者の認定につきましては、町の要綱で認定基準を定めております。

この認定基準は、認定を受けようとする世帯全員の前年の収入額の合計額を月額に換算しまして、この額が生活保護の基準額をもとに定めた需要額の1.3倍を超えないことというふうにしております。

生活保護制度の見直しに関しましては、本年8月から、3年程度をかけて段階的に生活保護の基準額が引き下げられるということでございますが、先ほどご質問にありましたが、平成25年度の準要保護の認定につきましては、平成24年12月の生活保護の基準額によって算定をいたしますので、平成25年度はこれまでと変更はございません。

また、来年度以降につきましては、生活保護の基準額が引き下げられれば、これをもとにしている準要保護認定の基準も変わってくるということになりますので、現行の基準を継続することは困難かというふうに思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 質問時間が、残り4分となりました。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 県下では、54自治体のうち、この準要保護の認定基準を生活保護の1.5倍としているところが10自治体あります。14自治体あります。本町でも、認定基準を改定して、少なくとも今の認定額を確保するという考えありませんか。

その前に、この認定基準を生活保護の1.3倍とせよというような決まりは、法律ではあるんですか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） この準要保護制度につきましては、町の単独事業ということで、それを1.5にするとか1.3にするという決まりはございません。

ただし、平成16年度までは、国の補助事業でしたので、そういう制度は、そういうものがあつたかと、かもわかりませんが現在ではございません。

それで、準要保護の認定が受けやすいように1.3倍を1.5倍とするというようなご質問かと

思いますけれども、先ほどご質問の中にありました54市町村のうち14の自治体で認定基準を1.5倍にしております。

ただこの14自治体のうち町は1つでありまして、ほとんどが県北部の市でございまして、山武、長生、夷隅では1.3倍を超えているところはございません。

逆に、その54市町村の中で9市町村が1.3倍に達しておりません。ということで、本町の基準が特に厳しいというようなことではないのではないかというふうに思っております。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 厳しいわけではありません。それは承知しております。

だけれども、この町でこそ苦しくても子供が育てていけるという、そのためには今の基準を下げてはいけないと思うんです。物価が下がっているわけではありません。生活用品は、じわじわと上がっていて、特に貧困家庭を苦しめております。

町長、今の額を確保する、基準にするためには、保護の何倍になるか、基準をどう変えれば今の額で、基準額でやっていけるのか、計算されましたでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） その計算はしておりませんけれども、国から出した指針によりますと、町村部で夫婦で子供2人ですと、最終的に月額で1万5,000円減額になるというように、全くの試算ですが出ておりますので、その額を逆に換算していけば何倍にすれば現行が維持できるかというようなことは出るかと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 1.4倍に変えるだけでできるんです。既に1.5倍、都市部ではそれを1.5倍でやっていますから、ますます若い人だって、そっちのほうに流れるではありませんか。

田舎に來れば来るほど福祉が悪くなる。そこのところを大多喜から断ち切る、そういう覚悟ありませんか、町長。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、課長が答弁いたしましたように、そこは課長の答弁のとおりであると思います。それは、北部というのは、財政的には、やはり不交付団体の多い地域なんです。それで、やはり、また不交付団体ではないにしても、交付金が本当に少なく、自主財源が非常に多く持っている地域なんです。

やはり今、先ほど課長の答弁のありました地域というのは、ほとんどが皆さん、みんな交付金を頼りにしている、そういう地域なんですね。財政力が非常に弱い地域なんです。ですから、そういうところから、それを断ち切るというのは、なかなか困難かなと思っております。

○議長（小高芳一君） 野中議員に申し上げます。

質問時間が経過しました。速やかに質問を終了してください。

○11番（野中眞弓君） では、質問ではありません。

安心して揺りかごから墓場まで、この町で過ごせる、そういうまちづくりを、行政、それから我々一体になって進めたいと思います。前向きで斬新な施策を、これから展開していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

---

#### ◇ 吉 野 一 男 君

○議長（小高芳一君） 次に3番吉野一男君の一般質問を行います。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 3番吉野でございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

それでは私のほうから質問事項としまして、小学校の統合についてをご質問させていただきます。

この件につきましては、平成22年12月16日に、大多喜町の小中学校適正配置検討委員会が発足いたしまして、7回ですね、会議を経まして、平成23年8月18日に提言書を取りまとめまして提出いたしました。

その後、議会の承認を得まして、平成25年の4月にですね、老川小学校と西畑小学校が統合し西小学校になったわけでございます。これも各執行部、また町長並びに教育長並びに執行部の方々のですね、厚いご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

その後ですね、今回は、総元小学校と大多喜小学校、上瀑小学校について、統合についてをお伺いしたいと思います。

最初にですね、総元小学校と上瀑小学校については、複式学級が発生する時期、これは平成27年度前後ということでありますけれども、それをモットーに隣接校に統合する方針とのことですが、この方針で進める考えかどうかお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 小学校の統合に関する質問でございますけれども、ご質問の中にありましたように、小学校の適正配置検討委員会で、委員の皆様方にご尽力をいただきまして、児童・生徒数が減少する中で、今後の望ましい教育環境整備の方向性につきまして提言をまとめていただきました。

この提言をもとに、教育委員会では、小中学校の適正配置に関する計画を策定しまして、この計画に基づいて学校統合を進めております。

ご質問にありましたとおり、この計画の中で、総元小学校と上瀑小学校については、複式学級が発生する時期になる平成27年前後をめどに、隣接する大多喜小学校と統合する方針というふうに位置づけております。

現在、2つの学年を合わせた児童数が16名以下になりますと、1年生は除きますが、それ以外で16名以下になりますと、基本的には複式学級になります。

現在、複式学級としては、実際には複式学級としてはおりませんが、総元小学校、上瀑小学校とも、2年生と3年生の児童数合わせたものが16名以下ですので、既に複式学級になる基準まで児童数が減少しております。当初の計画より2年早く、複式学級になるまで減少しているというようなことです。

このようなことから、教育委員会では、計画どおり、27年4月をめどに、総元小学校、大多喜小学校及び上瀑小学校を統合したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういうことで、3校がですね、統合するということでありましてけれども、この方針については、もうこれで決定という形でよろしいですか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 申し上げましたように、教育委員会としては、その方針で今後スケジュールを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） では、そういう方針でということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、それでは、2番目に移りたいと思いますけれども、今後のですね、スケジュールについてお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 統合に関しましての今後のスケジュールでございますけれども、既に4月の上旬に、各小学校ともPTA総会がございましたので、その席をおかりしまして、総元、大多喜、上瀑、各小学校です、そこに集まった保護者の皆様には統合の方針を説明しております。

また、今週の水曜日から金曜日にかけまして、総元、大多喜、上瀑の各地区で、小学校を会場に説明会を開催しまして、町民の皆様方のご意見を伺いたいというふうに思っております。

その後、何度か説明会を開催させていただきたいというふうに考えておりますが、その後、できれば来年3月までに統合の方針について決定をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 平成27年度ということですので、そうしますと、あくまでもですね、統合に関しての、もうある程度はそういう形で話し合いも多少進んでいると思いますけれども、6月ですか、今月に1回やるような形ですけれども、これにつきましても、できればですね、もう27年ということありますので、できれば多く、数回でもやっていただいてですね、皆さんの地域住民、また児童、父兄、地域住民の方々の意見を聞きながら、よりよい統合になるようにですね、そういう点で話し合いを持っていただければと思うわけです。

その点、回数についてなんですけれども、できれば多く、そういう会合設けてもらいたいと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 回数につきましては、ご要望があればですね、こっちのほうから出かけていくようなことも考えておりますが、ただ地域全体となりますと、それをどういうふうに知らせるか、区長さんにお願いするしかないわけなんです、区長さんにお願いする広報も、月1回ですので、またそれを途中で回覧というようなこととなりますと、非常に区長さんの手も煩わせるようなこととなります。

また、ホームページ等にも掲載しておりますが、それもですね、なかなか十分な周知にならないかと思いますが、基本的には、あっても月1回程度ですね、地区を対象としたものは月1回程度が限度かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういう形で、できればですね、月1回であれば、そういう形で、できればお願いしたいと思います。

それについて、いろいろ、特に、これ統合になりますと、各地域によってはいろいろ問題等もありますので、いろいろ問題を各精査しながらですね、統合のほうに進めていただきたいと思いますので、できるだけそういうものを、皆さんの意見を聞いてやっていきたいと思います。そういう点、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、3問目のことなんですけれども、これからの統合を考えていく中で、参考ということでありますけれども、そういう点について、ちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） それでは、今後の統合を進めていく上で参考になるようなことがあればという議員さんの質問なんです、この5月に、4月から新しく統合した西小学校がスタートして2カ月過ぎましたところで、校長先生が子供たちに、統合してどうだったかというようなアンケートを1年生から6年生まで、95名の子供たちにとりました。

その結果ですけれども、1つは、両方の学校のお友達と一緒にしてお勉強したり遊んだりする西小学校は楽しいですかという質問です。4つの中から選んでくださいということで、1つが楽しい、どちらかといえば楽しい、余り楽しくない、楽しくない、この4つの中から選んでくださいと言いましたところ、楽しいと答えた子供が79名です。それから、どちらかといえば楽しい、15名。この両方で、楽しい、どちらかといえば楽しいの中に入っているのが98.9パーセントでした。余り楽しくない、これが1名です。楽しくない、ゼロでした。

お友達がたくさんできましたか、2番目の質問です。これも4択のうち、たくさんできた、50名、これが52.6パーセント、できた、40名、42.1パーセントで、95名中90名の子供たちが、お友達がたくさんできたということで、子供は大変、統合したことによってよかったと、楽しいということが出ていました。

それから保護者にも、これは教育委員会のほうから保護者に対して、この統合についてはいかがでしたかというようなアンケートをとりまして、今集まっているところが37名の保護者から集まっているんですが、1つは、統合してよかったと思うか、あるいは統合してよかったとは思わないか、この2つの中で保護者の率直な意見を聞かせてくださいといったところ、37名中、統合してよかったというのが29名です。29名、37名中29名。それから、統合し

なくて、統合してよかったとは思わないというのが4名おりました。どっちもよかった点もあるし悪かった点もあると、両方意味づけて書いてくださったのが4名です。

ということで、統合してよかったと思うと、保護者が今現在に考えている保護者が89パーセントですので、これは参考に、今後の3校統合についての話し合いの参考になるかなと思いました。

保護者の中で、やはり一番多かったのが、友達ができた、それから運動会も終わりましたので、運動会は非常に活気が、今までよりも活気があった。それから競争心が芽生えて勉強するようになった。いいところはこういうところです。

それから、やや心配な面というのも保護者の中から、幾つかは書いてありますけれども、余り多くはありませんでした。そういう今のところの現状で。

教師から見た点でも、大変やはり統合して、特に小さい学校から大きい学校のほうに移った子供たちは、ちょっと心理的に大変な部分があったと思うけれども、勉強や運動を見てみると、小さい学校から大きい学校へ移った子供たちにとっては、非常にいい面が多くあるというような、あるいは学習形態が、グループ学習とか、あるいは意見の交換会ができるとか、そういう面で大変いい面が多いということが、教師の面からも出ております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 大変、統合はですね、成功したものと思っております。このまま、大体90パーセント近くですか、そういう皆さんの意見ですね、多くの意見が寄せられまして、統合はいい方向に進んでいるものと思います。

それに加えて、私もちょっと耳にしたことがあるんですけども、一応、学校関係で言いますとですね、校歌とか校旗、それから校名等ございますよね。その関係についてですね、今回老川と西畑が統合したときには、一応西畑小学校に統合したわけですけども、これは当然、対等合併でよろしいですね。

では対等合併でございますので、対等合併で統合しましてですね、合併じゃなくて対等統合ですね、ということで統合したわけでございますけれども、その場合にですね、西畑はそれで一緒になったわけですけども、小が、畑を取ったわけですね。西小学校になったわけですけども、その場合、老川小学校は、確かに閉校になりまして、学校自体、全部閉校になりますので、閉校式という形でやられたわけですけども、その西畑小学校におきましては、西畑小が西小になったわけです。

これにつき、学校自体は確かにあるわけですので、それで学校自体はあるわけなんですけれども、西畑が、畑がなくなって西小という形になったわけなんですけれども、その場合にですね、老川小学校についてはいろいろ、そういう閉校式等、いろいろ催し物をやりまして、盛大にやりまして行われたわけでございますけれども、西畑小学校につきましては、特別に町のほうでは、そういう会合はやられていないんですね。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 閉校式関係は、西畑小学校のほうはやっておりません。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 確かに、西畑小学校は閉校式という形、校舎がなくなったわけではありませので、引き続いてありますので閉校式とは言わないんですけれども、西小学校になったわけですので、あくまでもその点についてはですね、西小が西小としての、西畑小学校という、もとの、旧の西畑小学校としての対応を、多少町がバックアップした中で、多少のそういう催し物もやったら、私の考えなんですけれども、そういうものは、もう終わった話なんですけれどもですね、やったほうがよかったのではないかなとも思われるんで、その点はどうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 今の、老川小学校は閉校式をやりまして西畑小学校のほうはやらなかったのは、両方同じような形でやったほうがよかったのではないかというご質問なんですが、老川小学校というのは、議会でも議決されまして、条例から老川小学校というのが、もう削除されてなくなりました。それで、3月31日でなくなったわけです。

西畑小学校の場合は、この各学校には、こういう学校要覧というのを作成していますけれども、老川小学校の場合は完全に学校そのものがもう、明治7年から130何年続いた学校がなくなったわけです。ただし、西畑小学校の場合は、平成25年度の、この学校要覧ですけれども、これは明治7年からの学校の沿革史というのが脈々と続いております。平成25年4月に、老川小学校と統合、老川町立西小学校に改称という一文が載っているんです。

ですから、老川小学校の廃校で、完全にもう学校はあそこは、教育施設で使わない学校も、そこで閉じるというのと、西畑小学校が西小になったというのは、歴史はそのまま続いて、ただ一文、名前がここで変わりました。ですから、明治7年からの西畑小学校は、25年の4月で、名前は西小になりましたけれども歴史はそのまま続くということで、西畑小学校が完全に廃校とか閉校とかなくなったわけではありませので、その辺はかなり西畑小学校と老

川小学校が、ちょっと名前は変わりましたが、かなり内容が違いますので。

あと、閉校式をやりますとか、あるいは老川小学校はすばらしい記念史もつくりましたが、これはやはり保護者、地域の方々が中心になって、こういうふうにぜひやりたいということで進めてくださって、こちらはできる限りのお手伝いをするという形で、あくまでも保護者、地域の方が、住民の方が中心になって、あの閉校式等やってくださったという形で、そういう関係で、西畑小学校の場合は、そういう声が出なかったということでやらなかったという状況です。

ただ、先ほどアンケートでも申しあげましたが、やはり私たちが大変反省しなければならぬ内容の意見も出ておりますので、今後これからまた3校統合に関しては、そういう、こういうところでもう少しくまできなかつたかとか、あるいは細かい意見をたくさん申し述べてくださっている保護者、住民の方がおりますので、そういう点はまた十分気をつけながら統合を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） では、大変よくわかりました。

また、その関係についての細かい点なんですけれども、確かに今、教育長がおっしゃったとおりなんですけれども、実際私としてはですね、個人的になってしまうわけなんですけれども、たまたま老川小学校は閉校式やって、結局、西畑小学校は全然何もなかったわけですね。確かに歴史がずっとあります、それはそのままにしておいてですね、それでそのときの、3月31日までは西畑小学校だから、それは4月1日から西小になりますので、その区切りとしてですね、多少なりとも、PTA関係で何かちょっと催し物やるとか、そういう歴史的なものは、そのままずっと続いていますので、それはそのままにして、そういう何か謝恩会じゃない、そういうものをして、多少、一応統合したという、皆さんが、生徒児童がですね、そういう解釈を持てればいいなと思って、私ちょっと、そういうことでちょっと述べたわけがあります。

特別それ、やるやらないということではないんですけれども、一般から見た場合にですね、多少なりともそういう、老川小学校はそういう閉校式というものを、正式なものをやって、西畑小学校は何もやらないとなると、そういう点がどうかなと、個人的にはそういう形で思って、今質問をしたわけでございます。その点わかりました。どうもありがとうございます。

それと、校歌とかですね、校旗、校名ですよ。これ西畑小学校は、校名はもう変わっているんですけども、校旗も、たしか校歌、校旗も、西畑小学校のもので畑を取った中身の形で、そういうものをつくってあると思いますが、それでよろしいですか。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 校旗等は新しく西小になりましたので、新しくつくる計画であります。

（「校歌は」の声あり）

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 校歌はですね、老川小学校地域住民、保護者、それから西畑小学校の地域住民、保護者と、昨年度、いろいろ、何度何度も話し合いを重ね、協議を重ねて、西畑小学校の校歌が、その地域性を、西畑、西畑というようなことを、地域性を余り強く出ていない校歌ということで、言ってみれば比較的、現代的な校歌ということで、例えば1番が、夢の畑という校歌なんです。みんな来て、魚の形した光がプールで泳いでいるよ、見えるよね、虹の子が、水しぶき立てているというような、余り地域を濃くつくっていない歌詞なものですから、両地区が話し合った結果、最後の西畑小学校を大多喜西小学校ということでいかがかということで、これで両地区が協議をしまして、それでいいでしょうということで今回、今まで西畑小学校が使っていた校歌を西小学校ということで改めて、今、25年度から使用、使っていくことになりました。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういうことでは、实际的にですね、みんなで協議した中で、そういう形になったということであります。それは確かに、そういう形が一番ベターだと思います。そういう方針でやっていただければと思うんですけども。

今回、大多喜、総元、上瀑ですね、平成27年に統合するということでありますので、その点も踏まえた中、どういう形がいいかですね、校歌にしろ校旗にしろ、いろいろ校名もありますけれども、それをただ形として、その前に、3校が統合した場合には、大多喜に、対等じゃなくてあれですかね、編入になるわけですかね、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） それにつきましては、これからいろいろ話し合いの中でですね、地域の皆さんの意見、また保護者の意見、また学校等の意見を聞きながらですね、みんなで

決めていきたいというふうに思っております。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） では、そういうことであれば、できれば各地域住民、3校の地域住民の方々の、話し合いの中で、校名もですね、つくっていただければと思うわけであります。

それについても、校歌も校旗も同じことでありますので、そういう点も皆さんの、言っている地域住民の方々とか児童の方々ですね、意見を聞きながらやってもらえればありがたいと思います。そういう点で、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

その点につきましては、ある程度、最終的には、執行部、教育委員会のほうのですね、基本方針をしっかりとした中で、持った中で決めていっていただきたいと思います。

それと、もう一つちょっと、関連なんですけれども、今回、3校は統合します。それで、今度は大多喜になるかわかりませんが、大多喜小学校と仮にですね、大多喜小学校とした場合に、そうすると西小学校と大多喜小学校になりますよね。

その場合にですね、2校ということになりますけれども、今後ですね、数年先になると思うんですけれども複式学級という形になりますと、当然もう小学校は西小と大多喜小が統合するという形の段階に至るわけですね。これも目に見えているわけですので、その点も踏まえた中で、教育委員会としての考え方、これ進め方としてですね、今後、近々にやるべきものがあると思うんですけれども、それまでも話し合いを設けて進めていっていただきたいと思うんですけれども、その点、教育長、どうですかね。

○議長（小高芳一君） 吉野議員に申し上げます。

質問時間が、残り3分となりました。

教育長。

○教育長（石井信代君） 西小学校もことしの4月からスタートいたしました。今、新しい西小学校誕生から、落ちついた地域の老川と西畑の子供たちの教育環境を、できるだけよいものにしようと思って、教員一丸となって、今努力しているわけです。

こちらはまだ統合していなくても、今後、ことしから説明会を開いて、統合についてどういふか、それこそ地域住民の方々とお話し合いをさせていただきながら進めていくわけで、その先のことについては、まだちょっと考えておりませんし、大多喜町はこれだけ面積が広い地域でもありますので、そういうことも踏まえながらですね、それについてはまた慎重に考えていきたいと思いますが、とりあえずはこちらの3校の統合について一生懸命やっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 今回が、そこまでなかなかいかないと思うんですけども、できれば将来見えている話ですので、そういう点も今の体制、できれば今の体制である程度、基本をですね、決めていただいて進めていっていただければと思うわけです。

また、それに関連しますけれども、また中学校もそうなんですけれども、西畑中学校と大多喜中、それに関連しますけれども、それもですね、実際に20人程度の規模になった場合には、統合するという形の趣旨の提言で出していると思うんですけども、そういう点も踏まえた中で、そういう点も踏まえて今後も、中学校も、小中学校統合という形の案をですね、教育委員会としても今後において出していただければと思うわけです。

答弁要りません。ではそういうことでよろしくお願いします。

では、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここで1時間休憩をしたいと思います。その間に昼食等をとっていただきたいと思います。

（午後 零時00分）

---

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時59分）

---

#### ◇ 根 本 年 生 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

1番根本年生君の一般質問を行います。

○1番（根本年生君） 根本です。

きのうに引き続きまして質問させていただきます。よろしくお願いします。

私は、今回はですね、町民、団体、企業と連携したまちづくり、この町民の中には各区ということも入っております。

質問の趣旨、既存の各種団体、これは各区も入っております。大多喜町の活性化を図るため、またまちおこしのために一生懸命活用しているのはご存じだと思います。そういう団体に対してですね、もう少し行政の支援、支援というのはお金だけではなくて、あと心の面というんですかね、そういった面も含めて言っております。もうちょっと活用しやすくなると

思いますので、その辺について幾つか質問をさせていただきます。

まず初めに、お城まつりに参加する、山車、みこしについてでございます。

町最大の観光イベントであるお城まつりを、官民一体となり盛り上げる必要があります。お城まつりを盛り上げるため、各区ではみこし、山車を参加させる際、賛否両論ある中、大多喜町のため、大多喜町のまちおこしのためにはと思い大変苦勞して参加しております。

私も、新丁区に在籍しておりますけれども、新丁のほうでも村祭りが、これはお城、みこしを出すということがいつも決定しておりますけれども、お城まつりに参加させるかどうかについてはですね、本当に区民真っ二つにして議論を行っている状況でございます。

また、出すという前提の中に、要はお城まつりに、仮にみこしを出さないとですね、お城まつりと地元の祭り、各区においてもお祭りは最大のイベントです。費用も一番かけております。そうするとですね、お城まつりとの関連性が非常に薄くなってきてしまうんです。地元の祭りは地元で勝手にやる、お城まつりも地元は参加しませんから、勝手に町がやっているという認識がどうしても出てきてしまうんです。

そこで、どうしてもお城まつりには参加させようということで一生懸命やるんですけども、その際ですね、申しわけないんですけども、もし出す出さないというような役員会とか理事会とか、必ずやるんですけども、その際に、もし町のほうで、ちょっと足を運んでいただいてですね、ぜひ参加してほしいと、お城まつりを活性化するためにはどうしても参加してほしいというようなことをいただければですね、本当にありがたいと思っております。

聞きますところ、今は、一応区長さんのほうに手紙の案内とか口頭とかで、出すか出しませんか、出しますか出しませんかということだけのようです。会合に行っても、区長さんがお城まつりに参加するかどうかを決めるわけではありません。区長はみんなの意見を聞いて決定する、決定権は区長には、最終的には区長が判断しますけれども、そのときの区民の状況によって変わることでございます。

ですから、ぜひ地元に来てですね、一言でも二言でもいいので、ぜひ出してもらいたいという言葉をかけていただきたいと存じますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいまお城まつりの山車、みこしの参加についてということでご質問いただきましたけれども、おみこしのほうも、ただいまお話しし、議員さんがあったとおりですね、非常に各区としても、非常に出すのに、非常に容易でないと、事務局といたしましても担ぎ手さんが非常に少ないというようなご意見を賜っておるところでございます。

ます。

確かに、実行委員会といたしましてはですね、各みこし、山車等の保有区に、確かに文書等でご案内しているにとどまっておりますけれども、ご指摘のとおり、各区に出向いて、ご要望あれば、一言でもうちのほうからご協力いただけるような考えもないわけではございませんので、機会があればですね、出向いて参加を呼びかけていきたいと思います。

以上です。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。前向きな答弁。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） でも、要望ないと来ないというわけではなくて、要望するしないにかかわらず、仮に要望して来てくださいますと言え、それはほとんど出すということではないかと思うんですね。要望、来ておきながら、呼んでおきながら、お城まつりに参加しませんということとは言えない状況だと思うんですよ、普通は。ですから、行く、出す、出さないにかかわらずですね、来ていただきたいと。

お城まつりに、先ほど言いましたけれども、お城まつりというのは区最大のイベントでもありますし、一般区民、一般町民がですね、町と1日中かけてかかわり合えるのは、お城まつりが一番のあれではないですかね、ほかに、一般の区民が町の方とかかわれることというのは、あるんでしょうけれども、区長さんや、そのほかの役員の方は、いろいろなところに出向いて、いろいろなことを発言したり町長さんとも会うこともあるでしょうけれども、ふだんの区民はですね、町長さんに会いたいと思ってうずうずしているんだけど、なかなか町長さんも忙しいようで、一般の区民の方が町長さんと会話をすることもできないし、顔を見ることもできません。

前日も言いましたけれども、懇話会をつくって公募の委員を募集しろと言ってもですね、なかなか公募する委員もあられない、一般の方も意見を言わない、いきなりそういったことをやっても私もなかなか難しいかなと。やはりふだんから、町民と行政と町長さんとのですね、信頼関係を築いた上でないとなかなかできないのではなかろうかと考えております。その中で、最大のイベントであるお城まつりを、ぜひ区民と一緒に盛り上げてですね、町をよくしていただきたいと思います。

再度あれですけれども、要望がなくても来ていただきたく存じます。よろしくお願いします。

続きまして、地域活動を行っている民間同士の交流についてでございます。

町が、地域おこしを行っている各種民間団体同士の交流を促進し、その連携を強めるため意見交換会を開催し、各種イベントをさらに盛り上げるべきと考えます。

これはですね、地域おこしをやっている団体、各種ありますけれども、それぞれが何か孤立しているんですか、余り横のあれが、連絡がなくて、何か申しわけない、言い方が申しわけですけれども、それぞれが勝手にやっているような、もう少し連携を強めてですね、いろいろな面で協力し合えば、もっといいイベントができるのではなかろうかと思っています。

この意見交換会というのは、私が思っているのは、各長、いろいろなNPOさんとか葵の会さんとかいろいろあるでしょうけれども、そういった長さんは町に出かけて行ってですね、やはり先ほどの区長さんと同じですけれども、いろいろな会合にも出るし、いろいろなことも言えます。

ただ、それを支えているのは、一般の会員だと思うんです。一般の会員が一生懸命やってくれるからこそ、そういったいろいろな、団体が成り立っているんだと思うんですね。

ですから、私がこれ言っているのは、会員同士の交流ということでございます。会員同士の交流を、もっと活発にしてですね、そこでいろいろな意見を言い合える、恐らく一般の会員の方も、言いたいこととか悩んでいること、たくさんあるかと思いますので、ただこれやっていくといっても、なかなか単独の会で動くということは難しいと思いますので、できれば町が音頭をとって、一般の会員同士、団体でですね、意見の交流会、何かちょっと調べてみますと、いろいろなところでそういったことはやっているようでございます。

そうすると、やはりモチベーションが、各種団体もほとんどボランティアでやっているような状況だと思いますので、それを支えているのはやはりモチベーションをいかに上げるか、町が応援してくれているんだ、町民が応援してくれているんだという、そういった思いがなければ、これはできないことだと思います。

勝手にやっているんだとか、町は知らんぷりしているという、そんなことはないでしょうけれども、そういった思いがあるとですね、モチベーションも下がっていきますし、地域おこしもうまくいかないのではないかと思いますので、ぜひ各種団体、会員同士の交流会、集めてですね、やっていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいまのご質問でございますけれども、各民間団体の会員同士の交流ということでございますけれども、行政とすると各団体との町と直接かかわった

りはしているんですけれども、その各団体同士の交流は確かにおっしゃるとおり、なかなか図られていないのが現状かと思います。

本年で言いますと、レンゲまつりなどで葵の会とですね、NPOですと、下大多喜のレンゲまつり実行委員会が主催しましたレンゲまつりで、お互いの開催場所をシャトルバスで結ぶ等の連携を図られておりましたけれども、それだけにとどまらずですね、これからそういう団体の交流を、できるだけ深めて、よりよいまちづくりができるようにですね、我々も考えていきたいと思いますので、よろしくまたご支援のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません。つい熱くなっちゃってしまいまして、申しわけございません。

それと、各種団体、まちおこしやっている団体、これがですね、ほとんど町民の方が、こういう会があるなという程度は知っていると思うんですけれども、果たしてどういった団体があるのか、把握していない、わからない状況だと思うんですね。要するに、NPOさんとか葵の会さん、甲冑の会、あとレンゲ、あと老川のほういくと何かふるさとを守る会とか、中野のほうにしても何か商店街を活性化させるために一生懸命やっている団体等ありますけれども、そういったのが広報されていないというのかな、一般の町民で余り知らされていないような気がするんですね。それで、それをではどこに聞けばいいのかといっても、各課、所管している各課に行って聞きなさいといったら、町全体として把握されていない。

要は、こういった団体も、いろいろな悩み事とか相談事とか、いろいろ抱えていると思います。それをいきなり町長さんところに行けといっても、これは難しい話ですから、そういった地域おこししている団体の悩み事とか支援、そういったのは窓口を一つにしてですね、やっていただければと思います。

ですから、その団体名とか、あと窓口を一つにしてですね、そういった相談事に乗ってくれるような形をとっていただきたいと思いますけれどもお願いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいまのご質問でございますけれども、窓口を一本化ということで、そういう民間の団体さんにですけれども、主に観光関係とか地域の振興ということで、産業振興課が窓口となりましてですね、やっていくのが一番、合っているのでは、的確ではないかなと思いますので、うちのほうは窓口に、そういう団体がもしお出でになるよ

うでしたら、私、産業振興課のほうへお出でいただければ、またお声がけがあれば、先ほどの話ではございませんけれども、うちのほうからまた出向いてですね、お話を聞いて、組織の内容をお聞かせいただくとともに、事業の内容もお聞かせいただいて、お互いに協力できるところは、また協力させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） またまた前向きな答弁ありがとうございます。ぜひ実行していただきたいと思います。

それで、あと町長にお聞きしたいんですけども、すみません 1 でも聞けばよかったんですけども、1 の、先ほどの各区が大変苦労してみこしを出している状況、これをぜひ地元に出向いて、町長さん行く行かないではなくて、ぜひ参加してもらいたいということを直接、区民に会ってですね、伝えていただきたく存じます。

それともう一つ、先ほど地域活動を行っている各種団体がありますけれども、その人たちが一生懸命やっていることについて、その思いを述べていただければと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） とともに築く大多喜町ということで、町民の協働のまちづくりという基本がございます。

そういうことで、このお城まつりのみこし、山車につきましてもですね、たびたびこの議題になるところでございます。

しかし、ただ区長さんだけではなくて、現区長会議とか、いわゆるおみこしを出す方々の代表の方の会合とか、いろいろそれぞれの個々の団体の皆さんとの協議をしていることは事実なんですね。ただ、それが深く浸透しているかという、そこの辺は確かに浸透の度合いが違うのかなと思います。

しかし、それらはやはりまた、さらにまた浸透させるような形で、細部にわたってまた入っていけばいいなと思います。

そういうことで、先ほど課長も答弁いたしましたけれども、そういうことで、できるだけ個々のいろいろ団体のところにですね、お願いに行くというのは、確かに文書一本では、それはもう確かに通り一遍の話ではございますので、できるだけお願いに行くということがよろしいと思っています。それは、昨年からも、そういう話が出ておりまして、そういうことでお願いに行こうということでございます。

また、もう一つはですね、各種団体、今本当に、今NPOも通じまして、いろいろ支援していただいております、本当に私の協働のまちづくりの中では、やはり核となっているところでございます。

それで昨年ですね、町も今、観光戦略会議というのを立ち上げおります。これは何かといいますと、今言いましたように、各種団体、いろいろな団体あります。そういう団体を一つにまとめましてですね、観光戦略会議ということで、それぞれ集まっております。

そして、いろいろイベントについてもですね、できるだけお互いが一つ、それぞれ、縦割りではなくて、それぞれの団体が一つやると。そうしたら、関連にするところで、やはり一緒にやろうかということで、実は観光戦略会議というのも昨年立ち上げておまして、そういったことで、今、先ほど課長も答弁ありましたけれども、いわゆるレンゲまつり、葵の会が一つでやるとか、お城まつりをやる時にほかの者が一緒にやるとかということで、そういうことが徐々にでき上がってきているのかと思います。

それで、またもう一つですね、さらに周りの皆さんとお話をするという点につきましては、私も先ほど総務課長の答弁にもありましたけれども、私はできるだけ役職についてはお断りをしているところでございます。なるべく町にいるようにしておりますですね、各種団体、とにかくさまざまな団体があります。本当に、これは数え切れない団体があるんですが、その団体のそれぞれの総会、いろいろな懇親会等には、できるだけ私も顔を出すようにしております。

そういうところで、やはりできるだけ団体の長だけではなくて、会員の皆さんとの会話ができるように、そういう団体の総会、あるいは懇親会等にも積極的に顔を出しておりますので、そういったところで、できるだけ今意見を集めているところでございます。これをまた、さらにまた進化させればと思っております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。できるだけ町民の方と対話をしていただければ、町民の方は町長の顔も見たいですし、町長の生の声を聞きたいと思っているのは事実でございますので、忙しいとは思いますが、できるだけそのような形をとっていただければと思います。

続きましてですね、ここで、以前にもどなたか質問、いろいろな議員の方も質問していると思いますけれども、圏央道等の開通、いすみ鉄道のイベント等により、多くの観光客が多喜町を訪れています。

その人たちを案内する観光人が、まず非常に不足しています。いろいろな方が歩いておりますけれども、何かいつも地図見ながら、あっち行ったり、こっち行ったり、何だか本当に大変苦勞して、せっかくいすみ鉄道に乗って大多喜町に来ていただいているのに、何かそれをもてなすことがなかなかできなくて皆さん、うじうじしているところがあるのではなかろうかと思います。

それで、前にも何か案内人の増員が必要だということで、いろいろな方が質問していますが、いまだに実行されていません。なぜこれが実行されないのでしょうか。今後実行する予定は、増員する予定はございますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 観光案内についてのご質問でございます。

現在、7名で案内のほう実施しておりますけれども、ご指摘のとおりですね、高齢化、本当に後継者不足で案内人が不足しているのは、まさに本当に事実でありまして、苦慮している状況でございます。

ちなみに、案内人につきましてはですね、非常に歴史的分野が、非常に奥が深いため、なかなかその観光の、表面だけの観光というわけにはいかず、なかなか案内できる人たちが育ちにくいのが現状であります。

現在、その7名のほかにですね、2名が補助員として手伝っていただいておりますけれども、今後はですね、その2名の方もひとり立ちできるような形もつくっていききたいし、またこれから養成講座を開催し、また応募してですね、できるだけ案内人の養成に努めていきたいと思っていますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） その養成人の案内人とか、やるやるといってなかなかできてないのが実情だと思いますけれども、もしそういった養成講座みたいのも、予定がはっきりしているのであれば、はっきりしていないのであれば、いつやるのか教えてください。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 現在のところ、日程はちょっとまだ決まっていないので申し上げられませんが、近々その日程を決めまして募集を始めたいと思います。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。

続いてですね、きのうもいろいろ、要は公募の件とか町民の意見を取り入れて、いろいろなことをやってくれと言っています。私も議員になって、まだ間もないんですけども、私、会うたびにですね、どう、議員活動どうということをよく聞かれます。

それで、その場で、必ずまちおこしの話とか何とかになるんですね。それで、私、会合にも出て、部落の会合にも行きまして、今までは6時からやると、大体30分か1時間で会合終わっていたんですけども、その後も皆さん帰らずにですね、8時、9時まで、町の、町政のこと、まちおこしのこと、これからの不安のこと、ずっといくと県とか国の政治のこと、いろいろな会話が弾むんです、いろいろな意見があります。当然、私と違う意見もたくさんあります。しかし、話をしていると、非常に楽しいって、うれしいんですね。皆さん真剣に考えていると。

ですから、公募の委員をふやすという意味はですね、当然町民の意見を聞くということもあるんですけども、逆に町の意向、町の考え方を伝えと。それで各区に、各会合に一人でもそういった公募の委員がいれば、町のことも情報として入ってくるわけですね。

そこで、町の考え方も、そこでふだんは町に行って、いろいろな会議に出席しない人たちにも、町の考え方とかも、そこで言えるんです。そうすると、まちおこしの話で盛り上がるんですね。私、至るところに行っても、そういったまちおこしの話が出るように、町民が盛り上がるようにしていくためにはですね、やはり公募の委員をふやしていただきたいと思います。

それで、公募の委員のことですけれども、いろいろな審議会、大多喜町にありますけれども、大体充て職の方がほとんどではなかろうかと思います。充て職の方といっても、自分の仕事はする、その会の自分の、商工会だったら商工会の会長の仕事はする、それで充て職で、5つも6つも町の審議会、委員会にですね、顔を出していて、果たして真剣に考えられるんだろうか、能力があればやるんでしょうけれども、なかなかその辺は難しいのではないかと思いますよ。せめて町の審議会に出るのは、1つか多くて2つではないでしょうか。いろいろな方に、そういった審議会の委員になっていただけるようにしていただければと思います。

それとですね、私もきのうからいろいろな質問、要望をさせていただきました。今まで、公募の委員とか、いろいろな件ですけれども、町のほうが町民と余りかかわるのが嫌で、自分たちでやれば楽だから、そうしているのかなと、そういった思いも強かったんですけども、今考えて、いろいろ話してみるとですね、恐らくもう町、行政だけで、いろいろな質問も出ました。それを全てやることは無理ですよ。どう見ても、これは実務的に絶対無理。

やはり民間の力をかりてやっていかないと、町の職員も大変じゃないですかね、財政も圧迫しているし。

そういった意味からもですね、もうちょっと民間の力をかりるようにしてもらえたらどうなんでしょうか、町長お願いします。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 何度も申し上げますけれども、協働のまちづくりは、それが基本でございます。それで、できるだけ町民の皆さんがかかわっていただくことは、もう本当に町にとってプラスがあってもマイナスがないわけです。当然のことながら、役場の職員だけでできることなんていうのは、本当に知れているんですね。役場の職員でも、やはりできれば民間の方に協力していただきたいという思いは、みんな持っているんです。だから、なかなか現実問題として、やはり皆さんも仕事もある。なかなかそこに参加する時間をつくるのが難しいという中で、なかなか実現ができないのが事実なんですね。

しかし、そういう中でですね、やはりボランティアでやってくれる団体も、今ちらほら出ております。そういうボランティア団体も、ようやく今、大多喜町にもですね、幾つか立ち上がってきているところでございますが、まずこういう団体の皆さんを、やはり町はもう資本を支援していくんです。支援していくんですが、ただこれは町民も、やはり皆さんが、本当にボランティアでやっていただく方々に、やはり応援していただけるような姿、こういうものでなければ、ボランティアでやる方々が、本当にやる気をなくすんですね。

ですから、これは我々町自体もやりますけれども、町民も一丸となって、やはりそういうことでみんなで盛り上げる、このことが重要だと思っています。

ですから、今、町にも、ようやくそういう奉仕活動をされる方が、徐々に徐々にふえていきますので、これは本当に町民と一丸となって、支援して、またそのことがやはり、町のやはり最終的には発展につながりますし、町が発展することによって、住民福祉をやはり増進させることになりますので、これは本当に循環のものでございますので、これは町だけではなくて一体となって進めていければと思います。

○議長（小高芳一君） 根本議員に申し上げます。

持ち時間、あと4分であります。また、通告に添って質問のほうをお願いします。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません。ありがとうございます。すみません。通告からちょっと外れてしまいまして。

とにかく、各区、地域を、まちおこしをしようと思って一生懸命やっている団体ありますので、ぜひその辺のですね、ケアというんですかね、先ほど言いましたように、会員同士の交流会をぜひ実現してもらいたい、会議を開いてもらいたい。そこでモチベーションがかなり上がるのではないかなと思うかもしれませんが、町長、会員同士の交流会、町が主導していかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） もちろん、そういう交流会ができることは、もう大変素晴らしいことなんです、もちろんそれぞれ団体の組織がありますでしょうから、先ほど申しましたように、今、観光戦略会議という中で、それぞれに町の皆さんに一堂に集まっていただきまして、今、何カ月か1回、今、会議をやっています。

そういうことで、それをさらに拡大する中で、そういう団体の中でまたさらに会員同士が交流できるような、そういう場に持っていければと思いますが、これはちょっと全体を広げるとするのは、大変厳しいものがございまして、しかしそういうまず代表の皆さんが、今一堂に会していますので、それらを通じましてそれを活用して進めていければと思っています。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） では、ぜひ会員同士の交流会のほうを、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小高芳一君） 以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第3、議案第1号 平成25年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第1号 平成25年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）のご説明をいたしますので、23ページをお開きください。

平成25年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正、第1条第1項であります、歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ4,842万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,042万1,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

それでは次に、事項別明細書により、歳入歳出補正予算のご説明をいたしますので、28、29ページをお開きください。

まず、今回の補正であります、新年度がスタートし間もないところであり、事業等の緊急などにより早急に予算措置が必要なものに限って編成をさせていただきました。

主なものを申し上げますと、増額では、国の緊急経済対策事業に係る補助事業や、4月以降に採択されて交付決定された自治総合センターコミュニティ助成事業、また県の風疹ワクチン接種緊急補助事業などでございます。減額では、妊婦健康診査支援基金事業補助金が、税制改正にかかり年少扶養控除の見直しに伴いまして普通交付税に参入される財政措置によりまして補助金が廃止されたもの、またスポーツ振興くじ助成金の不採択による減額が主な内容となっております。

初めに、歳入でございますが、款12分担金及び負担金、項1負担金、目5給食費負担金58万8,000円の増額補正は、いすみ市の負担金であります。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4教育費国庫補助金160万円の増額補正は、学校教育整備費等補助金であり、理科備品設備の整備に係る補助金でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金1,375万5,000円の増額補正は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の補助金で、産業振興費の農業振興地域管理システム整備業務の委託料997万5,000円、及び教育振興費の社会科副読本の作成378万円に充てるものであります。

同じく目3衛生費県補助金143万6,000円の減額は、妊婦健康診査支援基金事業補助金163万6,000円の減額、及び県の風疹ワクチン接種緊急補助事業20万円の増額の相殺であります。

同じく目4農林水産業費県補助金2,500万円の増額補正は、県の緊急経済対策事業に係る補助金であります。震災対策農業水利施設整備事業としての基幹農道道路施設詳細点検調査対策工法詳細設計の業務を委託いたします。

次に、款18繰入金、項1基金繰入金、目4東日本大震災復興基金繰入金344万3,000円の増額補正は、町PR用DVDの作成のため基金から繰り入れするものであります。

同じく目6ふるさとづくり基金繰入金50万円は、大多喜中学校のプラスバンド部で使用する

る高額楽器の購入のため、教育振興費に繰り入れするものであります。

次の款19繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金337万1,000円の増額補正は、前年度繰越金であります。

款20諸収入、項 3 雑入、目 3 雑入の増額補正は160万円であります。後ほど歳出でご説明する自治総合センターコミュニティ助成事業を活用しての街なみ整備事業、釜屋修繕工事で支出する650万円、及びワンタッチイベントテント、椅子の購入で支出する250万円の助成金の合計900万円の増額、及び結婚活動支援事業婚活セミナー参加者負担10万円の増額、並びに不採択となったスポーツ振興くじ助成金750万円の減額が内容であります。

次に、歳出予算のご説明をさせていただきます。

30、31ページをお開きください。

初めに、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費40万円の増額補正は、庁舎管理費で、本議場の両脇であります。照度が足りない部分の照明の設置工事費であります。

同じく目 6 企画費10万円の増額補正は、歳入でご説明いたしました結婚活動支援事業婚活セミナーの開催委託料であります。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 4 青少年助成対策費 1 万1,000円の増額補正は、青少年相談員活動費補助金の増額であります。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予備費40万円の増額補正は、予防接種事業の風疹ワクチン接種助成であります。

その他、健康増進事業での健康生活コーディネーター賃金から健康づくり教室業務委託料への予算の組み替えであります。

次に、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費997万5,000円の増額補正は、農業振興地域管理システム整備業務の委託料であり、歳入でご説明した県支出金の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業であります。

同じく目 5 農地費2,500万円の増額補正は、基幹農道のトンネルや橋梁の道路施設、詳細点検調査や対策工法の詳細設計の委託料であります。これも100パーセント、県補助金で、やはり歳入でご説明した国の緊急経済対策事業に係る補助金であり、震災対策農業水利施設整備事業補助金により実施するものであります。

目 6 農業施設費 7 万9,000円の増額補正は、老川基幹集落センター書庫のかび落とし清掃業務の委託料であります。

次に、款 6 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費344万3,000円の増額補正は、やはり歳入でご

説明した東日本大震災復興基金を活用する町PR用DVDの作成であります。

次に、款7土木費、項3都市計画費、目1街路事業費700万3,000円の増額補正は、次のページにわたりますが街なみ整備事業であり、久保にある釜屋の修繕工事の設計及び施工監理業務委託料86万2,000円と工事請負費614万1,000円が内容であります。

32、33ページをお開きください。

次に、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費166万4,000円の増額補正は、西小学校標旗の作成委託料及び校旗の購入と緞張につける校章の購入であります。

目2教育振興費216万円の増額は、歳入でご説明した教育費国庫補助金学校教育設備等補助金で整備する小学校理科備品の購入費であります。

項3中学校費、目2教育振興費595万5,000円の増額補正は、ふるさとづくり寄附金から繰入金を活用した大多喜中学校ブラスバンド部で使用する高額楽器の購入のための中学校クラブ活動助成費補助金及び小学校と同様の補助事業で購入する中学校理科備品購入費並びに緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した社会科副読本作成のための臨時職員賃金、その他需用費が内容であります。

項4社会教育費、目2公民館費256万2,000円の増額は、歳入でご説明した自治総合センターコミュニティ助成事業助成金を活用したワンタッチイベントテント及び折り畳み椅子の購入であります。

項5保健体育費、目2学校給食費148万4,000円の増額補正は、給食センター蒸気ボイラー配管等の修繕工事請負費であります。

目3体育施設費1,181万5,000円の減額補正は、当初予定したスポーツ振興くじ助成金が不採択になったことによるテニスコート照明設備修繕工事関係経費の減額であります。

以上で一般会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君）　31ページの款、総務費、目、企画費の中の結婚活動支援事業があります。当初予算ですと30万、今回10万で合計40万の事業になるわけですが、改めて今回の増額も含めて、この計画の内容、それからどういうところに委託するのか、委託については今までとの関係はどうなっているのか、それから今後の見通しといたしますか、そういうものに

ついてご説明ください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 結婚活動支援事業の補正の予算の内容でございます。

当初予算で30万円、計上いたしましたのは、本年度も2回の活動支援、出会いの広場を開催するための経費でございました。

今回、補正で10万円上げさせていただきましたのは、ただいまの説明でも、補正の説明でも、ちょっと説明をさせていただきましたが、婚活力のアップセミナーということで、2年間、この結婚活動の支援事業をやってきましたですね、参加者の方も、かなり多く参加していただいたんですが、今のところ結婚をしましたというような連絡もない、また私のほうもちょっと調べられないというところもございまして、そういった実績が上がらないこと、やはりここで一度振り返ってみてですね、これについては今後この事業を継続する必要があるのかどうかということも検証しなければいけない時期に来ておりまして、今まで何が悪かったのかということ、過去を振り返ってみますと、やはり男性がうまく女性と接することができないということもある中で、結婚相談所さんのほうとも、町のほうで、ちょっと相談をさせていただいて、やはり男性がどうやって女性に接したらいいのか、マナー講座とかですね、話し方とか、服装から髪型、そういったものを総合的に教わる必要があるのではないかと考えてですね、今回セミナーを開催しようと考えて予算計上をしたものでございます。

その10万円のイベント開催の委託料につきましては、一応歳入のほうも参加者負担金ということで4,000円の25人、10万円で、歳出予算10万円、歳入予算10万円ということで、その経費の中で行う予算編成としております。

イベントの委託料につきましては、今回NSB大多喜光ハウスで行いますので、そちらに簡単な飲み物とかつまみとかですね、つまみというんですかね、ケーキとかですね、そういったものを出していただく、ごめんなさい、間違えました。

イベントの開催委託料はですね、そのセミナーを行ってくれる会社なんですけれども、そこにお支払いする講師の派遣料です。NSBのほうでお茶とか飲むのはですね、自費でやっただくことになっております。その4,000円の中にも入っておりません。

今後の予定でございますが、7月7日に、先ほど申しましたNSBの大多喜光ハウスで1回目を開催いたします。男性20代から40代、女性は不問ということで、男性は町内在住または町内企業に勤務の方を予定しております。

次のもう1回につきましては、11月以降に、場所等については、まだ未定でございますが、

今回7月7日の結果を受けてですね、また開催内容を検討していきたいと考えております。  
以上です。

(「委託先、どんな企業が委託。どんな企業に委託」の声あり)

○議長(小高芳一君) 企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) それは、先ほどの10万円の。

(「いやずっと今までの」の声あり)

○企画財政課長(小野田光利君) 今までのですか。

(「はい」の声あり)

○企画財政課長(小野田光利君) 過去ではですね、やはりハーブガーデンでやっているケースが多いところです。第1回のときがハーブガーデンです。第2回が、大多喜城カントリーでやっております。

今回、7回目になりますが、過去、今回。

(「それは会場でしょう」の声あり)

○企画財政課長(小野田光利君) そうです。そこに委託して、そこで料理と、料理というか飲み物とケーキとか、そういったものを委託しているだけです。開催を委託しているというよりも、そこで出していただく飲み物、食事等を委託しているだけです。設営委託です。

○議長(小高芳一君) 町長。

○町長(飯島勝美君) 今までの婚活は、委託ではなくて、会場を使用して、そこに料理とかそういうものは、食事とかそういうものでありまして委託ではないですね。請け負っていたということ。

それで、今回のこの10万というのは、明らかに今まで婚活をやってきた中で、どうも男性のほうが、うまく結婚に結びつかない理由は何だろうかということの中で、男性のやはり結婚に対する考え方といいますか、女性に対する接し方というものを1回教育したほうがいいのではないかと。そういうことの中で、そういうセミナーであります。

そういうことで、初めて今回は、結婚に対する男性の取り組み方のセミナーということで委託ということであります。

○議長(小高芳一君) ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) そうすると今までののは、ただ会場を大げさに、シンプルに言うと、会場を用意して、ちょっと結婚する意思のある人、いらっしゃい、いらっしゃいと言って集

めて、ただお食事会をするというような内容だったんですか。

私なんかは、多分この前、ずっと前に、結婚相談所の板本洋子さんのような仕掛け人がいて、もしかしたら錯覚に陥るような仕掛けをして、そういうところで出会いの場を、より効果的な場になるような演出のもとに行われているのかなと思ったんです。だから、そういうセットをするところをお願いするのかなと思っていたんです。

今まで、今回、専門家の目を見て、多少指導を入れるということだと思いますけれども、この指導後の形は、どういうふうなことを予定しているんですか。それとも、やはり今までどおり男性が、ちょっと交際のテクニックを身につけさせれば何とかなるだろうと思って、また今までどおりのふうにやるんですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 先ほど、仕掛ける人がいてですね、その方たちが、その方が、男性と女性がうまく交際ができるように仕掛けているのではないかというお話がありましたが、それにつきましては第1回のときにはですね、プロではないんですけれども謝礼というか委託料を払って、司会の方に来ていただきました。そのときは委託料3万円でしたが、その方が主導で、いろいろな婚活パーティで行われているようなゲームとかですね、そういったものも実はやりました。

ところが、やはり参加者の方からは非常に不評ですね、今さらこの年になってゲームもないだろうという話になってしまいまして、第2回からは司会進行は全部、企画財政課のほうで行っております。

基本的にですね、委託料と申しますのは、やはり開催場所に対して委託をしております。

それで、委託料は最低限、参加者の負担金の中で払ってほしいのと、私ども、基本的なものはそれを考えております。ただ、委託、参加者の増減がありますので、中にはちょっと足らなかったこともあります。

そのほかに、ポスターとかですね、いろいろな郵便料とか、そういったものについては、申しわけないんですけれども、町の一般財源を使わせていただいて、その中で支援をしようということで、基本的な考えはそうようにしております。

今回のセミナーをやったから、ではすぐにどうこうという話があるかということでございますが、なかなかその辺は難しい点でもあろうかとは思っています。

ただ、今までとは違ってですね、やはりその一歩、女性に近づくこと、またそこでマナー講座を受けることによってほかの、一般生活の中でもですね、会社の中での人間関係とか、

そういうものにも役立つとも考えますし、また今回の婚活だけでなく、ほかの場所で女性とも、余裕のある気持ちで接すればですね、婚活だけの場所じゃなくて、ほかの場所でも使えるのではないかと、そういうところで逆に出会いが生まれるのではないかという意味もあって、何か変えていかないと、このままやはり、咲きつぼみというかですね、そんな形になってしまうので、今回ちょっと開催をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

6 番江澤勝美君。

○6 番（江澤勝美君） ちょっと伺いたいんですけども、農地費、震災対策農業水利施設設備設計委託料、これ場所はどこかわかりますか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 震災対策農地施設整備事業の委託料でございますけれども、これにつきましては、基幹農道です。川畑から平沢、そして平沢から田代のほうへ抜ける、あの2路線を対象としております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

9 番吉野僖一君。

○9 番（吉野僖一君） 30ページ、商工費とですね、土木費、2点、観光振興事業で出ている、この説明をもう少し。それと、街なみ整備事業の街路灯ですかね、これ。その2点、質問します。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） まず観光振興事業の委託料でございますけれども、これにつきましては町のPR用DVDでございますが、これを300枚作成と、テレビ放送業務委託料ということで、30分間の、千葉テレビを予定しているんですが、そうやってテレビの放送業務を計上してございます。

以上です。

失礼しました。

街路事業費の街なみ整備事業でございますけれども、これにつきましては、先ほども説明ございましたけれども、工事請負費として釜屋修繕工事で614万1,000円ございますが、これは久保地区にございます釜屋さんの屋根の修繕ですね、今、瓦がちょっと落っこちそうにな

って、ちょっと危険な状態にありますので、その修繕工事とあわせて施工監理委託、そして設計業務の委託をするものでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 先ほどの野中さんの関連で恐縮なんですけれども、7 回やって実績なしということで、費用対効果を考えると、もうそろそろという感じもしないわけではないですね。

これは確かに、町長が3 年ぐらいでかけて、どうのこうのって話聞いています。それこそ本当に実績なし、今までかかった費用、いろいろなものを考えたら、そろそろ考えなきゃいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議員ご指摘のとおりだと考えております。

今回、結婚活動のセミナーをやってみてですね、また11 月にも、もう1 回予定をしておりますけれども、そういったもので、本当に成果が上がらないということであればですね、町が予算、一般財源の中で、果たしてでは、どこまで続けるのかという話に、当然なってこようかと思います。

ただ、今ちょっと動きがありますのは、町がいつまでも一般財源でどうのこうのというよりも、やはり結婚相談員さんがいらっしゃいますので、そちらへ活動をある程度移していく必要は、私のほうもあろうかと思います。

役場、企画財政課の職員がですね、毎日のように出ませんかという電話をして、例えばこういうセミナーについても、また参加しませんかという話についても、ちょっと町の職員では、どこまで追いかけられるのかですね、夜までそういった電話をしていくということも、非常にちょっと厳しい状況、ほかの仕事もある中でですね、そこまで立ち入って話をしているのかどうかという問題もありますので、今後はその相談員さんのほうに、やはり力を移して行って、町もそれを支えるという形に、少し変えていかなければいけないということもありますし、実際にこの結婚活動の支援事業自体も、一度やはりその検証を試みる必要はあろうかと思いますので、無理に結婚させるというわけにもいきませんが、成果が出ない折においては事業自体考えていかなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 大分悲観的な答弁で、それで、言葉悪いですけども、今さら男性に何を指示して、マナーを指示して、女性とのつき合いをマナーを指示、遅いんじゃないですか、今まで、7 回もやっていて、現実には。

ことしは最後の年ですよ。非常に、何ていうんですかね、パフォーマンス、要するに婚活で独身者をなくして大多喜町の人口増とか、そんないろいろな考えがあると思うんですけども、もうここにきてはですね、そういうパフォーマンスはきかないということになれば、方向転換しなければいけないと思うんですけども、町長いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今までやった中で、確かに参加している方は、実は切実なんです、結婚したいんですよ。しかし、なかなかやはり結びつかないのが現実なんです。

それで、このセミナーというのは、実はどうも男性側のほうの婚活に臨む姿勢という中で、服装の問題であったりマナーであったりということが、非常に問題があるということも実は出まして、そこで今回、いやそれをでは 1 回やってみよう。それで、そこで最終的にもう一度やってみて、まだ皆さんが、最終的に、やはりどうしてもそこに結果が出なければですね、またこれは一度は、やはり 3 年という経過がたちますので、一度見直すということも、当然視野に入っております。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 次に、款の農林水産業費か、委託料、これ何、農業振興地域管理システム整備事業、その下にもろもろありますね。課長、これをもう少し詳細に説明していただけますかね。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 農業振興費の農業振興地域管理システム整備委託料でよろしいでしょうか。

（「それとその次、両方」の声あり）

○産業振興課長（末吉昭男君） それではですね、まず農業振興地域管理システム整備業務委託料の 997 万 5,000 円について説明させていただきます。

これにつきましてはですね、現在の農業振興地域は 1,272.8 ヘクタールあるんですが、これは平成 8 年に見直されたものでありまして、今回その整備を行いましてデータベース化を図るものであります。

業務内容といたしましてはですね、業務の簡素化を図るための、大変失礼しました。農用地の精査、机上調査及び法務局にて確認調査を行いまして、将来的に農地として活用していくべき農地化を精査いたします。

次に、農家の意向調査ということで、農家世帯に向けたアンケート調査を実施し、調査結果を集計いたします。

次に、基礎資料の作成ということで。

（「ゆっくりお願いします」の声あり）

○産業振興課長（末吉昭男君） すみません。

では最初から言ったほうがいいですか。

（「農地状況を調査するということはわかりました」の声あり）

○産業振興課長（末吉昭男君） 意向調査まではよろしいですか。

（「意向調査で、下の農家の」の声あり）

○産業振興課長（末吉昭男君） 農家さんの意向調査、農家世帯に向けましたアンケート調査を実施いたします。

続きまして、基礎資料の作成ということで、農業振興地域整備計画策定に向けた基礎資料及び図面の作成をいたします。

次に、農業振興地域管理システムの整備ということで、農業振興地域内の農用地を管理するシステムを構築いたします。

以上が業務内容となっておりますが、この利点といたしまして、これをつくることによりまして、業務の簡素化や本町における農地情報を共有いたしまして、迅速に情報を住民へ提供できることとなります。

そして、これ先ほどの説明にもありましたけれども、緊急雇用の財源を使いますので緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金ということで、歳入のほうでご説明がございましたけれども、雇用の関係でですね、延べ400人を移譲、この関係で雇用する見込みとなっております。

次に、震災対策農業水利施設の施設整備事業でございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたけれども、地区に通る、つきましては、川畑から平沢へ抜ける道路、そして平沢から田代のほうへ抜ける基幹農道でございますけれども、これにつきましてはですね、東日本大震災及び中央自動車道、中央高速の天井板の落下事故は記憶に新しいところでございますけれども、そういう事故を踏まえまして農水省からの指示もあったことから、

今回実施するわけでございますけれども、基幹農道のトンネル3本、橋、3橋の道路施設の  
詳細点検及び調査、そしてまた対策工の詳細設計ですね、等の業務の委託を予定してござい  
ます。

例えば、トンネルにつきまして、どういう点検をしますかといいますと、要は近接目的、  
結局下から見るのではなくて高所作業車を使って近接、近場ですね、近場で目で見たり、よ  
く打音調査、たたいてあれですね、打音調査、そしてトンネルの周りに漏水がしているかど  
うか、漏水調査をやったり、コンクリートの強度調査、あるいは塗装してある塗装膜の試験  
ですね、それが大丈夫かどうかということなどの点検をトンネルなどで行います。

また、橋梁ですね、橋につきましては、当然トンネルと同様、近接の目視、あるいは打音  
調査は当然行うんですが、そのほかに地質調査、ボーリングをやりましてですね、1橋につ  
き、1つの橋につきまして約4カ所、3つ、3橋ありますので、全部12カ所になろうかと思  
いますけれども、耐震性の調査ということで予定をしてございます。

財源につきましてはですね、先ほどご説明あったとおりで、震災対策農業水利施設整備事  
業補助金と、これが100パーセント充当をする予定となっております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

（「ちょっと続けてやりたいんだけどな、同じことを」の声あり）

○11番（野中眞弓君） 緊急雇用、すみません、緊急雇用ということですが、これ地  
元雇用があるんですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） できれば、地元の方にですね、お願いしてご協力いただけれ  
ばと思いますけれども、委託業者さんのほうへ、できるだけ地元の方を雇用していただける  
ようには進めていきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 議長、続けてやりたかったんです、実は。ここで途切れてしまうと、  
ちょっと私も忘れてしまうといけないので。

（「だから関連だから大丈夫よ」の声あり）

○5番（野村賢一君） ぜひそこら辺ご考慮をお願いします。

課長が本当に、課長になっていろいろすばらしい勉強をしていると思うんですが、  
行政用語ではなくて、もう少しわかりやすい言葉で説明してくれればありがたいです。お手

元の資料で、行政用語がいっぱい出ていて、我々はわかりません、正直言いまして。

それとですね、名目が震災対策農業水利施設整備事業となっているのに、トンネルとかそういうことをやるんですか、トンネルの点検とか。ちょっと私にはピンとこないんですけれども。

それと、400人の雇用って言いますけれども、どういうふうに考えているかを教えていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 事業の要綱、タイトルがですね、震災対策農業水利施設整備事業というタイトルになっておりまして、この中に橋梁とトンネルをやっていただきたいという形で、もう上のほうから来ておりますので、それで、これでいききたいと思いますけれども、地域の重要な生活道となっている基幹農道ということで、橋梁、トンネル、擁壁等が地震によって損壊することにより、県民の生命、財産、公有財産に被害を及ぼすことを防止するため、既設農道の耐震性を調査するとともに、必要な耐震性を有していない農道の耐震化に向けた整備を行うことにより災害の未然防止を図るという形でございます。

それと、先ほど私、大変失礼いたしました。緊急雇用の関係で申し上げてしまいましたけれども、緊急雇用は上の農業地域振興管理システムのほうで、これが緊急雇用で。

（「420」の声あり）

○産業振興課長（末吉昭男君） 大変失礼しました。合っているか、間違えているか、何か初めてで緊張してまして申しわけございません。大変ご迷惑をおかけしております。謝ることで、もう大分なれてまいりました。すみません。

それで、新規雇用者ということで、延べ人数400人ということで、実際緊急雇用で、要するに農用地の現場の調査に手伝い行ってもらったり、簡易的な、事務的な仕事を緊急雇用でですね、お願いしまして400人、一応4人で100日ぐらいということで、延べ400人ということで計上させていただいております。

よろしいですか。ありがとうございます。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 款の6商工費で344万3,000円、先ほどこの財源の内容は、どういう説明がありましたかな。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 28ページ、29ページでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金の目4東日本大震災復興基金繰入金でございます。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） それで、歳出のほうを見ますとですね、町のPR用のDVD作成とか、これ使っているんですか、こういうことに。

最近、国のほうで随分地方にこういうことを出して問題が起きていますね、大丈夫ですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 新聞等でいろいろ基金の、基金とか復興の関係のことが報道されていることも重々承知しております。

一応ですね、震災において、観光業についても、かなりの影響を受けてお客さんが減っていること、そういったことで地方の衰退というか観光業の衰退等が起こっていることも、そういうことに使ってもいいよということで、私ども回答をいただいておりますので、それにつきましては大丈夫でございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 31ページの款何ぼ、衛生費、目、予防費の中の予防接種ですけども、風疹の予防接種がありますが、現時点において、町内における風疹の発生状況はどうなっているのか、それから、この予防接種のやりますよという周知、どのようにしてやるのか伺います。

それから、予防接種に関して、もう1点。

収入のところで、妊婦健康診査支援基金事業補助金が、163万6,000円減額されております。この妊婦健診事業は、どういうふうになるんですか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） まず初めに、風疹の発生状況でございますけれども、夷隅健康センターの調査では、昨年、ことしの5月まで、町内において発生の報告はございません。

それと、次に、風疹の予防接種の補助の周知方法ですけども、町のホームページ、広報紙に掲載するとともに、役場、保健センター、出張所へポスターの掲示を予定しております。

また、乳幼児相談、1歳半健診等の健診実施時にも予防接種の勧奨を行いたいと考えております。

それと、減額の関係なんですけど、先ほども企画財政課長のほうからご説明ありましたように、今年度から交付税措置ということになりますので、健診自体は従来どおり実施いたしま

す。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 風疹の件なんですけれども、今の答弁を聞きますと、何か子供向けの風疹の予防接種対策のように受け取ったんですけれども、今問題になっているのは、それと同時に、やはり大人の、特に男性なんかが、風疹の予防接種やっていないことが大きく問題になっていると思うんですね。その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 大人の方、対象がですね、二十歳から40代、大多喜の場合は50歳未満ということで予定していますけれども、妊娠を予定または希望している女性、それと妊婦の夫ということが対象にする予定ではおります。

ですから、周知方法といたしましては、ホームページ、広報紙、それとあとポスター等の掲示で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 33ページの款9教育費の中の副読本作成事業というのがございますけれども、こちらのほうの印刷製本費は何冊ぐらい印刷をする予定でいらっしゃるのかと、これの副読本の活用方法、何年生でどんなふうに使っていくとか、そういうものが決まっていまして教えていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 副読本の印刷の予定数ですが、これから詳細なことは検討していかなくてはいけないんですが、200部を予定しております。

対象としましては、内容が郷土史の関係になりますので、小学校の高学年から中学校の1・2年程度になろうかと思ひまして、それを学校にですね、備えつけというような形で置いて、授業の中で教科書の補完のために活用したいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 座ったままでいいんですけど。立って。すみません。たびたび出ています農業振興費の農業振興地域管理システム、これは、見直しを前提にしているというこ

とでしょうか。もし見直しをするということであれば、具体的にどこいらをどのようにという案があるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいまのご質問でございますけれども、町全体の現在の農振地域の見直しを図る予定でございます。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） では、もうこの997万5,000円の中に見直しも、作業も入っていると、見直されるという考えでよろしいんですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） 見直し、そうですね、全部見直し、今ある農振地域の、要は見直しで、現状の農振の中に入りたい方がいいのか、あるいは農振指定区域から外した方がいいのか、それを法務局、あるいは現場を確認しまして、現場にあわせたものにしていくという見直し作業になります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） そうすると、農振除外という何か一応申し出の手続があると思うんですけども、それは凍結されると。要は、農振地区だけれども、そこに家を建てたいから、農振地区だと家が建たないので、除外の申し出をしましてですね、申請人が。そうすると見直しをやるということは、その手続ができなくなると。一時、何年間かは中断されるということでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいまの凍結されるかということでございますけれども、現在の農振地域の、うち建てた分、除外申請をされた場合と思いますが、それはそのまま申請していただくという形で、まだ見直し途中で正式にこの地域は外れたよということではございませんので、見直し中の申請でございますので、そのまま申請していただければよいかなと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11 番（野中眞弓君） 確認します。

先ほどの妊婦の健診が交付税措置になったので、補助金のほうは減額になっていると。

交付税措置といたら、全部町が裁量でなりますよね。少なくとも今の段階、今のレベルは下げないということはお約束いただけるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 今のレベルは下げる予定はございません。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 先ほど野村議員のほうから出ました婚活事業の件、これは、町にとっても非常に大事な、結婚して子供をつくってもらって住んでもらって非常に大事なことなんですけれども、これはそもそも大きく考えれば国ですよね。要は、国自体の大きな事案だと思うんです。問題だと思うんです。

そうすると、いろいろな、テレビ等で見ても、少子化対策ということで、いろいろ会議が行われているようです。そうすると、これについて、国のほうからですね、こういった事業をやることについては、補助金とか助成金とか、各市町村でやって、それだけ実績が上がれば国のためになるわけですから、そういった助成金とか補助金とかを活用する方法はないんですかね。そういったものはないもんなんですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 今のところですね、結婚活動支援事業に関しての補助金はないと考えております。

また、結婚活動、その出会いの広場だけではなくて、地域イベントとか、そういう中でこういうものをやるとかですね、そういう方法はあるかと思いますので、今後ちょっと模索していきたいと考えます。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） これ私も婚活のイベント、何回か拝見、お邪魔してちょっと見学させていただいたんですけども、参加している方々は、特に男性はですね、地元の方が結構多いです。地元の男性の方、本当に必死に一生懸命参加しています。

ですから、この事業はですね、本当に結婚したいと思う方にとっては切実で毎回参加している方もいらっしゃると思いますので、ぜひ何かの形でですね、続けていただければと思っています。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑、答弁は要りますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 同じく衛生費なんですけれども、健康づくり教室の業務が委託されることになりました。

今、どういうことを健康づくり教室ではやっていて、どこに、どんな形で委託するのか伺います。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） 今、旧女子高であります森宮の体育館を使いまして指導業務やっておりますけれども、内容といたしましては、一人一人の健康状態及び生活習慣に応じた個人別運動プランの実施の支援でございます。

それで、委託の関係ですけれども、その指導業務を健康生活コーディネーター2名の方にお願いしてございます。

ただ、このコーディネーターの方が、都合がつかない場合に、今まで武大生で、健康運動指導士の資格を持っている方をお願いしておりました。

ところが、現在卒業をしてしまったため、武大生をお願いするということができなくなりましたので、コーディネーターの方がいないときに、今、勝浦市にあります勝浦整形のほうに勝浦スポーツクラブというものがございまして、そちらの方を、そこと委託契約をして、コーディネーターの方が来られない場合に、そちらに来ていただいて指導をお願いするということで委託をするように考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） その際、勝浦整形の健康教室っておかしいんですけれども、やり方ではなくて、やはり大多喜法なんですか。

勝浦整形のジムに通っていらっしゃる方は、とても楽しい、もう音楽じゃんじゃんかけて、本当に体を動かしたくなるんだっておっしゃるんですね。

私も健康教室通ったころ、とても真面目な筋トレで、いつのまにかやはり足が遠のいてしまったんですけれども、民間が楽しくやって、お金を月に何千円と払っても行きたくなるような、そういうものもこの際ですから学ぶというか、この大多喜の教室が学ぶというか知恵をおかりするとか技術を盗むとか、そういうことで、本当に続けられる、あるいはもう通いたくなる、人を誘って行きたくなるような健康教室というものに様変わりというかできない

のでしょうか。行政のやることって、本当に何ていうか真面目一本というかね、ぜひこれを機会に、大多喜の健康教室のあり方の見直しもしていただきたいなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関 晴夫君） トレーニングを楽しくというのは、確かに苦しいものを楽しくやるのは非常にいいことだと思いますけれども、今、勝浦整形にお願いしているのは、あくまで健康生活コーディネーターの不足を補うためにお願いしているということでありますので、今後ですね、できれば苦しいことを楽しくできるようなふうに、また工夫のほうを、そのコーディネーターの方ともお話ししながら、そういうふうにしていきたいと考えております。

○議長（小高芳一君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 2時26分）

---

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時38分）

---

○議長（小高芳一君） 質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） ページ32、33の款 9 教育費、体育施設費の中で工事請負費が1,131万6,000円、これは減額になっているような印になっておりますけれども、この経緯というか内容を説明していただければよろしいんですがお願いします。

○議長（小高芳一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺八寿雄君） お答えいたします。

海洋センター屋外施設管理運営事業1,181万5,000円の減額でございます。

内容は、委託料で49万9,000円、そして工事請負費で1,131万6,000円の減額、合わせまして1,181万5,000円の減額でございます。

これにつきましては、海洋センターテニスコートの照明設備等の交換等、大規模改修工事を行うべく独立行政法人日本スポーツ振興センターが取り扱っておりますスポーツ振興くじの助成金、こちら750万円を見込みまして総事業費1,181万5,000円の工事を予定しております。

したけれども、本年４月に入りまして同スポーツ振興センターから、審査結果不採択の決定通知が参り、残念ながら平成25年度事業において改修工事を断念し、歳入でスポーツ振興くじ助成金750万円と歳出で1,181万5,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（小高芳一君）　５番野村賢一君。

○５番（野村賢一君）　わかりました。ありがとうございました。

○議長（小高芳一君）　11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君）　31ページ、款、商工費、目、観光費の中の観光振興事業で、先ほども出しましたけれども、町PR用DVD作成テレビ放送業務委託あります。

この具体的な内容について、それから委託先、どのように使うかなど、具体的にご説明いただきたいと思います。

何年前だったか忘れましたが、ビデオテープか何かを、やはり観光用につくって、町内で撮影したように覚えていますけれども、その件はどんなふうに関、事業というかテープが利用されていたのか、継承されているのでしょうか。

○議長（小高芳一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君）　ただいま、町PR用のDVDの作成についてご質問いただきましたけれども、数年前にということで、10年か11年ぐらい前にVHSテープ、今ほとんど使われておりませんけれども、そのテープでやはり町のPRビデオを作成した経緯がございまして、それは既に配付、全て配付されてましてですね、もう在庫ないというような状態でございます。

実際、そのときの内容と現在の内容と、もう当然違っているわけございまして、現在は、VHSのビデオデッキを持っていいらっしゃる方のほうが少なくてDVDの機械ですね、持っている方が主流かと思われます。そして、もうもちろんDVDのほうがコンパクトで持ち歩きも簡単ですし、配付するにしても簡単に配付できるしかさばらないという利点もございまして、データを処理するという上では、どうしてもVHSよりもDVDのほうがすぐれているということで、そしてまたなおかつ編集もしやすいというような利点ございまして、先ほども申し上げましたが、それをですね、今回300枚ほどつくる予定をしております。

それで、前回VHSをつくった業者さんですけども、千葉テレビ放送のほうに前回委託しておったようでございます。

今回もできれば、千葉テレビさんであれば、ある程度のデータを会社のほうで所有してお

りますので、そういうものを使うことによりましてですね、一般の何も持っていない業者さんよりも安くできるという利点も考えられますので、それを踏まえてですね、検討していきたいというふうに思っております、そしてでき上がりましたものについては、やはりまた観光客誘致のためにですね、圏央道も開通して市原鶴舞インターも近くにありまして、そういうことからですね、神奈川県あるいは東京都の南西部、要するに東京湾を越えた向こう側にも少し、今まで以上に誘客を呼びかけてまいりたいということも踏まえて今回新たに、今、今の時代に合ったですね、ものをつくって観光客の誘致を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） その内容の、内容とかできたものの点検とか政策過程のチェックとか、その辺はどうなっているんですか、丸投げですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） つくることに際しまして、うちのほうで、こういうものということでリストアップいたしまして、そしてまたそういう施設をうちのほうの職員が現地を案内して一応収録していただく予定になっております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、大多喜町って、千葉県で一番美しい農村だと思っているんです。暮らしやすいかどうかは別です。暮らしやすくするかどうかは、政治の問題だと思うんですけれども。

外にね、PRすることも必要なんだけど、本当にいいものって、ここに住んでいる人たちが映像を見ることによって自分の住んでいるところを再認識するということも大事だし、もう一つ今回の予算の中で、町の歴史を子供たちにということで副読本をつくると言っています。

それもちよっと大変、本をつくるということは大変なことなので、意図はわかるんですけども、現実的には大変なことだとは思いますが、この観光用のビデオも、子供たちにしっかり見てもらって、私の住んでいるところはこんなところだよって誇りの持てる、外に行っても、誰にでも説明できる、そういう人づくりって大事だと思うんです。

ですから、本当にいいものをつくっていただいて、もう少しチェックするときに、先ほど、

今回の議会では町民の力を、町民とともにというようなコンセプトで貫かれていたような気がするんですけども、でき上がる前に、ちょっと試写会のようなことをやって手直しがあったら、もっといいものができるかもしれない。

外にアピールではなくて、内側の人間の再教育、あるいは人間性の教育にも使えるようなことって考えられないでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいまのご質問でございますけれども、でき上がったものを、子供たちに見ていただくというような件に関しては、全くオーケーな話でありまして、各学校に配付したりですね、集会、各官公庁の施設で配置しておいて、そこに何か機会あるごとに見ていただくというのも可能だと思います。

ただ、編集に関しまして、皆さんの、全員のって、ご意見ってわけにもなかなかいかないと思いますので、担当課だけではなくて、ある程度のメンバー、編集メンバーをですね、決めまして、それでいいか悪いかと、この辺もう少しこんなものを入れたほうがいいのかということとは可能かと思しますので、その辺はちょっと考えさせていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

8 番渡辺泰宣君。

○8 番（渡辺泰宣君） すみません。時間がたってしまって、もう終わりにしたいところですけども、ちょっと1つだけお願いします。

30ページが一番下の土木費なんですけど、これは何か街なみ整備事業の屋根の補修とかって聞きましたけれども、これは住宅の屋根だと思うんですけど、その工事内容とかその辺の、もう少し詳しい内容をお願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（末吉昭男君） ただいまの釜屋さんの修繕の屋根の補修ということでございますけれども、釜屋さん自体は、場所はおわかりかと思えますけれども、ヨシカワデンキさんのすぐ前にある、町のほうへ寄附いただいた建物でございますけれども、釜屋さんといって、前に蔵づくりで窯が乗っかっている建物なんですけれども、屋根のほうにちょっと草も生えてきていまして、瓦がですね、もうちょっと少しずれているのがあります。そして、いつあれがずっこけてもおかしくないような、非常に危険な状態になっておりますので、屋根をどうしても瓦のふき替えやらないと、あのままでは危険ですし、また雨漏りでもしますと、

中も腐ってきてしまうと、せっかくのものは台無しになってしまうということで、今回その改修を予定しているところでございます。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 補正予算の質疑はこれで最後です。

33ページの款、教育、それから教育振興費の中の副読本作成ですが、この事業全体の内容を。先ほどは冊数とか、そういうのが質問されましたけれども、誰がどんな内容で編集していくのか、そこのところがすごく大事だと思うんですね。

ちやちなものだったらつくらないほうがいいかもしれないとは思っているんです。よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） それでは、副読本の内容ですけれども、これにつきましては、大多喜町の郷土の歴史、郷土史を中心としたものとするを考えております。

大多喜町に愛着を持って、またその地域を大切に作る心、そういうものを育てていくためには、その町の歴史を教える必要があるのではないかと。またこれが若者の定着にもつながっていくのではないかなというふうに思われることから、郷土の歴史を学校教育に取り入れていくと、これは本当に意義のあることではないかと思えます。

それで、どのように作るかということですが、これは緊急雇用の創出事業ということで、100パーセントの補助を受けて、たまたまこういう事業がありましたのでつくるわけですが、町内の方、できればですね、できれば町内の方を公募をしてですね、そういう方に執筆をしていただくというようなことで、町内にも非常に郷土の歴史に詳しい方、有識者いらっしゃるし、過去にもこういう副読本をつくられた方もいらっしゃるのです、できましたらそういう方にですね、ぜひ応募をしていただいて、そういう方を、町の臨時職員というような立場になりますが、そういうような形で雇用をさせていただいて編集をしてですね。

それとあと副読本ですから、これは教科書と非常に密接な関係ありますので、学習指導要領に沿ったものでなければなりませんので、つくってそのまま、例えばしまっておかれても非常に困りますから、その辺は現職の先生方、そういう方も入れてですね、いろいろ内容について協議して執筆をして作成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） いつごろまでにやるんですか。それから、いつから活用するんです、予定でしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（加曾利英男君） 補助事業ですので、遅くとも今年度中に、来年の3月末には作成をして、平成26年度から使用していきたいというふうに考えております。

（「26年度」の声あり）

○教育課長（加曾利英男君） 26年度当初から使用できるように。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第4、議案第2号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

なお、所長におきましては、座ったままで説明を許します。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） それでは、35ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）でございます。

（総則）

第1条、平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、科目第1款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額31万5,000円、計3億447万2,000円。

科目第1項営業費用、補正予定額31万5,000円、計3億297万1,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条、予算第4条本文中、342万円を512万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目第1款資本的支出、補正予定額170万円、計512万円。

科目第1項建設改良費、補正予定額170万円、計512万円。

提案理由でございます。

最初に、営業費用31万5,000円の補正ですが、平成26年度に地方公営企業法の改正が予定され、減価償却のみなし償却などの改正が見込まれていることから、固定資産台帳を整備する必要があり、その整備を業務委託するものでございます。

次に、建設改良費170万円の補正ですが、平成22年6月に、危険物の規制に関する規則などの改正があり、20年以上経過した地下貯蔵タンクは、内面ライニング工事もしくは電気防食、または危険物のおそれを探知することができる常時監視装置の設置が義務づけられるようになりました。

当施設の重油地下貯蔵タンクは、設置以来34年が経過していますので、上記の対策が必要となります。

つきましては、低コストで工期が短いFRPライニング工事を実施するものでございます。

詳細につきましては、積算資料によりご説明しますので、38、39ページをお開きいただきたいと思います。

それではご説明いたします。

支出です。

款１項１目１総務管理費、節14委託料、補正額31万5,000円、これは、固定資産台帳を整備するための業務委託料でございます。

続いて、42、43ページをお開きいただきたいと思います。

支出です。

款１項１目１設備整備費、節１工事請負費、補正額170万円でございます。重油地下タンクのFRPライニング工事の請負費でございます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。  
何とぞご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　異議なしと認めます。

これから議案第２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君）　挙手全員です。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（小高芳一君）　お諮りします。

本日までに受理した請願は、お手元に写しを配付いたしましたとおりであります。ＴＰＰ交渉参加に関する意見書の提出を求める請願ほか２件であります。

この請願３件については、会議規則第92条第２項の規定により、委員会への付託を省略し、

本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

したがって、請願3件については、委員会への付託を省略し本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小高芳一君) 追加日程第1、請願第1号 TPP交渉参加に関する意見書の提出を求める請願を議題とします。

本請願内容については紹介議員の説明を求めます。

11番野中眞弓議員。

○11番(野中眞弓君) TPP交渉参加に関する意見書の提出を求める請願について、請願書採択のお願いの文書を代読させていただき提案にかえさせていただきます。

詳しいことは、請願要旨の文面をお読みください。

それでは代読させていただきます。

ご存じのとおり、TPPは、食と農にかかわらず、医療、保険、共済、金融、投資、労働力の移動、公共事業など、あらゆる分野に及び、国の根幹と主権にかかわる広範な影響を及ぼす協定です。これまでのFTA、EPAと比べても、より高度な自由化を目指すものです。

一方で情報が公開されず、政府ですら参加するまで詳しい情報を得ることができません。参加後に詳しい情報を得たとしても、交渉情報を秘密にすることが定められていることなど重大な問題を抱えています。

農業分野については、既に協議が終了しているとの情報もあり、農業の例外は不可能であるとの指摘がされています。

TPP問題でアメリカを訪問したTPPに反対する国民会議の代表に対し、アメリカの農業団体は、長年の懸案であった日本の全面自由化が、TPPで実現すると、オバマ政権を高く評価し、これほどうれしいことはないと絶賛、椅子から転げ落ちるほどうれしいと発言したと言われています。

このようなTPPは、何としても参加を阻止しなければなりません。

つきましては、貴議会において、採択に付していただきますようお願いするものです。

農民運動千葉県連合会。

以上です。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりました。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

本請願は、これを採決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

---

#### ◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 追加日程第2、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

本請願内容について紹介議員の説明を求めます。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 教育関係ですので、請願第2及び請願第3号の説明をさせていただきます。

それでは、ただいま日程に追加されました請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び請願第3号 「国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する。

○議長（小高芳一君） 志関議員に申し上げます。

日程第2号までにしていただきたいと思います。

○7番（志関武良夫君） わかりました。

この件の子どもの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長でありま

す小比類巻勲氏から提出されたものでありますが、その代理人であります千葉県教職員組合  
夷隅支部の竹下氏が直接訪問され、私がこの請願の趣旨及びその内容を伺いました。

まず、請願第2号は、義務教育は憲法に基づき、子供たち一人一人が等しく教育が受けら  
れるよう、国の責任におきまして義務教育基盤を堅持するよう求めるものであります。

これにつきまして、大多喜町当局及び教育委員会のご理解、ご尽力をいただき、校舎の建  
てかえ、あるいは耐震化も進み、安全で安心な学校施設整備も行われております。

また、パソコン教育の導入やエアコンの導入もいち早く進み、教育基盤は整備されてお  
りますが、全国的に見れば、まだまだ耐震化が進まないところや教育基盤が整っていないと  
ころもある現状です。将来を担う子供たちが全国どこにいても、同じ教育条件のもとで教育が  
受けられる社会が必要であると願うものであります。

なお、この件につきまして、以前にも提出されました、大多喜町議会では採択し意見書を  
政府関係機関に提出しております。

その状況について、手元に配付いたしましたので参考にしていただきまして、何とぞよろ  
しくご審議いただきまして採択いただきますようお願い申し上げる次第でございます。よろ  
しくどうぞお願いします。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりました。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

本請願は、これを採決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎請願第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 追加日程第３、請願第３号 「国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

本請願内容について紹介議員の説明を求めます。

７番志関武良夫君。

○７番（志関武良夫君） 請願第３号につきましては、平成26年度予算編成に当たりまして、憲法や子どもの権利条約の精神を基本に、子供たちによりよい教育を保障するため、来年の教育予算拡充に努めていただきたいという内容の請願であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりました。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから請願第３号を採決します。

お諮りします。

本請願は、これを採決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、請願第３号は採決することに決定しました。

審議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 ３時１０分）

---

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ３時２０分）

---

◎日程の追加

○議長（小高芳一君） お諮りします。

ただいま江澤勝美君ほか4人から、T P P交渉参加に関する意見書の提出についての発議案が提出されました。

また、志関武良夫君ほか4人から、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、ほか1件の発議案が提出されました。

この発議案3件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

提出された発議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

職員が議案を配付しておりますけれども、配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 配付漏れなしと認めます。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） まず、追加日程第4、発議第1号 T P P交渉参加に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋謙周君） それでは、提出されました発議案につきまして朗読をさせていただきます。

平成25年6月10日。

大多喜町議会議長、小高芳一様。

提出者、大多喜町議会議員、江澤勝美、賛成者、同、根本年生、賛成者、同、麻生勇、賛成者、同、渡辺泰宣、賛成者、同、野中眞弓。

T P P交渉参加に関する意見書の提出について。

上記議案を、大多喜町会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

別紙のほうをごらんいただきたいと思います。

T P P交渉参加に関する意見書（案）となっております。

日ごろ、日本農業の振興のための貴職のご尽力に心から敬意を表します。

T P Pに関し今まで全国44都道府県、2144市町村議会が参加に反対、慎重な対応などを求

める意見書が採択されてきました。

本県でも千葉県議会で2度の反対決議をし県内46市町議会で意見書が決議されています。

そんな中、安倍首相は3月15日にTPP交渉への参加を表明し、4月12日には参加に向けた日米間の事前協議が合意されました。その理由として日米首脳会談で「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」と国益を守ることが可能だとしています。

しかし「日米共同声明」には、「TPPのアウトライン」に示された「高い水準の協定を達成する」ことが明記され、この内容は関税と非関税障壁の全面的な撤廃が前提条件となっています。

TPPは、ほかにも医療や食の安全、官公需発注、ISD条項など多岐に及びますが、これらが守られる明記がありません。「聖域なき関税撤廃が前提なら反対」を初めとした6項目が守れるかとの疑問が広がっています。

さらに「日米事前協議合意」では、自動車や保険の分野でアメリカに譲歩し、非関税障壁についてTPP交渉とは別枠で2国間交渉を行うことになりました。

事前協議で国益を守れませんでした。今後のTPP交渉で国益が守れる保証がありません。

参加表明前後、全国の3月道府県議会では、23道府県議会が参加反対や農業への影響回避、情報開示の徹底を求める意見書を可決されています。

さらに参議院では、「重要5品目などを聖域として確保できないと判断した場合、交渉からの脱退も辞さない」との方針で臨むことの決議をしました。

政府は、TPP参加表明とあわせて影響試算を発表し、試算によれば、輸出拡大などで10年後に国内総生産（GDP）を0.66パーセント押し上げ、3兆2,000億円の経済効果があるとしています。米など主要な農産品の関税撤廃で農業生産額が3兆円減少するとしています。

また全国の多くの県がTPPに参加した場合の損失計算を試算「農業が壊滅的打撃となり地域が消える」との不安がますます広がっています。

裏面をごらんください。

千葉県も農林水産業の減収額は、現在の産出額25パーセントに相当する1,069億円との試算が明らかにされ、米は半減、酪農・養豚は消滅、肉牛も70パーセント生産が失われるとしています。

TPPは効果が少なく、農業への打撃を初めとした失うものが余りにも大きいと言わなければなりません。

また、政府はＴＰＰについて、わかりやすく情報を公開し、お互いの国家主権、食糧主権を尊重し、国の文化や伝統を認め合う、そのようなルールの確立が今必要であり要請します。

これが欠落した現状のルールでは日本の農林水産業が衰退し、食の安全が脅かされ、国民皆保険が壊され、ＩＳＤ条項などの乱用で国の主権が侵害されることになります。

よって、政府におかれては、国民に対する十分な情報の開示や国民合意のもとに慎重に対応されることを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 6 月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、ほか関係大臣、そして衆議院議長、参議院議長宛て送付するという内容でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

6 番江澤勝美君。

○6 番（江澤勝美君） ただいま朗読がございましたけれども、自民党の安倍総理、ＴＰＰ参加を表明いたしましたけれども、私も自民党党员であります、今の現況ではこのまんま賛成するというわけにはいきません。そういうことで、提案理由を説明させていただきます。

発議第1号 ＴＰＰ交渉参加に関する意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど請願第1号について、審議の結果、大多喜町議会としては、行き先不透明なＴＰＰ交渉参加は、本町の主要産業である農林業の衰退への懸念や貴重な国土、自然を守るという見地から、さらに請願趣旨を理解し採択したところであります。

議員各位の中にも、いろいろな立場の方もおられると思いますが、この採択を受けまして、大多喜町議会として、地方自治法第99条の規定によりまして、政府関係機関に意見書を提出するため、会議規則第14条の規定により、根本議員、麻生議員、渡辺議員及び野中議員連名で議案を上程したものであります。

また、このＴＰＰ参加に関する意見書につきましては、本町議会として、平成22年12月開催の議会におきまして、発議案を採択し、政府関係機関に提出しております。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読したとおりであります。よろしくご審議いただき可決賜りますよう申し上げ提案理由とさせていただきます。ど

うかよろしくをお願いします。

○議長（小高芳一君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

まず、発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第2号～発議第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 追加日程第5、発議第2号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、及び追加日程第6、発議第3号 国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋謙周君） それでは、発議2号、そして発議3号の議案につきまして朗読をさせていただきます。

まず、発議第2号でございます。

平成25年6月10日。

大多喜町議会議長、小高芳一様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫、賛成者、同、吉野一男、賛成者、同、野村賢一、賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、山田久子。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について。

上記議案を、大多喜町会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出しますということで、

別紙をごらんいただきたいと思います。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）になっております。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

しかしながら、政府は国の財政悪化から義務教育費国庫負担制度を見直し、その負担を地方に転嫁するような義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止について言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育費国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、万一義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成25年6月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、以下各大臣宛てに提出する予定でございます。

次に、発議第3号でございます。

提出者、賛成者につきましては、発議第2号と同じでございますので割愛をさせていただきます。

件名。

国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記議案を、大多喜町会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出しますということで、1枚めくっていただきたいと思います。

国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書（案）でございます。

教育は、憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」

「不登校」を初め、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差が生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発

電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあり、もとどおりの教育環境に戻るには、まだまだ長い歳月が必要である。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。

そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であり、充実した教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、国においては財政状況も非常に厳しい状況の中ではあるが、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障するため、以下の項目を中心に、平成26年度教育予算を確保されるよう強く要望するという事で、まず1項でございますが、震災からの復興のため教育支援事業の拡充を図ること。

2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定し、実現すること。

3、保護者の教育負担を軽減するため、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

4、現在の経済状況を鑑み、就学援助に関する予算を拡充すること。

5、保護者の教育負担を軽減するため、現行高校授業料実質無料化制度を堅持すること。

失礼しました。これは6に訂正いただきたいと思います。

次の6ですけれども、子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境や条件を整備すること。

次の6項が7になります。ご訂正ください。

危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

そして、次の7が8になります。ご訂正ください。

子供の安全と充実した学習環境を保障するため、基準財政需要額を改善し、地方交付税及び交付金を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、以下各大臣宛てに提出する予定でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

7 番志関武良夫君。

○7 番（志関武良夫君） 発議第 2 号及び第 3 号を一括してご説明申し上げます。

それでは、発議第 2 号及び第 3 号の提案理由を申し上げます。

先ほどご審議いただきました請願第 2 号及び請願第 3 号の採択を受けまして、我々大多喜町議会として、内閣総理大臣初め関係大臣に意見書を提出いたしたく、吉野一男議員、野村賢一議員、吉野僖一議員、山田久子議員の賛同をいただき、発議案を提出したものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読のありましたとおりであります。よろしくご審議いただきまして、何とぞ可決賜りますようお願い申し上げる次第でございます。よろしくどうぞお願いします。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

まず、発議第 2 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第 3 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休会について

○議長（小高芳一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、この後、明日11日から9月30日までの112日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

よって、明日11日から9月30日までの112日間を休会とすることに決定しました。

なお、9月は定例会と位置づけ、本会議を再開する予定ですので、あらかじめご承知願います。

また、議員各位に申し上げますが、さきにご通知申し上げたとおり、本会議終了後に第4会議室で議員全員協議会を開催しますので、3時50分にご参集いただきますようお願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） これをもって散会とします。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時42分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成25年11月14日

議 長 小 高 芳 一

署 名 議 員 渡 辺 泰 宣

署 名 議 員 吉 野 僖 一